

平成30年第5回柳川市議会（臨時会）会議録索引

会期日程表	5
付議事件並びに結果	6
平成30年10月23日	
出席及び欠席議員	9
地方自治法第121条の規定により出席した者	10
本議会に出席した事務局職員	10
議事日程	10
選挙第1号	12
選挙第2号	14
議席の指定について	16
会期の決定について	17
会議録署名議員の指名について	17
常任委員会委員の選任について	17
議会運営委員会委員の選任について	18
選挙第3号	19
選挙第4号	20
選挙第5号	21
選挙第6号	22
選挙第7号	22
選挙第8号	23
議案第76号	24
議会広報編集特別委員会の設置について	25
閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申し出について	26

平成30年第6回柳川市議会（定例会）会議録索引

会期日程表	29
付議事件並びに結果	30

平成30年12月4日

出席及び欠席議員	33
地方自治法第121条の規定により出席した者	34
本議会に出席した事務局職員	34
議事日程	34
諸般の報告について	35
議会運営委員長報告について	38
会議録署名議員の指名について	39
議案の上程について	39
市長の提案理由の説明	39
報告について	43
議会改革特別委員会の設置について	43
オスプレイ等の配備に関する調査特別委員会の設置について	44

平成30年12月6日

出席及び欠席議員	47
地方自治法第121条の規定により出席した者	48
本議会に出席した事務局職員	48
議事日程	48
議案質疑について（議案第77号～議案第78号）	49
（議案第79号～議案第80号）	50
（議案第81号～議案第85号）	50

平成30年12月10日

出席及び欠席議員	53
地方自治法第121条の規定により出席した者	54
本議会に出席した事務局職員	54
議事日程	55
一般質問について	56

矢ヶ部広巳 議員	56
今村 智子 議員	66
立花 純 議員	74
近藤 末治 議員	91
白谷 義隆 議員	105

平成30年12月11日

出席及び欠席議員	121
地方自治法第121条の規定により出席した者	122
本議会に出席した事務局職員	122
議事日程	123
一般質問について	123
緒方 寿光 議員	124
菊次 太丸 議員	140
新谷信次郎 議員	154
藤丸 正勝 議員	169
佐々木創主 議員	179

平成30年12月19日

出席及び欠席議員	195
地方自治法第121条の規定により出席した者	196
本議会に出席した事務局職員	196
議事日程	196
議会運営委員長報告について	197
各委員長報告について	198
総務委員長報告について	198
建設経済委員長報告について	199
教育民生委員長報告について	200
議案の上程について	204
市長の提案理由の説明	204
議員提出議案の提案理由の説明	205
議案第86号～議案第88号	206
特別委員会の委員定数の変更及び委員の選任について	207

平成 30 年

第 5 回柳川市議会臨時会会議録

開 会：平成30年10月23日

閉 会：平成30年10月23日

柳 川 市 議 会

第 5 回 柳 川 市 議 会 (臨 時 会) 日 程 表

月 日	曜	会 議	会 議 の 次 第
10月23日	火	本 会 議	開会・議長選挙・副議長選挙・会期決定・議案質疑・採決・閉会

第 5 回柳川市議会（臨時会）付議案件並びに結果

選 挙

選 第 1 号	議長の選挙について	30.10.23	当 選
選 第 2 号	副議長の選挙について	30.10.23	当 選
選 第 3 号	花宗太田土木組合議会議員の選挙について	30.10.23	当 選
選 第 4 号	柳川みやま土木組合議会議員の選挙について	30.10.23	当 選
選 第 5 号	有明生活環境施設組合議会議員の選挙について	30.10.23	当 選
選 第 6 号	大川柳川衛生組合議会議員の選挙について	30.10.23	当 選
選 第 7 号	東山老人ホーム組合議会議員の選挙について	30.10.23	当 選
選 第 8 号	福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙について	30.10.23	当 選

議 案

	案 件	議 決 日	結 果
議 第 7 6 号	柳川市監査委員の選任について	30.10.23	同 意

そ の 他

常任委員会委員の選任について	30.10.23	選 任
議会運営委員会委員の選任について	30.10.23	選 任

議会広報編集特別委員会の設置について	30.10.23	設 置
--------------------	----------	-----

平成30年10月23日（火曜日）

柳川市議会第5回臨時会会議録

平成30年10月23日柳川市議会議場に第5回市議会臨時会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	白谷義隆	2番	橋本憲之
3番	佐藤勝広	4番	今村智子
5番	新谷信次郎	6番	江口義明
7番	菊次太丸	8番	立花純
9番	近藤未治	10番	佐々木創主
11番	河村好浩	12番	荒木憲
13番	高田千壽輝	14番	諸藤哲男
15番	矢ヶ部広巳	16番	緒方寿光
17番	藤丸正勝	18番	田中雅美
19番	伊藤法博	20番	三小田一美
21番	樽見哲也		

2.欠席議員

なし

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次										
教	育	長	沖		毅										
総	務	部	長	石	橋	正	次								
会	計	管	理	者	大	淵	洋	祐							
市	民	部	長	椛	島	謙	治								
保	健	福	祉	部	長	原	忠	昭							
建	設	部	長	松	永	泰	治								
産	業	経	済	部	長	兼	大	和	庁	舎	長	成	清	博	茂
消	防	部	長	木	下	隆	行								
人	事	秘	書	課	長	高	田	啓	介						
総	務	課	長	松	藤	敏	彦								

4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	樽	見	孝	則					
議	会	事	務	局	次	長	兼	庶	務	係	長	内	田	猛
議	会	事	務	局	議	事	係	長	徳	永	喜	美	香	

5 . 議事日程

- 日程(1) 選挙第1号 議長の選挙について
- 日程(2) 選挙第2号 副議長の選挙について
- 日程(3) 議席の指定について
- 日程(4) 会期の決定について
- 日程(5) 会議録署名議員の指名について
- 日程(6) 常任委員会委員の選任について
- 日程(7) 議会運営委員会委員の選任について
- 日程(8) 選挙第3号 花宗太田土木組合議会議員の選挙について
- 日程(9) 選挙第4号 柳川みやま土木組合議会議員の選挙について
- 日程(10) 選挙第5号 有明生活環境施設組合議会議員の選挙について
- 日程(11) 選挙第6号 大川柳川衛生組合議会議員の選挙について
- 日程(12) 選挙第7号 東山老人ホーム組合議会議員の選挙について
- 日程(13) 選挙第8号 福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙について
- 日程(14) 議案第76号 柳川市監査委員の選任について
- 追加日程(15) 議会広報編集特別委員会の設置について

追加日程（16） 閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申し出
について

午前10時 開会

議会事務局長（樽見孝則君）

おはようございます。本日は、一般選挙後、初めての議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、矢ヶ部広巳議員が年長ですので、御紹介申し上げます。

それでは、矢ヶ部広巳議員、議長席へお願いいたします。

〔矢ヶ部広巳議員、議長席へ着席〕

臨時議長（矢ヶ部広巳君）

ただいま御紹介いただいた矢ヶ部広巳でございます。地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくをお願いいたします。

本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから平成30年第5回柳川市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。

ただいま御着席の議席を仮議席に指定いたします。

日程に入ります前に、市長より挨拶の申し出がっておりますので、市長の発言を許します。

市長（金子健次君）（登壇）

皆さんおはようございます。市議会議員一般選挙後の初めての議会でございます。開議に先立ちまして御挨拶を申し上げます。

議員の皆様は、さきの選挙で市民の皆様の支持を得られ、定数1名減という厳しい選挙を勝ち抜いて当選をされました。私ども執行部一同、深く敬意を表するとともに、心からお祝いを申し上げます。

さて、来年3月21日には1市2町が合併し15年目を迎えることとなります。本市の人口は合併当時7万6,000人でありました。現在は6万7,000人を割り込んでおり、全国的な少子・高齢化の波が押し寄せる中、地域の人口減少や地域経済の縮小など、困難な課題を抱えており、その対応が求められています。このため、平成29年6月に8年間のビジョンを示す第2次柳川市総合計画を策定し、柳川市の将来像を「水と人とまちが輝く柳川」といたしました。そして1点目に「柳川の歴史・文化・風土に誇りと愛着を持つふるさとづくり」、2点目に

「若い世代の希望を叶え、柳川の子育て、暮らしに幸せを感じるひとづくり」、3点目に「水郷柳川の風情や快適さに共感し人を惹きつけるまちづくり」、4点目に「柳川の地域資源や産物を誇れるしごとづくり」の4つの政策目標を掲げ、人口減少への対応と地域の特性を生かしたまちづくりを目指して施策の展開を図ってまいります。

しかしながら、これらの施策を実現するためには、行政の力だけでできることではありません。市民の皆様、議会と行政が1つになり、いろいろな意見を交えながら、オール柳川として取り組んでいくことが何よりも大切であります。柳川に住む人々が郷土への誇りと愛着を持ち、住んでよかったと思える柳川のまちづくり実現のため、職員とともに全力で頑張っ
てまいります。

どうか議員の皆様の一層の御理解と御協力を切にお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

臨時議長（矢ヶ部広巳君）

本日の日程につきましては、日程1を選挙第1号 議長の選挙についてといたします。

日程第1 選挙第1号

臨時議長（矢ヶ部広巳君）

日程1 選挙第1号 議長の選挙について。

これより選挙第1号 議長の選挙を行います。

お諮りいたします。本選挙の方法は、投票、指名推選、いずれの方法にするか、御意見はございませんか。

高田千壽輝君

投票をお願いします。

臨時議長（矢ヶ部広巳君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（矢ヶ部広巳君）

ないようですから、選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

臨時議長（矢ヶ部広巳君）

ただいま出席議員21名であります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

臨時議長（矢ヶ部広巳君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（矢ヶ部広巳君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

臨時議長（矢ヶ部広巳君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。被選挙人の氏名をはっきり記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

議会事務局長（樽見孝則君）

〔氏名点呼・投票〕

臨時議長（矢ヶ部広巳君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（矢ヶ部広巳君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

臨時議長（矢ヶ部広巳君）

開票を行います。

会議規則第30条の規定により、立会人に橋本憲之議員及び江口義明議員を指名いたします。

両議員の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

臨時議長（矢ヶ部広巳君）

それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数21票、これは先ほどの出席議員数に符合いたします。

そのうち、

有効投票 19票

無効投票 2票

有効投票中

樽見 哲也議員 13票

荒木 憲議員 6票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。したがって、樽見哲也議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました樽見議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をいたします。

では、樽見議員、議長に当選の御挨拶をお願いいたします。

議長（樽見哲也君）（登壇）

皆さんおはようございます。樽見哲也でございます。ただいまの議長選挙におきまして当選をさせていただきました。どうもありがとうございます。

柳川の発展のために、真面目に謙虚に頑張っていくことをお誓い申し上げます。どうもありがとうございました。（拍手）

臨時議長（矢ヶ部広巳君）

議長が決定いたしましたので、これにて議長と交代いたします。議員各位の御協力、まことにありがとうございました。

〔仮議長、新議長と交代〕

議長（樽見哲也君）

ここで日程2以降の案件の取り扱いにつきまして協議を行うため、暫時休憩いたします。

午前10時23分 休憩

午前10時32分 再開

議長（樽見哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。今後の日程は、お手元に配付いたしております日程表に従い、順次議事を進行したいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、今後の日程は日程表のとおり決定いたしました。

日程第2 選挙第2号

議長（樽見哲也君）

次に、日程2 選挙第2号 副議長の選挙について。

これより選挙第2号 副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。本選挙の方法は、投票、指名推選、いずれの方法にするか、御意見はございませんか。

高田千壽輝君

投票をお願いします。

議長（樽見哲也君）

わかりました。

それでは、選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

議長（樽見哲也君）

ただいまの出席議員21名であります。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

議長（樽見哲也君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

議長（樽見哲也君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。被選挙人の氏名をはっきり記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

議会事務局長（樽見孝則君）

〔氏名点呼・投票〕

議長（樽見哲也君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

議長（樽見哲也君）

開票を行います。

会議規則第30条の規定により、立会人に橋本憲之議員及び江口義明議員を指名いたします。

両議員の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

議長（樽見哲也君）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数21票、これは先ほどの出席議員数に符合いたします。

そのうち、

有効投票 12票

無効投票 9票

有効投票中

白谷 義隆議員 12票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。したがって、白谷義隆議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました白谷議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をいたします。

では、白谷義隆副議長に当選の御挨拶をお願いいたします。

副議長（白谷義隆君）（登壇）

白谷でございます。ただいま副議長に決定をいただき、ありがとうございます。

これからは議長を補佐し、市民に開かれた議会、そして、信頼できる議会づくりに向けて議員の皆さんと一緒に取り組んでいきたいと考えております。どうぞよろしくお願いをいたします。（拍手）

議長（樽見哲也君）

以上で副議長の御挨拶を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時49分 休憩

午前11時25分 再開

議長（樽見哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 議席の指定について

議長（樽見哲也君）

日程3．議席の指定について。

議員の議席は、会議規則第3条の規定により、議長が定めとなっております。

お諮りいたします。議長席は21番、副議長席は1番とし、2番から20番の議席については、ただいま着席の議席を本議席に指定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、ただいま着席のとおり決定いたしました。

日程第4 会期の決定について

議長（樽見哲也君）

次に、日程4．会期の決定について。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日23日の1日間といたしたいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本臨時会の会期は本日23日の1日間と決定いたしました。

日程第5 会議録署名議員の指名について

議長（樽見哲也君）

次に、日程5．会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員として、2番橋本憲之議員及び20番三小田一美議員を指名いたします。

日程第6 常任委員会委員の選任について

議長（樽見哲也君）

日程6．常任委員会委員の選任について。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

議員各位の希望調査書は既に提出していただいておりますので、その調整を正副議長に御一任願いたいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議ないようですので、そのように取り計らうことに決定いたします。

それでは、調整のため、ここで暫時休憩をいたします。

午前11時27分 休憩

午後3時21分 再開

議長（樽見哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

常任委員会委員の選任につきましては、御提出いただきました希望調査書を考慮しつつ、調整に努めました結果、次のとおり指名することにいたします。

総務常任委員会委員に伊藤法博議員、藤丸正勝議員、荒木憲議員、佐々木創主議員、佐藤勝広議員、橋本憲之議員、江口義明議員、以上の7名の議員でございます。

次に、建設経済常任委員会委員に三小田一美議員、諸藤哲男議員、河村好浩議員、私、樽見哲也、緒方寿光議員、立花純議員、菊次太丸議員、以上の7名の議員であります。

次に、教育民生常任委員会委員に矢ヶ部広巳議員、近藤末治議員、田中雅美議員、白谷義隆議員、高田千壽輝議員、新谷信次郎議員、今村智子議員、以上の7名の議員であります。

以上のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました各議員をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

各常任委員会の委員が決定いたしましたので、各常任委員会を開催し、それぞれ正副委員長を決定していただきたいと思います。

それでは、暫時休憩いたします。

午後3時23分 休憩

午後4時16分 再開

議長（樽見哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会の正副委員長が決定しておりますので、御報告いたします。

総務常任委員会は、委員長に佐々木創主議員、副委員長に江口義明議員。

建設経済常任委員会は、委員長に河村好浩議員、副委員長に緒方寿光議員。

教育民生常任委員会は、委員長に高田千壽輝議員、副委員長に矢ヶ部広巳議員。

以上で報告は終わります。

日程第7 議会運営委員会委員の選任について

議長（樽見哲也君）

次に、日程7. 議会運営委員会委員の選任について。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、議長において指名したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

異議なしと認めます。

それでは、指名をいたします。

副議長の白谷義隆議員、総務常任委員長の佐々木創主議員、建設経済常任委員長の河村好浩議員、教育民生常任委員長の高田千壽輝議員、議長において指名する委員は矢ヶ部広巳議員、藤丸正勝議員、荒木憲議員、立花純議員、以上の8名を指名いたします。御異議ありま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました8名の議員を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

議会運営委員会の委員が決定いたしましたので、議会運営委員会を開催し、正副委員長を決定していただきたいと思います。

ここでお諮りいたします。本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

異議なしと認め、本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

それでは、暫時休憩をいたします。

午後4時18分 休憩

午後4時28分 再開

議長（樽見哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の正副委員長が決定しておりますので、御報告いたします。

委員長に藤丸正勝議員、副委員長に矢ヶ部広巳議員。

以上で報告は終わります。

次に、一部事務組合議会議員の選挙を行います。

議員各位の希望調査書は既に提出していただいておりますので、その調整を正副議長に御一任願いたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議ないようですので、そのように取り計らうことに決定いたします。

あわせて、監査委員についても調整に入りますので、ここで暫時休憩をいたします。

午後4時29分 休憩

午後5時25分 再開

議長（樽見哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8 選挙第3号

議長（樽見哲也君）

日程8．選挙第3号 花宗太田土木組合議会議員の選挙について。

これより選挙第3号 花宗太田土木組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思
います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、議長において指名することに決定いたしました。

では、花宗太田土木組合議会議員に矢ヶ部広巳議員、高田千壽輝議員、新谷信次郎議員、
菊次太丸議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました4名の議員を本選挙の当選人と定
めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました4名の議員が本選挙に当選されま
した。

ただいま本選挙に当選されました4名の議員が議場におられますので、本席から会議規則
第31条第2項の規定により当選の告知をいたします。

日程第9 選挙第4号

議長（樽見哲也君）

次に、日程9 選挙第4号 柳川みやま土木組合議会議員の選挙について。

これより選挙第4号 柳川みやま土木組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、同じく指名推選によりたいと思います。御異議ありま
せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思
います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、議長において指名することに決定いたしました。

では、柳川みやま土木組合議会議員に近藤末治議員、三小田一美議員、伊藤法博議員、河村好浩議員、佐々木創主議員、江口義明議員、橋本憲之議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました7名の議員を本選挙の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました7名の議員が本選挙に当選されました。

ただいま本選挙に当選されました7名の議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をいたします。

日程第10 選挙第5号

議長（樽見哲也君）

日程10．選挙第5号 有明生活環境施設組合議会議員の選挙について。

これより選挙第5号 有明生活環境施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、同じく指名推選によりたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、議長において指名することに決定いたしました。

では、有明生活環境施設組合議会議員に田中雅美議員、白谷義隆議員、三小田一美議員、藤丸正勝議員、諸藤哲男議員、河村好浩議員、緒方寿光議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました7名の議員を本選挙の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました7名の議員が本選挙に当選されました。

ただいま本選挙に当選されました7名の議員が議場におられますので、本席から会議規則

第31条第2項の規定により当選の告知をいたします。

日程第11 選挙第6号

議長（樽見哲也君）

次に、日程11．選挙第6号 大川柳川衛生組合議会議員の選挙について。

これより選挙第6号 大川柳川衛生組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、同じく指名推選によりたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、議長において指名することに決定いたしました。

では、大川柳川衛生組合議会議員に伊藤法博議員、荒木憲議員、今村智子議員、佐藤勝広議員、立花純議員、菊次太丸議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました6名の議員を本選挙の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました6名の議員が本選挙に当選されました。

ただいま本選挙に当選されました6名の議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をいたします。

日程第12 選挙第7号

議長（樽見哲也君）

日程12．選挙第7号 東山老人ホーム組合議会議員の選挙について。

これより選挙第7号 東山老人ホーム組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、同じく指名推選によりたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思
います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、議長において指名することに決定いたしました。

では、東山老人ホーム組合議会議員に高田千壽輝議員、今村智子議員、緒方寿光議員を指
名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました3名の議員を本選挙の当選人と定
めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました3名の議員が本選挙に当選されま
した。

ただいま本選挙に当選されました3名の議員が議場におられますので、本席から会議規則
第31条第2項の規定により当選の告知をいたします。

日程第13 選挙第8号

議長（樽見哲也君）

日程13．選挙第8号 福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙について。

これより選挙第8号 福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、同じく指名推選によりたいと思います。御異議ありま
せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いま
す。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、議長において指名することに決定いたしました。

では、福岡県介護保険広域連合議会議員に高田千壽輝議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました議員を本選挙の当選人と定めるこ
とに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました高田千壽輝議員が本選挙に当選されました。

ただいま本選挙に当選されました高田千壽輝議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をいたします。

ここで暫時休憩をいたします。

午後5時33分 休憩

午後5時42分 再開

議長（樽見哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14 議案第76号

議長（樽見哲也君）

日程14．議案第76号 柳川市監査委員の選任についてを議題といたします。

ここで地方自治法第117条の規定により、20番三小田一美議員の除斥を求めます。

〔三小田一美議員退場〕

議長（樽見哲也君）

議案を朗読させます。

議会事務局長（樽見孝則君）

〔朗読省略〕

議長（樽見哲也君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

議案第76号 柳川市監査委員の選任について御説明申し上げます。

本案は、本市監査委員について、本市議会議員のうちから三小田一美氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

どうぞ御審議の上、御同意いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（樽見哲也君）

本案について質疑を行います。質疑をされる方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

ないようですので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり三小田一美議員の監査委員の選任に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり三小田一美議員の監査委員の選任に同意することに決定いたしました。

ここで三小田一美議員の除斥を解きます。

〔三小田一美議員入場〕

議長（樽見哲也君）

お諮りいたします。議会広報編集特別委員会の設置についてを日程に追加し、追加日程15として議題にすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、議会広報編集特別委員会の設置についてを追加日程15として議題とすることに決定しました。

追加日程第15 議会広報編集特別委員会の設置について

議長（樽見哲也君）

追加日程15．議会広報編集特別委員会の設置についてを議題といたします。

本件については、6名の議員をもって構成する議会広報編集特別委員会を設置し、議会広報の編集発行についての件をこれに付託し、調査が終了するまで閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本件については、議会広報編集特別委員会を設置し、議会広報の編集発行についての件をこれに付託し、調査が終了するまで閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました議会広報編集特別委員会の委員については、委員会条例第8条第1項の規定により指名いたします。

橋本憲之議員、江口義明議員、緒方寿光議員、菊次太丸議員、高田千壽輝議員、新谷信次郎議員の以上6名を指名いたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました6名の議員を議会広報編集特

別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

なお、後日、議会広報編集特別委員会を開催していただき、正副委員長の選出をお願いしておきます。

お諮りいたします。各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から閉会中の所管事項調査付託の申し出がありました。これを日程に追加し、追加日程16として議題にしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、閉会中の所管事項調査付託の申し出については追加日程16として議題とすることに決定しました。

追加日程第16 閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申し出について

議長（樽見哲也君）

追加日程16．閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申し出についてを議題といたします。

閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申し出については、お手元に配付いたしておりますとおり、各常任委員会及び議会運営委員会より所管事項を平成31年3月31日まで付託されたいとの申し出がっております。

お諮りいたします。本件につきましては、申し出のとおり所管事項調査を平成31年3月31日まで各常任委員会及び議会運営委員会に付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本件は申し出のとおり所管事項調査を平成31年3月31日まで各常任委員会及び議会運営委員会に付託することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

これにて平成30年第5回柳川市議会臨時会を閉会いたします。

午後5時50分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳川市議会議長 樽見哲也

柳川市議会臨時議長 矢ヶ部 広 巳

柳川市議会議員 橋本 憲 之

柳川市議会議員 三小田 一 美

平成 30 年

第 6 回柳川市議会定例会会議録

開会：平成30年12月 4 日

閉会：平成30年12月19日

柳 川 市 議 会

第 6 回 柳 川 市 議 会 (定 例 会) 日 程 表

月 日	曜	会 議	会 議 の 次 第
12月4日	火	本 会 議	開会・提案理由説明
12月5日	水	考 案 日	
12月6日	木	本 会 議	議 案 質 疑
12月7日	金	考 案 日	
12月8日	土	休 会	
12月9日	日	休 会	
12月10日	月	本 会 議	一 般 質 問
12月11日	火	本 会 議	一 般 質 問
12月12日	水	休 会	
12月13日	木	委 員 会	
12月14日	金	委 員 会	
12月15日	土	休 会	
12月16日	日	休 会	
12月17日	月	事 務 整 理 日	
12月18日	火	事 務 整 理 日	
12月19日	水	本 会 議	採 決 ・ 閉 会

第6回柳川市議会（定例会）付議案件並びに結果

議 案

	案 件	議 決 日	結 果
議 案 第 77 号	平成30年度柳川市一般会計補正予算（第3号）について	30.12.19	原案可決
議 案 第 78 号	平成30年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について	30.12.19	原案可決
議 案 第 79 号	柳川市消防団条例の全部を改正する条例の制定について	30.12.19	原案可決
議 案 第 80 号	柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	30.12.19	原案可決
議 案 第 81 号	柳川市民温水プールの指定管理者の指定について	30.12.19	原案可決
議 案 第 82 号	柳川市観光案内所の指定管理者の指定について	30.12.19	原案可決
議 案 第 83 号	東山老人ホーム組合理約の変更について	30.12.19	原案可決
議 案 第 84 号	東山老人ホーム組合の解散について	30.12.19	原案可決
議 案 第 85 号	東山老人ホーム組合の解散に伴う財産処分について	30.12.19	原案可決
議 案 第 86 号	平成30年度柳川市一般会計補正予算（第4号）について	30.12.19	原案可決
議 案 第 87 号	工事請負契約の締結について	30.12.19	原案可決
議 案 第 88 号	主要農作物種子法にかわる福岡県独自の条例制定を求める意見書について	30.12.19	原案可決

報 告

報 告 第 10 号	専決処分の報告について（専決第 6 号 和解及び損害賠償額の決定）	30.12.4	報 告
---------------	-----------------------------------	---------	-----

そ の 他

議会改革特別委員会の設置について	30.12.4	設 置
オスプレイ等の配備に関する調査特別委員会の設置について	30.12.4	設 置
特別委員会の委員定数の変更及び委員の選任について	30.12.19	選 任

平成30年12月 4 日（火曜日）

柳川市議会第6回定例会会議録

平成30年12月4日柳川市議会議場に第6回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	白谷義隆	2番	橋本憲之
3番	佐藤勝広	4番	今村智子
5番	新谷信次郎	6番	江口義明
7番	菊次太丸	8番	立花純
9番	近藤未治	10番	佐々木創主
11番	河村好浩	12番	荒木憲
13番	高田千壽輝	14番	諸藤哲男
15番	矢ヶ部広巳	16番	緒方寿光
17番	藤丸正勝	18番	田中雅美
19番	伊藤法博	20番	三小田一美
21番	樽見哲也		

2.欠席議員

なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	酒	見	勇	次
教	育	沖			毅
総	務	石	橋	正	次
会	計	大	淵	洋	祐
市	民	椛	島	謙	治
保	健	原		忠	昭
建	設	松	永	泰	治
産	業	成	清	博	茂
経	済	田	尻	主	範
部	長	木	下	隆	行
兼	大	高	田	啓	介
和	庁	松	藤	敏	彦
庁	舎	池	末	勇	人
舎	長	島	添	守	男
長		川	口	俊	幸
消	防	田	島	雅	彦
人	事	平	田	敬	介
秘	書	田	中	勝	裕
課	長	袖	崎	朋	洋
総	務	待	鳥		哲
課	長	木	下		隆
企	画	松	永		久
課	長				
財	政				
課	長				
税	務				
課	長				
健	康				
づ	く				
り	課				
長					
福	祉				
課	長				
学	校				
教	育				
課	長				
生	涯				
学	習				
課	長				
建	設				
課	長				
農	政				
課	長				
水	路				
課	長				

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	樽	見	孝	則
議	会	事	務	局	次	長	兼	庶	務
係	長					内	田		猛
議	会	事	務	局	議	事	係	長	徳
						永		喜	美
								香	

5. 議事日程

諸般の報告について

- (1) 例月出納検査の結果について(平成30年6月分、7月分、8月分、9月分)
- (2) 市長の行政報告について

日程（１） 議会運営委員長報告について

日程（２） 会議録署名議員の指名について

日程（３） 議案の上程について

議案第77号 平成30年度柳川市一般会計補正予算（第3号）について

議案第78号 平成30年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
について

議案第79号 柳川市消防団条例の全部を改正する条例の制定について

議案第80号 柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制
定について

議案第81号 柳川市民温水プールの指定管理者の指定について

議案第82号 柳川市観光案内所の指定管理者の指定について

議案第83号 東山老人ホーム組合規約の変更について

議案第84号 東山老人ホーム組合の解散について

議案第85号 東山老人ホーム組合の解散に伴う財産処分について

日程（４） 報告について

報告第10号 専決処分の報告について（専決第6号 和解及び損害賠償額
の決定）

追加日程（５） 議会改革特別委員会の設置について

追加日程（６） オスプレイ等の配備に関する調査特別委員会の設置について

午前10時 開会

議長（樽見哲也君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから平成30年第6回柳川市議会定例会を開会いたします。

諸般の報告について。

開議に先立ち、諸般の報告を行います。

最初に、10月23日に設置いたしました議会広報編集特別委員会の正副委員長が決定しておりますので、御報告いたします。

委員長に菊次太丸議員、副委員長に橋本憲之議員であります。

次に、例月出納検査の結果について、監査委員よりお手元に配付のとおり提出されておりますので、御報告をいたします。

次に、市長の行政報告をお願いします。

市長（金子健次君）（登壇）

皆さんおはようございます。本日は平成30年第6回柳川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御多用の中、御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

議長のお許しを得ましたので、議事に先立ちまして、9月定例会以降の主立った事柄について御報告させていただきます。

初めに、広域で構成する諸会議等について御報告いたします。

10月11日には久留米市で国営筑後川下流左岸農地防災事業完工式が九州農政局主催で開催されました。この事業は、筑後川左岸の福岡県側の広域的な災害発生の防止、農業生産の維持と安定化を図るため、平成20年度から着手され、総事業費338億円、総延長70.3キロメートルの国営水路のり面対策工事が完了したものです。

10月16日に仙台市におきまして第41回全国土地改良大会が開催され、宮城県の優良地区事例紹介などが行われるとともに、農業農村整備事業を推進するための大会宣言が採択されました。

10月18日には京都市で全国道路利用者会議第68回全国大会が開催され、古賀誠会長の主催者挨拶に始まり、長期安定的に道路整備が進められるよう、道路関係予算の確保を求める決議が採択されました。

次に、国や県等に対する要望活動について御報告します。

まず、有明海東部地区農地海岸事業推進協議会におきまして、11月2日には九州農政局に対し、11月14日には農林水産省並びに地元選出国會議員に対し、事業の促進について要望しました。

11月5日には高潮対策「矢部川・中島地区河川改修事業」の促進について、地元の河川改修協議会役員とともに、国土交通省九州地方整備局及び筑後川河川事務所に対し、11月9日には国土交通省並びに地元選出国會議員に対し、事業の早期完成のための予算確保について要望活動を行ったところです。

11月12日と13日には福岡県土地改良事業団体連合会において、福岡県農業農村整備事業推進対策委員会及び福岡県と合同で、吉川貴盛農林水産大臣、麻生太郎財務大臣、農林水産省に対し、農業農村整備事業の予算に関する要望を行いました。

11月13日と14日には筑後川下流土地改良事業推進連絡協議会並びに福岡県クリーク防災機能保全対策事業推進協議会において、農林水産省、国土交通省並びに地元選出国會議員に対して、事業予算の確保及び関連施策の充実について要望、提案を行いました。

11月15日には九州地方国道整備促進総決起大会が東京都で開催され、大会後には地元選出国會議員に対し、道路整備が着実に進められるよう要望しました。

11月20日には福岡県有明海漁業振興対策協議会において、福岡県に対し、有明海水産振興に関する7項目について要望を行ったところです。

続きまして、市政の近況について御報告します。

9月15日には市内最高齢の方と新100歳を迎えられた方への訪問、9月20日の柳川市戦没者追悼式、9月22日の柳川市高齢者福祉大会、10月20日の柳川市社会福祉大会、10月27日の柳川市防災運動会など、福祉関係の行事に出席をいたしました。

また、11月21日には本市とみやま市で構成する一部事務組合、東山老人ホーム組合の養護老人ホーム楠寿園の民間移譲の協議が調い、市内にある社会福祉法人かおりの里との協定・契約書調印式に出席しました。

総務分野では、山形ビルサービス創業者の與田博利さんと元相談役の近藤勝昭さんから寄付を受け購入した3台のコミュニティバスを含めて、10月1日からバス運行の再編を行いました。

教育・文化関係分野では、9月11日に三橋町五拾町にある旧綿貫家住宅の開所式を行いました。この住宅は江戸時代に建てられた武家住宅で、移住体験や芸術家による創作活動、文化芸術交流の実践の場として活用してまいります。

詩聖・北原白秋先生の命日である11月2日には白秋祭式典を開催しました。ことしも姉妹都市の竹田市、友好都市の延岡市を初め、約300人の参加をいただきました。白秋献詩は全国37都道府県から8,825篇の応募があり、本市からは10年ぶりとなる文部科学大臣賞を昭代第一小学校5年の大塚勇作君が受賞されました。

また、白秋先生の命日の前後3日間で開催されます白秋祭水上パレードには延べ約180そう、約2,700人の方々にお越しいただき、市民の皆様の温かいおもてなしに喜ばれていました。

11月3日には第10代横綱雲龍顕彰記念第31回少年相撲大会に出席しました。ことしは県内外から48校、350人の少年力士が出場し、土俵で熱戦を繰り広げました。当日は琴奨菊関や佐渡ヶ嶽親方に参加していただいた模範稽古でも会場が大いににぎわいました。

建設経済分野では、9月15日に国内最大級となります柳川農業協同組合の南部地区カントリエレベーター新設工事竣工式とJA柳川合併30周年記念式典に出席しました。

10月11日には市営住宅（仮称）柳河団地建設工事起工式に、10月27日は柳川商店街拠点整備事業「柳川よかもん館（仮称）」建設工事起工式に出席しました。

11月6日には山門郡三橋瀬高土地改良区と三橋南部土地改良区の合併契約書調印式が開催され、みやま市長らとともに立会人として出席しました。

11月24日、25日には農業、漁業、商工業、観光業等に携わる皆様が連携して第14回柳川よかもんまつりを開催し、天候にも恵まれて多くの人出でにぎわいました。

昨日は九州地区のトップを切って乾ノリ初入札会が開催されました。10月25日に種つけが行われて以降、海況が心配された時期もありましたが、順調に生育した高品質のノリが出品されました。

次に、安全・安心分野につきまして、10月12日に陸上自衛隊が導入する輸送機オスプレイ等の佐賀空港への配備計画をめぐり、市議会議長とともに、池田英雄佐賀県副知事と会談しました。会談では事前協議の前段階として意見交換に応じるという佐賀県の姿勢を確認し、今後は疑問点を確認しながら協議を進めてまいります。

また、平成30年7月豪雨災害に対する支援の輪が広がっており、11月末現在で市内の小・中学校や団体などから1,599,468円の義援金が寄せられており、今後も被災された方々の気持ちに寄り添ってまいりたいと考えています。

結びになります。NHK大河ドラマ招致活動につきまして、11月16日に樽見議長と江口福岡県副知事とともにNHK本社を訪れ、上田良一会長、木田幸紀専務理事を初め、幹部の方々と面談し、NHK大河ドラマ招致について強く要望してまいりました。

以上、行政報告といたします。

議長（樽見哲也君）

以上をもって諸般の報告についてを終了し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長（樽見哲也君）

日程1 議会運営委員長報告について。

会期並びに日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（藤丸正勝君）（登壇）

皆さんおはようございます。平成30年第6回柳川市議会定例会の会期日程等について、11月30日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その結果を報告申し上げます。

まず、会期であります。本日、12月4日から12月19日までの16日間といたしております。

その内容について申し上げますと、本日開会、提案理由の説明、5日、考案日、6日を議案質疑、7日、考案日、8日、9日は休日で休会、10日、11日、12日を一般質問、13日、14日を委員会、15日、16日は休日で休会、17日、18日は事務整理日、19日を採決、閉会といたしております。

次に、本日の日程について申し上げます。

日程2 が会議録署名議員の指名についてであります。

日程3 が議案の上程についてで、議案第77号から議案第85号までの9議案の一括上程であります。

日程4 が報告についてであります。

なお、報告に対する質疑は本日の本会議終了後の全員協議会をお願いすることにいたしております。

次に、2日目の日程について申し上げます。

日程1 が議案質疑についてであります。

初めに、議案第77号及び議案第78号の2議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第77号は総務委員会に審査を付託、議案第78号は教育民生委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第79号及び議案第80号の2議案を一括議題とし、質疑終了後、2議案とも総務委員会に審査を付託としております。

次に、議案第81号から議案第85号までの5議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第81号は教育民生委員会に審査を付託、議案第82号は建設経済委員会に審査を付託、議案第83号から議案第85号までの3議案は教育民生委員会に審査を付託としております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、報告を申し上げて、終わります。

議長（樽見哲也君）

会期並びに日程につきましては、ただいまの報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、会期並びに日程につきましては、ただいまの報告どおり決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名について

議長（樽見哲也君）

日程2．会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員として、3番佐藤勝広議員及び19番伊藤法博議員を指名いたします。

日程第3 議案の上程について

議長（樽見哲也君）

日程3．議案の上程について。

議案第77号から議案第85号までの9議案を一括上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

今回御提案いたします議案第77号から議案第85号までの9議案について御説明申し上げます。

まず、議案第77号 平成30年度柳川市一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

今回御提案いたしております補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ550,499千円を追加、予算の総額を歳入歳出それぞれ30,794,055千円にしようとするものであります。

それでは、予算の内容について歳出から款を追って御説明申し上げます。

まず、特別職及び各款にわたります一般職の人件費につきましては、14,193千円を増額しております。

これは年度中退職、再任用職員の減等により減額になる一方、人事院勧告による一般職の月例給や勤勉手当の支給率の引き上げ、特別職の期末手当の支給率の引き上げ、台風等災害に伴う時間外勤務手当等の増額によるものです。

なお、人事異動に伴う各款の人件費調整もあわせて行っておりますことを申し添えます。
次に、2款・総務費は50,758千円を増額補正しております。

内容としましては、職員人件費の調整以外は、職員採用試験応募者数の増加に伴う経費、三橋庁舎空調設備の施設整備費を計上しております。

3款・民生費は450,804千円を増額補正しております。

内容としましては、利用者の増加などに伴う自立支援給付費や障害児通所給付費、保育所運営費などのほか、生活保護費などにおいて、前年度事業費の精算に伴う国庫や県支出金の返還金などを計上しております。

4款・衛生費は8,437千円を増額補正しております。

内容としましては、職員人件費の調整以外は、1人当たりの医療費等の増加に伴う未熟児養育医療費、事業費の増額に伴う福岡県南広域水道企業団出資金を計上しております。

6款・農林水産業費は50,444千円を増額補正しております。

内容としましては、農地・水保全対策事業費の多面的機能支払交付金の内示額が確定したことにより、当初予算との差額を計上したほか、県の追加予算に伴う県営災害に強いたため池等整備事業負担金などを計上しております。

7款・商工費では2,811千円を減額補正しております。

内容としましては、職員人件費の調整以外は、中小企業者等融資資金の早期完済件数の増加による信用保証料補助金、国の採択を受けた柳川商店街拠点整備事業の経費に対する補助金として柳川商店街振興事業補助金を計上しております。

10款・教育費では21,427千円を増額補正しております。

内容としましては、両開小学校、蒲池小学校の給食設備備品の更新費、大和生涯学習センター外壁パネル落下防止対策工事に係る経費を計上したほか、オリンピック・パラリンピック関連事業に伴うホストタウン対応として、地域おこし協力隊員1人分の経費などを計上しております。

12款・公債費では39,557千円を減額補正しております。

内容としましては、平成19年度に10年ごとの利率見直し方式で借り入れた臨時財政対策債、平成19年度に5年ごとの利率見直し方式で借り入れた合併特例債及び一般公共事業債の利率の確定に伴い公債費を調整するほか、平成29年度借り入れ地方債の借入額や利率の確定などにより利子を減額するものであります。

以上が歳出の主な内容であります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

まず、9款・地方交付税では普通交付税につきまして61,355千円を増額補正しております。

11款・分担金及び負担金では保育料につきまして19,000千円を増額補正しております。

13款・国庫支出金では子どものための教育・保育給付費等189,254千円を増額補正しております。

14款・県支出金では自立支援給付費や経営体育成支援事業等86,585千円を増額補正しております。

18款・繰越金では103,550千円を増額補正しております。

19款・諸収入では農業水利施設保全対策事業負担金2,745千円を減額補正しております。

20款・市債では、三橋庁舎空調設備改修事業費について新たに計上したこと、県営農業水利施設保全対策事業負担金について有利な防災対策事業債を使えるようになったことなどにより93,500千円を増額補正しております。

第2表 繰越明許費では、柳川市・みやま市一般廃棄物処理施設整備事業費につきまして翌年度への予算繰り越しを御提案しております。

第3表 債務負担行為補正では、柳川市観光案内所指定管理料について追加を行っております。

第4表 地方債補正では、三橋庁舎空調設備改修事業費や福岡県南広域水道企業団出資金など4件について追加、または変更を行っております。

次に、議案第78号 平成30年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、国民健康保険担当職員の人事院勧告に準じた給与改定及び人事異動等に伴い人件費を増額する必要が生じたこと、また、国の交付金である療養給付費等負担金及び高額医療費共同事業負担金につきまして、前年度精算額の確定に伴い国庫への返還金が生じたことにより必要な額を補正するものです。

歳出につきまして、総務管理費の給料、職員手当等の人件費及び諸支出金を増額し、その財源として、歳入では職員給与費に係る一般会計繰入金及び繰越金を増額しています。

これにより、歳入歳出それぞれ162,600千円を追加し、補正後の予算総額を9,100,110千円とするものです。

次に、議案第79号 柳川市消防団条例の全部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、柳川市消防団の設置等に関する条例と柳川市消防団条例を1つにまとめ、新たに柳川市消防団条例として制定するものです。

内容を申しますと、消防団の設置、名称及び区域に関する項目を加え、消防団員の定数を

明確にし、団員の服務と規律を詳細に示すとともに、公務災害補償及び退職報償金の取り扱いについて明記するものです。

次に、議案第80号 柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、平成30年8月10日の人事院勧告に準じて、職員の給料表及び勤勉手当等を改正し、あわせて議員並びに市長、副市長及び教育長の期末手当を改正しようとするものです。

次に、議案第81号 柳川市民温水プールの指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本案は、柳川市民温水プールの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

柳川市民温水プールの管理運営につきましては、平成19年4月1日から指定管理者制度を導入しており、現在の指定管理者が平成31年3月31日をもって指定期間が満了することから、新たに公募により指定管理者の候補者を選定したところであります。

経過を申し上げますと、平成30年9月3日に公募の告示を行い、期間中に2者からの応募がありました。10月24日に開催の選定委員会での審査により、株式会社サンアメニティを候補者に選定し、今回提案するものです。

なお、指定の期間は平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間としております。

次に、議案第82号 柳川市観光案内所の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本案は、柳川市観光案内所の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

柳川市観光案内所の管理運営につきましては、平成22年4月1日から指定管理者制度を導入しておりますが、平成31年3月31日をもって指定期間が満了することに伴い、新たに指定管理者の候補者を選定したところであります。

候補者の選定につきましては、これまでと同様、条例に規定する「公の施設の性格、規模、及び機能により公募に適さないとき」を適用し、公募によらない選定方法としております。

候補者につきましては、これまでの市からの委託の実績や地域情報の収集・発信などに精通している理由などから、前回に引き続き一般社団法人柳川市観光協会を選定し、今回提案するものであります。

なお、指定の期間は平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間としております。

次に、議案第83号 東山老人ホーム組合規約の変更について御説明申し上げます。

本案は、東山老人ホーム組合の解散に伴う事務の承継に関し、当該規約を変更する必要性が生じたので、みやま市と協議することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

次に、議案第84号 東山老人ホーム組合の解散について御説明申し上げます。

本案は、東山老人ホーム組合が運営する養護老人ホーム楠寿園の民間譲渡に伴い、当該組

合を解散することに関し、みやま市と協議することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第85号 東山老人ホーム組合の解散に伴う財産処分について御説明申し上げます。

本案は、東山老人ホーム組合の解散に伴う財産処分に関し、みやま市と協議することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、9議案について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

日程第4 報告について

議長（樽見哲也君）

日程4 . 報告について。

報告第10号 専決処分の報告について（専決第6号 和解及び損害賠償額の決定）について市長の報告を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

報告第10号 専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、バス停転倒に係る和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により平成30年10月24日付で専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

概要を申し上げますと、平成30年8月22日午後2時ごろ、本市が運行するコミュニティバスの田脇バス停が台風19号の強風にあおられたことで倒れ、駐車していた相手方自家用車の前方部を破損させたものであります。この事故に係る損害賠償額を91,420円と決定し、相手側と示談いたしたところであります。

なお、損害賠償額は全国町村会総合賠償補償保険の保険金で補填しております。

以上、御報告を申し上げます。

議長（樽見哲也君）

以上で市長の報告は終わりましたが、この報告についての質疑は本日の本会議終了後の全員協議会をお願いすることにいたしまして、報告についてを終了いたします。

お諮りいたします。議会改革特別委員会の設置についてを日程に追加し、追加日程5として議題にすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、議会改革特別委員会の設置についてを追加日程5として議題とすることに決定しました。

追加日程第5 議会改革特別委員会の設置について

議長（樽見哲也君）

追加日程５．議会改革特別委員会の設置についてを議題といたします。

本件については、全議員をもって構成する議会改革特別委員会を設置し、議会改革についてをこれに付託し、調査が終了するまで閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思いません。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本件については、議会改革特別委員会を設置し、議会改革についてをこれに付託し、調査が終了するまで閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました議会改革特別委員会の委員については、委員会条例第８条第１項の規定により全議員21名を指名いたします。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、ただいま指名いたしました21名を議会改革特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

なお、本日、本会議終了後、議会改革特別委員会を開催し、正副委員長を選出を行いたいと思いません。

お諮りいたします。オスプレイ等の配備に関する調査特別委員会の設置についてを日程に追加し、追加日程６として議題にすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、オスプレイ等の配備に関する調査特別委員会の設置についてを追加日程６として議題とすることに決定しました。

追加日程第６ オスプレイ等の配備に関する調査特別委員会の設置について

議長（樽見哲也君）

追加日程６．オスプレイ等の配備に関する調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

本件については、11名をもって構成するオスプレイ等の配備に関する調査特別委員会を設置し、オスプレイ等の配備に関する調査をこれに付託し、調査が終了するまで閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思いません。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本件については、オスプレイ等の配備に関する調査特別委員会を設置し、オスプレイ等の配備に関する調査をこれに付託し、調査が終了するまで閉会中の継続審

査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されましたオスプレイ等の配備に関する調査特別委員会の委員については、委員会条例第8条第1項の規定により、白谷義隆議員、今村智子議員、新谷信次郎議員、菊次太丸議員、佐々木創主議員、高田千壽輝議員、矢ヶ部広巳議員、緒方寿光議員、藤丸正勝議員、伊藤法博議員、三小田一美議員、以上11名を指名いたします。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、ただいま指名いたしました11名をオスプレイ等の配備に関する調査特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

なお、本日、本会議終了後、オスプレイ等の配備に関する調査特別委員会を開催し、正副委員長の選出をお願いします。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時35分 散会

平成30年12月 6 日（木曜日）

柳川市議会第6回定例会会議録

平成30年12月6日柳川市議会議場に第6回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	白谷義隆	2番	橋本憲之
3番	佐藤勝広	4番	今村智子
5番	新谷信次郎	6番	江口義明
7番	菊次太丸	8番	立花純
9番	近藤末治	10番	佐々木創主
11番	河村好浩	12番	荒木憲
13番	高田千壽輝	14番	諸藤哲男
15番	矢ヶ部広巳	16番	緒方寿光
17番	藤丸正勝	18番	田中雅美
19番	伊藤法博	20番	三小田一美
21番	樽見哲也		

2.欠席議員

なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子健次
副	市長	酒見勇次
教	育長	沖毅
総	務部長	石橋正次
会	計管理者	大淵洋祐
市	民部長	椛島謙治
保	健福祉部長	原忠昭
建	設部長	松永泰治
産	業経済部長兼大和庁舎長	成清博茂
教	育部長兼三橋庁舎長	田尻主範
消	防長	木下隆行
人	事秘書課長	高田啓介
総	務課長	松藤敏彦
企	画課長	池末勇人
財	政課長	島添守男
税	務課長	川口俊幸
健	康づくり課長	田島雅彦
福	祉課長	平田敬介
学	校教育課長	田中勝裕
生	涯学習課長	袖崎朋洋
建	設課長	待鳥哲
農	政課長	木下隆
水	路課長	松永久

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会事務局	長	樽見孝則
議	会事務局	次長兼庶務係長	内田猛
議	会事務局	議事係長	徳永喜美香

5. 議事日程

日程(1) 議案質疑について

議案第77号 平成30年度柳川市一般会計補正予算(第3号)について

議案第78号 平成30年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

について

議案第79号 柳川市消防団条例の全部を改正する条例の制定について

議案第80号 柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第81号 柳川市民温水プールの指定管理者の指定について

議案第82号 柳川市観光案内所の指定管理者の指定について

議案第83号 東山老人ホーム組合規約の変更について

議案第84号 東山老人ホーム組合の解散について

議案第85号 東山老人ホーム組合の解散に伴う財産処分について

午前10時 開議

議長（樽見哲也君）

おはようございます。本日の出席議員20名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入ります前に、12月4日の本会議において設置いたしました議会改革特別委員会並びにオスプレイ等の配備に関する調査特別委員会の正副委員長が決定しておりますので、御報告いたします。

議会改革特別委員会は、委員長に高田千壽輝議員、副委員長に緒方寿光議員であります。

次に、オスプレイ等の配備に関する調査特別委員会は、委員長に白谷義隆議員、副委員長に伊藤法博議員であります。

以上で報告を終わります。

日程第1 議案質疑について

議長（樽見哲也君）

日程1．議案質疑について。

開会日に上程されました議案の質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、市議会会議規則第54条の規定のとおり、議題外の質問、また、自己の意見を述べることのないようにお願いします。

議案第77号 平成30年度柳川市一般会計補正予算（第3号）について及び議案第78号 平成30年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての以上2議案を一括議題といたします。

2議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第77号 平成30年度柳川市一般会計補正予算（第3号）について

は総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第78号 平成30年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第79号 柳川市消防団条例の全部を改正する条例の制定について及び議案第80号 柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての以上2議案を一括議題といたします。

2議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第79号 柳川市消防団条例の全部を改正する条例の制定については総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第80号 柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第81号 柳川市民温水プールの指定管理者の指定について、議案第82号 柳川市観光案内所の指定管理者の指定について、議案第83号 東山老人ホーム組合規約の変更について、議案第84号 東山老人ホーム組合の解散について及び議案第85号 東山老人ホーム組合の解散に伴う財産処分についての以上5議案を一括議題といたします。

5議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第81号 柳川市民温水プールの指定管理者の指定については教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第82号 柳川市観光案内所の指定管理者の指定については建設経済委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は建設経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第83号 東山老人ホーム組合規約の変更については教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第84号 東山老人ホーム組合の解散については教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第85号 東山老人ホーム組合の解散に伴う財産処分については教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時7分 散会

平成30年12月10日（月曜日）

柳川市議会第6回定例会会議録

平成30年12月10日柳川市議会議場に第6回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	白谷義隆	2番	橋本憲之
3番	佐藤勝広	4番	今村智子
5番	新谷信次郎	6番	江口義明
7番	菊次太丸	8番	立花純
9番	近藤未治	10番	佐々木創主
11番	河村好浩	12番	荒木憲
13番	高田千壽輝	14番	諸藤哲男
15番	矢ヶ部広巳	16番	緒方寿光
17番	藤丸正勝	18番	田中雅美
19番	伊藤法博	20番	三小田一美
21番	樽見哲也		

2.欠席議員

なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	酒	見	勇	次
教	育	沖			毅
総	務	石	橋	正	次
会	計	大	淵	洋	祐
市	民	椛	島	謙	治
保	健	原		忠	昭
建	設	松	永	泰	治
産	業	成	清	博	茂
教	育	田	尻	主	範
消	防	木	下	隆	行
人	事	高	田	啓	介
総	務	松	藤	敏	彦
企	画	池	末	勇	人
財	政	島	添	守	男
税	務	川	口	俊	幸
健	康	田	島	雅	彦
福	祉	平	田	敬	介
学	校	田	中	勝	裕
生	涯	袖	崎	朋	洋
建	設	待	鳥		哲
農	政	木	下		隆
水	路	松	永		久
生	活	武	田	真	治
観	光	松	藤	満	也
商	工	古	賀	和	明
廃	棄	松	尾		強

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	樽	見	孝	則
議	会	事	務	局	次	長	内	田	猛
議	会	事	務	局	議	事	徳	永	喜
								美	香

5 . 議事日程

日程 (1) 一般質問について

順位	質 問 者	質 問 事 項
1	15 番 矢ヶ部 広 巳	1 . みやま市長が代わって大型共同事業は 2 . ガード・レール等の設置を 3 . 不評を買ってる花火大会駐車場の有料化 4 . 外国人労働者の実態は 5 . 小・中学校の先生は足りてるの
2	4 番 今 村 智 子	1 . 投票について (1) 柳川市議会議員選挙 (平成30年9月30日) における18歳 19歳の投票率 (2) 投票環境向上にむけた取り組み 2 . 給食費徴収について (1) 小・中学校の徴収状況 (2) 近隣市の徴収状況 (3) 経済的に納められない世帯への対応 (4) 要保護、準要保護の家庭の支払い状況 (5) 口座引き落とし 3 . 庁舎内の改修計画について (1) 庁舎内の備品 (イス等) の破損状況 (2) 庁舎内の改修計画 (3) 各庁舎の正面玄関ロビーのディスプレイ
3	8 番 立 花 純	1 . 選挙制度の在り方について 2 . 観光振興について 3 . 職員向け研修について
4	9 番 近 藤 末 治	1 . 多面的機能交付金事業と水路管理について 2 . 道路整備について (1) 県道久留米柳川線の整備状況と都市計画道路矢加部柳河線 について (2) 三橋町枝光交差点と昭代地区への道路計画は (3) 高橋中牟田線の進捗状況は
5	1 番 白 谷 義 隆	1 . 地域公共交通のあり方について (1) 公共交通の利便性の向上 2 . 佐賀空港へのオスプレイ等の配備について (1) 佐賀県知事の受入れ表明を受けて 3 . 福祉避難所について

午前10時 開議

議長（樽見哲也君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

議長（樽見哲也君）

日程1 一般質問について。

一般質問をお手元に配付しております日程表の記載順に行います。

一般質問は、市の一般事務についてであり、この範囲を逸脱しないようお願いしておきます。

なお、市議会会議規則第54条の規定のとおり、発言は全て簡潔明瞭にされるようお願いしておきます。また、執行部の答弁も簡潔明瞭な答弁をお願いします。

それでは、第1順位、15番矢ヶ部広巳議員の発言を許します。

15番（矢ヶ部広巳君）（登壇）

おはようございます。15番、矢ヶ部広巳でございます。9月30日の市議会議員選挙で市民の皆さんの心温まる御支援をいただきまして再び議席を得て、こうして一般質問に立てること、心から感謝とお礼を申し上げます。

私は、今回の一般質問では、5項目にわたり執行部にただしていきたいと思っております。

まず最初に、みやま市長がかわって大型共同事業は、2番目に、ガードレール等の設置を、3番目に、不評を買っている花火大会駐車場の有料化について、4番目に、外国人労働者の実態はどうであるか、最後に、小・中学校の先生は足りておるのか。

あとは自席にて一問一答形式で進めますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

15番（矢ヶ部広巳君）続

それでは、通告に従いまして、最初に、みやま市長がかわりまして大型事業はということについて質問をいたします。

10月28日投票のみやま市長選挙がありました。新しい市長には、前の市長の後継者ではない人が当選をされました。そこで危惧されるのが、共同大型事業を今みやま市と2つやっておるわけではありますが、今後について、これは全くスタートでありまして、緒についたばかりの大型事業であります。それがスムーズにいくものなのかどうなのか、かてて加えまして、大型事業でありますから大変高額な事業でもあります。新しいみやま市長とはどのような話し合いをされたのか、お尋ねいたします。

市長（金子健次君）

おはようございます。矢ヶ部議員の御質問にお答えをさせていただきます。

質問は、新みやま市長、松嶋市長と大型共同事業についてどのような協議を行ったのかという御質問でございます。

実は、みやま市長選挙直後の10月30日に、今後の有明生活環境施設組合の運営のあり方全般につきまして直接お会いをし協議を行いました。その中で、今、組合が進めております共同事業については、いずれも市民生活に欠くことのできない重要な事業である。そして、事業については、今後も早期の完成を目指して推進をしていきたいと思いますということで意見の一致を見たところでございます。

また、蛇足ではございますけれども、その場で松嶋市長から御推挙をいただきまして、私が組合長に、松嶋市長が副組合長にそれぞれ就任することも協議の中で決定をいたしました。

さらには、12月4日開会のみやま市議会定例会冒頭、松嶋市長の施政方針演説では、松嶋市長は、現在進行中の柳川市との新ごみ焼却施設や火葬場施設建設事業の大型プロジェクト事業は、市民にとって必要な施設であるということで、完成に向けて取り組んでいきますと述べられております。事業の推進方針に何ら変更はないものと私は確信をいたすものでございます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

今までは組合長さんはみやまの市長さんであったんですか、どうでしょうか。

市長（金子健次君）

協議の中で、松嶋市長はまだ就任したばかりだし、市長は10年近く市長をされておりますし、ぜひ組合長は柳川市長の金子市長にやってもらいたいということでございました。以前は西原市長ということで、私は副組合長ということでございました。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

つまり組合長さんはかわられたということで、わかりました。

さらには柳川市議会議員の選挙もありまして、構成議員の入れかわりもあっております。議員との協議の場も必要ではないかと私は思いますが、そのことについてお尋ねをいたします。

廃棄物対策課長（松尾 強君）

矢ヶ部議員の質問にお答えします。

有明生活環境施設組合の議会には、柳川市議会から7名の議員さん方が選出されておりますが、うち4名がこのたびの改選で交代されました。

組合議会の中には、組合広域施設建設検討委員会が設置され、この2つの事業について協議がなされております。この2つの事業につきましては、これまでも柳川市議会の全員協議

会などで随時報告しておりましたが、改選された4名の議員には、建設検討委員会で継続して検討されている内容を個別に御説明申し上げました。その後11月6日に第3回組合議会定例会が、11月28日には組合広域施設建設検討委員会が開催されており、そこでもこれまでの経過説明が行われました。今後は組合議会や建設検討委員会の場で、さまざまな課題等について協議がなされるものと考えております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

いずれにいたしましても、ひとつお互い丁寧な説明責任を果たされまして、この2つの大型事業を進めていっていただきたいと思います。

そして、これは通告はしておりませんが、単独事業として文化会館の建設がっておりますが、きのう私は1時から行われました、水の郷でありました「人権を考えるつどい」に参加をさせていただきました。市長もごらんのとおり、講師が蓮池薫さんでありましたから、もう超々満員でございました。本会場もいっぱい、サブ会場2つつくってありましたが、これも当然満員でありました。ということは、もうほとんどの方が車で見えてありますから、駐車場がなくて本当にみんな心配、とめるところがない、どこにとめたらいいやろうか。私は大きな声では言いませんが、無断で柳川かんぼセンターにとめさせてもらいましたからスムーズに行くことができたが、本当皆さんがこれは心配してあった。今度、文化会館ができますが、皆さんも心配されてるように、駐車場が果たして今の文化会館で大丈夫かという不安を私はもう本当直接感じました。途中で、もう車をとめるところがないから帰られた方もあると聞いております。やっぱりこの今の文化会館をもう建てることに決まっておるわけですから、この問題はやっぱり避けて通れない問題だろうと私は改めて感じたところでありまして、喫緊の課題であると思います。

それと同時に、参加をされてある方は、もうほとんど60歳以上の方なんですよ。そして、あの足湯の前から歩いていかれる。それはもう市民に大変な迷惑をかけたことは事実であろうと思います。

それで、通告をしていませんが、市長としてもどのように感じられたのか。そして、どのように新しい文化会館での駐車場を広げていくのか。もし考えがありましたら、ひとつよかったですらお答えをお願いします。

市長（金子健次君）

昨日は「人権を考えるつどい」ということで、1時から水の郷で、めぐみさんのアニメと、そしてまた蓮池さんの、16年北朝鮮から帰国をされて、その経験等いろんな形で語られました。90分の時間も延長されて、また、質問等にもありましたが、そういうこともきちんとお答えをして、それぞれの出席の方、大ホールのほうが400名近くですので、サブ会場と合わせますと700名近くの方が出席をされて、非常に体験の話がされたわけですがけれども、私自

身も本当に感動的で、また、私たち聞きたいことをいろんな形で生に実際お話をされたことについては、教職員の方が2名質問されてありましたけど、そのことをどう子供たちに伝えていいかどうかということも聞いてありましたけど、堂々とお話をされたことについては感動し、また、自分としてもこれからのこのことについてどう考えていくかということの何か道筋をお話ししていただいたということでございます。

質問の趣旨は、柳川市文化会館の駐車場の問題、確かに今の駐車場では確保できていないと思います。このことについては、いろんな形で議員のほうからも以前の質問がありました。足湯のところの駐車場、そしてまた、旧ホテルの跡地の駐車場、そしてまた、こちらの駐車場とも若干足は遠くなりますけれども、時間的には5分等で私も実際歩いてみましたけれども、そういう時間的にはありますので、そういうことで、駐車場については私は確保できておるとも一概に言えないんですけれども、そういうことで足を、歩いて行っていただきたいというふうに思います。私も車をとめたところに行きますと、若干、逆に分散したほうがいいかなと思ったのは、一気に、一遍のところに出るときがほとんど信号機でかわすことができないうことで、分散の駐車場のほうがいいかなという感じはしたところでございます。

いろんな課題がありますけれども、柳川リハビリテーションの移設の問題もありますし、そこに駐車場の問題がこれから将来に向かって出てくるかということも含めて、高木リハビリテーションの移設の問題も含めて話をこちらのほうに投げかけておられますので、そういうことも今後出てくるんじゃないかということで、矢ヶ部議員と同じような気持ちのこともありました。確かに、はけるのが若干時間が遅かったんですけれども、最終的には事故がなくてよかったというふうに思っておりますし、また、話は大変すばらしい、感動的な話でございます、それぞれの聞かれた方がですね。ただ、年齢的にはもう上の方ばかりでした。若い人はいなかったと思いますけれども、機会があれば、蓮池さんも小学校や中学校、高校生等も全国走り回って、何とか残された拉致被害者の人を救済していこうという気持ちがひしひしと私は伝わっていきましたので、そのことは私たちもいろんな形で支援をしていきたいというふうに考えているところでございます。そういうことについても、小学生や高校生、そういう機会があれば、また再度、柳川のほうに入っていたいただければというふうに思っています。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

私も同感であります。きのうの蓮池薫さんと呼んでもらったということは非常に理にかなった、みんなが一日も早く拉致問題の解決を願っておるわけです。しかも、その当事者だった蓮池さんを柳川の地に呼んでもらったということは、もう非常に私はよかったですろうと思いますが、今言ったように、ただ、駐車場の問題だけがちょっとまずかったなという気もしないではないわけでありますから、新しい文化会館での駐車場確保に向けて、あらゆる

手を使っていただいて確保していただくようお願いいたします。

今、市長も言いましたように、60歳以上がほとんどでありました。これで、アンケートについてちょっと私は疑問を持ったわけですが、60歳以上がほとんどであるのに、あなたは20歳代か、30歳代か、40歳代か、50歳代か、あとは60歳以上になっておっですよ。その後の70歳代、80歳代、私は90歳代以上と、それぐらいのランクを私はつけていいじゃないかと心に私は思いました。もうほとんどは60歳代以上なんですよ。それなのに60歳代以上にしてあると。それはちょっとどうかなと思っておるところであります。よかったら参考にしてもらいたいと思います。これでこの質問は終わります。

次に、2番目のガードレール等の設置をについて質問をさせていただきます。

去る9月28日の夜に、クレークに自転車もろとも落ちて取り返しのつかない事故が発生をしたことは御存じでしょうか。イエスかノーでお答えをお願いします。

総務課長（松藤敏彦君）

矢ヶ部議員の御質問にお答えをいたします。

はい、先ほど議員がおっしゃられたことにつきましては承知をしております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

次も、はい、いいえでお答えを願いたいと思いますが。そしたら、その現場は確認をされたかどうか、お答えをお願いします。

総務課長（松藤敏彦君）

現場のほうは確認をさせていただいております。

15番（矢ヶ部広巳君）

御存じのように、現場は見渡す限りの田んぼであります。

そこで質問をしますが、果たして、担当となる行政区は田んなかの真ん中でありまして。中矢ヶ部なのか、あるいは南矢ヶ部なのか、あるいは蒲池地区の北矢ヶ部なのか、教えてください。

総務課長（松藤敏彦君）

田んぼの場所につきましては、南矢ヶ部になります。

15番（矢ヶ部広巳君）

被害者が、行政区が中矢ヶ部の方でありましたから、中矢ヶ部の区長さんが市のほうへ、街灯やガードレールや舗装をしてくれんかんもという要望書を提出されましたが、それに対して市の対応はどうだったのか、お尋ねをいたします。

総務課長（松藤敏彦君）

去る10月19日に中矢ヶ部の区長様が、ガードレール設置についての要望書を持参の上、総務課のほうに来庁をされております。その際、区長様から事情をお聞きいたしまして、ガー

ドレーン設置要望箇所の隣接地が田んぼの耕作のための出入り口になっておりました。そのため、隣接の地権者の方の同意があれば設置は可能ですというふうに区長様にお話をさせていただきました。それを受けまして、区長様は持参をされました行政区要望書に関係者の同意欄がございましたので、持参されました行政区要望書をお持ち帰りになったという状況でございます。

以上です。

建設課長（待鳥 哲君）

矢ヶ部議員の御質問にお答えします。

舗装要望時の対応についてお答えします。

道路舗装につきましては、中矢ヶ部の区長さんが来庁され、どのようにすればよいのか相談がありましたので、区長さんと一緒に現地調査を行い、行政区要望書の提出をお願いいたしました。

その後、中矢ヶ部の区長さんより10月19日に要望書を提出していただきました。

要望書を受け取ったときに、舗装新設については実施すべきところと考えておりますが、今年度の舗装整備は厳しいので、来年度以降に整備することを説明し、了承をいただいたところでございます。

本市では、毎年各行政区より道路整備についてさまざまな要望が上がってきております。しかしながら、本箇所につきましては、来年度早期に舗装工事を行い、通行者の安全性の向上を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。今、建設課長が答弁あったように、舗装については新年度、舗装をやっていただくということであります。大変ありがとうございます。

奥さんは80歳とは思えないほど元気でありました。農作業が日課でありました。軽トラックも運転されまして、田んぼに行つてある姿をよく見かけていました。御家族の悲しみを思うに残念でなりません。

現場は左折になっておまして、進行方向の正面は川で、左側も川であります。右側は田んぼであります。つまり左折、左に曲がらやんところを暗いもんだから真っすぐ行かれたと。そして、自転車もろとも川に入られてああいう結果になったということでもあります。少なくとも1の方が現実にそういう状況になられておるわけではありますが、市は街灯をつけることについて、市の決まりでは、区長さんが地権者の承諾を得られて、そして街灯をつける、そして補助額だけは市から出す、はみ出した分は地元で負担をなさいと、そういう答弁があったと。それはもう当然かもしれませんが、あの田んぼの真ん中で、現実に今言ったように1の方がとうとい命をなくしたわけですから、少なくとも市の金で市の責任において

ガードレールをつくるということは、私は当然ではないかと思いますが、どうでしょうか。

総務課長（松藤敏彦君）

先ほど御答弁をいたしましたように、ガードレールのほうは設置をできる箇所だというふうに考えております。市のほうでガードレールは設置をしたいと思うんですけれども、田んぼの耕作の入り口のところにガードレールをしないといけない状況がございますので、耕作のときに支障がありますと田んぼの方にも御迷惑になりますので、その方の同意があれば市のほうでガードレールは設置したいというふうに考えております。

15番（矢ヶ部広巳君）

つまり市の責任において、そして、やっていくということでしょうか。

総務課長（松藤敏彦君）

ガードレールについては、そういう形で市のほうで設置をしたいというふうに考えております。

15番（矢ヶ部広巳君）

それはもう本当ありがとうございます。ガードレールももちろん市がすると、舗装もやるということでもありますので、どうかよろしく願いをいたします。

それでは、この項は終わります。

次に、不評を買っている花火大会の駐車場の有料化についてであります。

花火大会には市は幾ら補助金を毎年出されているかについてお尋ねをいたします。

市長（金子健次君）

幾ら助成をしているかということのちょっと前に、私のほうに実行委員会のほうからまだ正式発表は今月末にされるということでもありますけれども、花火大会の今後の開催について、私のほうに手元に話がありますので、そのことを触れまして、花火大会のこれまでの経緯についてお話をさせていただきたいと思います。

20回を迎えて、来年度以降については終了したいということでございますので、有明海花火フェスタについては今月末の記者会見等で、その席上に参加をしてメディアのほうにお知らせをしたいということで、市民の皆さん、また市外の皆さん方にも、終了についてのお話をしたいというふうに言っておられます。その後そのことに至った経過についても若干情報を得ておりますので、矢ヶ部議員の質問にお答えさせていただきたいと思います。

柳川の夏を代表いたしますイベントであります有明海花火フェスタは、地域の活性化と有明海沿岸地域の交流を目的に、地元の有志の方々が中心となりまして実行委員会を結成されまして平成11年から開催をされてきました。ことしの8月で20回目となりますことしは8月26日に開催をされておりまして、私も参加をさせて見させていただきました。市内外から多くの皆様に御来場いただき、お楽しみをいただいたところでもございます。

また、これまでギネスに記録を樹立した3,517.23メートルのナイアガラの花火や3尺玉打

ち上げ花火、最長2,000メートルに及ぶスカイナイアガラの花火など、他に類を見ないスケールまで成長いたしました。多くの皆様を魅了してきたというふうに私も思います。

しかしながら、回を重ねるごとに観覧者がふえまして、交通渋滞や人手不足によりお客様の安全確保が困難であることなどにより、冒頭、先ほど申し上げましたように、先月11月12日に開催をされました有明海花火フェスタ実行委員会で、今回20回をもって花火大会を終了したいという苦渋の判断、決断をされたということでございます。正式には、今月末の記者会見の中に参加をされて発表したいということでございます。

実行委員会の皆様を初め、地元の方を中心とした多くのボランティアの皆様により御協力をいただきました会場ステージの設営などの会場準備、駐車場のライン引きなどの前準備や当日の花火大会運営や交通誘導、大会終了後の会場周辺の花火の破片の拾いや吸い殻などのごみ拾いなど、地元のボランティアの皆様の御協力があったからこそこの花火大会の開催ができたものであります。大変な御苦労があったというふうに私も思います。

また、花火大会当日には、交通渋滞による近隣住民からの叱声、お叱り、市外からお越しの方が交通渋滞によって帰りの電車に間に合わなかったということで、実行委員会の方が久留米までお送りされたということも話を聞いております。

なお、ことしの花火大会開催の運営費に関しましては、皆様から多くの協賛金や市からの補助金 市からは3,600千円でございます 3,600千円など、およそ20,000千円の費用で運営されておりまして、花火打ち上げ費用を初め、会場の設営費やシャトルバス、交通警備費として支出をされているところでもございます。

実行委員会の皆様におかれましては、お客様の誘導や交通渋滞などの課題に悩みながらも、花火大会を楽しみにされてある皆様を思う気持ち一心でこれまで開催されたことに大変な御苦労があったと思います。心からその労をねぎらいたい、感謝の念を表したいと思います。

インターネットを見ますと、九州の花火大会でよかったというところの上位にランクをされておりまして、その中に有明海花火フェスタが上位に常によかったというふうに私も思いますし、私も市町合併いたしましたしてから、職員の時代からもう14回も参加をさせていただいています。その中に感心しておりますのは、ボランティアの方、地元の方は花火を見るんじゃなくて、花火に背中を向けて、そして駐車場の安全確認をされておると、そういうことをされたことに私は頭が下がる思いでございました。私も職員時代にはそういう花火の殻、吸い殻を拾ったりですね、12時近くまでですね、そのことは一晩であの会場をきれいにされてあるということも私は感動でございましたので、多くの費用と動員にあわせて、そういうことでよかったと。苦労が多かったということは私はあえて申し上げたいと思いますので、20回をもって、もうこれ以上は難しかだろろうということが実行委員会の意見であったというふうに伺っているところでもございます。

また、これまで御協賛、御協力いただきました関係者、多くの市民の皆様にご心よりの感謝

を申し上げて、矢ヶ部議員の質問に対して私の答弁とさせていただきます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

正直にもう寝耳に水でありました。今回で終わるということを、今、市長からじきじきに聞いて、えっと正直思っております。私ほうからも、だったら、もうこれ以上の質問は別にありませんし、されません。20回、つまり丸19年にわたってお世話をしてくださった地元の皆様に心からお礼を申し上げて、この質問を終わります。本当にお疲れさまでした。ありがとうございました。

それでは、4番目の外国人労働者の実態についてお伺いをいたします。

市内には外国人労働者は何人おられるのか。また、その人たちの国別はどうなっておるのかについてお尋ねいたします。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

それでは、矢ヶ部議員の御質問にお答えをいたします。

日本で就労します外国人労働者につきましては、事業主が外国人を雇い入れる際には、氏名、在留資格、在留期間等を確認した上でハローワークへ届け出を行うことを義務づけている外国人雇用状況届出制度というものがございます。

その中で、平成30年11月末において、ハローワーク大牟田に届けられた柳川市の事業所における外国人労働者数は252人となっております。

出入国管理及び難民認定法に基づきます外国人労働者が就労可能となります形態別でこれを申し上げますと、教授、弁護士、公認会計士等の専門的・技術的分野に該当する者が15人、日系人等の定住者、永住者、日本人配偶者等、身分に基づき在留する者が38人、発展途上国への国際協力として国から技能実習の在留資格を付与された者、いわゆる技能実習生が187人、自由貿易協定に基づく看護師、介護福祉士候補者等の特定活動に該当する者が11人、留学生など就労を目的としない在留資格者が1人と、このようになっております。

国別に申し上げますと、ベトナムが104人、中国が68人、ミャンマーが28人、フィリピンが19人、その他カンボジアなど12カ国から33人となっているところでございます。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

今、答弁がありましたように、外国人労働者を雇い入れるときは、それから外国人労働者が職を離れたと、そのときは、必ず事業主がハローワークへ届けねばならないという答弁がありました。そして、柳川市内には250人の方が5つの形態に分かれて仕事をしてあるということを聞いて、2つの件について私は正直、そうやったとかと驚いています。それは、私はほとんどの方が病院や老人ホームで働いておられる方が一番多いだろうと思っておりますし、しかも、外国人の方は、一番多いのは韓国人ではなかったろうかと思っておったのが、

あに図らんや一番多かったのは、技能実習生の250人のうち百何名でしたかね、ということ
でびっくりしておるところであります。187人が技能実習生かな。私はもう、病院とか、あ
るいは老人ホームでよく見ますが、そういうふうな看護師や介護福祉士の仕事である特定活
動者が一番多いのではないかと思っておったのが、わずか11人と今聞いてびっくりしておる
ところであります。

そしたら、それでは、外国人労働者の方の最低賃金はどうなっているか、お尋ねをいたし
ます。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

それでは、お答えをいたします。

外国人労働者の最低賃金につきましては、外国人労働者も最低賃金法が適用されます。し
たがいまして、柳川市での就労となりますと、福岡県の最低賃金額814円が保障されてい
るところでございます。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

外国人労働者の約67%が最低賃金以下だったということは法務省も認めております。柳川
市内で働いておられる方もしかりではなかろうかと認めざるを得ません。私が住んでいる地
域でも、外国人労働者をよく見かけます。新聞やテレビで報道されているように、劣悪な状
態で働かされ、やむなく犯罪に走ったケースもあるようであります。こんなことのないよう
に商工会議所等と連携をとられ進めてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

矢ヶ部議員の御質問にお答えをいたしますけれども、外国人労働者の件につきましては、
先ほど矢ヶ部議員が言われましたように、商工会議所、商工会としっかり連携とりながら
行っていきたいと、このように思っておりますので、どうかよろしく申し上げます。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

ひとつよろしく願いしまして、次の最後の質問に移ります。

小・中学校の先生が足りているのかについて質問をいたします。

今では、学校の先生が大変きつい職場である。だから、ほとんどの先生は定年前にやめて
おられる。そんな悪いイメージが世間の話題となっております。

そこで質問しますが、柳川市内では先生が足りておるのか、お尋ねいたします。

学校教育課長（田中勝裕君）

矢ヶ部議員の御質問にお答えをいたします。

学校が大変きつい職場であるとの御指摘がございました。教育委員会といたしましては、
教職員が健康でやりがいを持って働くことができるよう良好なワークライフバランスを実現

するとともに、教職員が子供と向き合う時間を十分に確保し、学校教育の質を維持、向上させるための教職員の働き方改革、これをしっかりと進めなければいけないと考えております。

なお、参考までに、直近の平成29年度における教職員の退職の状況を申し上げますと、退職者31名のうち、定年退職27名、早期退職3名、その他の事由による退職が1名となっております。

議員御質問の、先生は足りているかということでございますけれども、出産育児休業者や病気休暇に伴いまして、先生が足りていない時期があることは事実でございます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。

それでは、教育委員会としてこれからどのように対処されていくのか、伺います。

学校教育課長（田中勝裕君）

お答えいたします。

この先生不足の問題は、本市に限らず福岡県の全県的な課題となっております。

先ほど答弁しましたとおり、出産育児休業者や病気休暇に伴い、その補充のために常勤の講師を確保する必要があるがございますが、慢性的な人手不足で優秀な人材の確保が厳しい状況でございます。

教育委員会といたしましては、管轄します南筑後教育事務所と連携し、関連する情報を収集しながら講師等の確保に努めているところでございます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。これで終わります。どうもありがとうございました。

議長（樽見哲也君）

これをもちまして、矢ヶ部広巳議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩をいたします。

午前10時43分 休憩

午前10時54分 再開

議長（樽見哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、4番今村智子議員の発言を許します。

4番（今村智子君）（登壇）

皆様おはようございます。4番、公明党の今村智子でございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従って質問させていただきます。

1点目は壇上から質問をさせていただき、2点目からは自席より行います。

本日は初めての一般質問ということもあり、大変緊張しております。どうぞよろしくお願いいたします。

平成17年3月21日に誕生した新柳川市は、合併した当時の人口は約7万6,000人でした。13年が過ぎた現在の人口は約6万6,000人で、1万人の人口が減少しています。このままでは20年先の柳川市の人口は5万人を切ってしまうかもしれません。消滅可能性都市と言われている柳川市、大好きな柳川が消滅してしまうとの危機を感じています。この危機を乗り越えるためには、若者が柳川に住みたい、柳川に住み続けたいと言ってもらえるようなまちづくりを目指すことが重要であると思います。若者の声を聞き、真摯に向き合い、前向きに取り組んでいくことが人口減少に歯どめをかけることの一つだと考えます。

そこで、1点目の質問です。

18歳選挙権が導入されたのは2016年。柳川市議会議員選挙では、このたびが初めて18歳選挙権が導入された選挙となりました。

そこで、お尋ねします。

このたびの18歳、19歳の投票率を教えてください。

以上です。

選挙管理委員会事務局長（松藤敏彦君）

今村議員の御質問にお答えをいたします。

今回の柳川市議会議員一般選挙に係る18歳、19歳の投票率につきましては、全て手作業による抽出が必要なことから、大変申しわけございませんが、特別に集計は行っておりません。

しかしながら、国政選挙におきましては、年代別の投票者数を調査いたしまして県選挙管理委員会に報告することになっておりますので、過去2年間の国政選挙のデータをもとに算出をいたしました18歳、19歳の投票率を申し上げます。

なお、年代別投票率は市全体の数値ではなく、標準となる一つの投票所での数値でございますので、御了承をいただきたいと思っております。

まず、18歳選挙権が導入されまして初めての選挙となりました平成28年の参議院議員通常選挙につきましては、18歳が43.5%、19歳が40.7%、全年齢の投票率が51.4%でございました。また、その翌年に執行されました平成29年の衆議院議員総選挙につきましては、18歳が54.2%、19歳が20.8%、全年齢の投票率が55.5%でございました。

18歳より19歳の投票率のほうがかなり低い傾向にあるようですが、これは高校卒業後、多くの学生が住民票異動の手続をとらないまま、ほかの自治体に居住していることが推測され、そのことが投票率低下の要因の一つになっているものと考えております。

以上です。

4番（今村智子君）

ありがとうございました。

平成29年衆議院議員総選挙では、19歳の投票率が18歳に比べて大幅に低い20.8%で、5人に1人しか投票していないことは大変驚きました。今後、若者層にどのように投票を呼びかけるのかといった課題が浮き彫りとなる数値です。先ほどおっしゃられた高校卒業後、柳川市を離れるときも、住民票を柳川市に籍を置いたまま、ほかの自治体に移住していると推測されるということですが、これに対応する不在者投票制度もありますが、住民票がある自治体に投票用紙を請求し、現在住む自治体で投票することはわかりづらくて、投票に行かないケースも多く、また、制度の存在も知られていないのが現状です。

今後、19歳の投票率アップに向けての取り組みは重要課題です。10月の福岡市長選挙では、若者世代の投票率アップを狙い、おもしろい動画を発信し、全国の注目を浴びました。このように、ほかの自治体も若者世代の投票率をアップしようと取り組んでいます。

柳川市におきまして、若者世代の投票への働きかけがあらわれましたら具体的に教えてください。

以上です。

選挙管理委員会事務局長（松藤敏彦君）

選挙を執行いたしますときには、市の広報紙やホームページへの関連記事の掲載とともに、選挙権がある方に投票所入場券を発送いたしまして、有権者の皆様に投票への働きかけを行っているところでございますけれども、特に、若者世代への対策といたしましては、18歳となった新有権者を対象に周知はがきを発送いたしましたり、市内の高校3年生や新成人に啓発物資をお配りして選挙啓発を行っております。

また、若者の投票率向上には中・高校生のころから選挙や政治に対する関心を高めることが必要であると考えておりますので、選挙管理委員会では市内の高等学校や専門学校に出向いて選挙の大切さについて出前授業を行ったり、市内中学校及び高等学校が行っております生徒会役員選挙の際に投票箱等の選挙機材の貸し出しも行っているところでございます。

以上です。

4番（今村智子君）

ありがとうございました。

総務省は投票環境向上に向けた取り組みを紹介しています。投票所を利用者の多いスーパーや駅などに設置、また、投票所の設備を備えた車両を巡回的に設置するなど、利便性の向上を図ることで期日前投票者数をふやし、投票率アップのために取り組んでいる自治体もあります。

柳川市も指定投票所のほかに、例えば、柳川駅に投票所を設置するなどの投票率アップのための取り組みをお考えであればお聞かせください。

選挙管理委員会事務局長（松藤敏彦君）

選挙につきましては、選挙日当日、投票所に行って投票をするというのが本来の形でござ

いますけれども、現在、柳川、大和、三橋の3つの庁舎で期日前投票所を開設いたしまして、投票日当日に選挙に行けない有権者に投票を行ってもらっております。時間も朝8時30分から夜8時まで投票所を開設し、どの庁舎でも投票ができるように有権者への便宜を図っているところでございます。

御提案のように、駅などへ投票所を設置するためには、オンライン接続のできるシステムの構築と投票スペースや選挙機材の保管場所等の確保、さらに、立会人や投票従事者の確保など、解決すべき課題がございます。現状では駅などへの投票所の設置については慎重にならざるを得ないという状況というふうに考えているところでございます。

今後は選挙の意義や投票参加の重要性などを地道に呼びかけるだけではなくて、学生向けの啓発活動を調査研究いたしまして、若者にも投票所に足を運んでもらえるような啓発の充実を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

4番（今村智子君）

ありがとうございました。

駅などへ投票所を設置するのは、オンライン接続できるシステムの構築を初め、幾つかの課題があるということで、慎重にならざるを得ないということですね。

では、多くの方が投票していただけるよう、今後の取り組みについて御提案ですが、現在、3庁舎のうち柳川庁舎だけが3階に期日前投票所を開設しており、高齢者の方は3階まで上がるのが大変、1階での設置はできないのかとの声が上がっています。この件について御検討していただきたいのですが、いかがでしょうか。

以上です。

選挙管理委員会事務局長（松藤敏彦君）

議員御指摘のように、大和庁舎は1階の会議室に、三橋庁舎は1階ロビーにそれぞれ期日前投票所を設けておりますけれども、柳川庁舎につきましては1階部分に投票が可能となるスペースがございませんので、3階の会議室を使用して期日前投票を行っております。

しかしながら、有権者が投票しやすい環境をつくることも投票率の向上を図っていく上で重要なことですので、今後の検討課題とさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

4番（今村智子君）

一人でも多くの有権者の方が投票していただけるよう、ぜひとも1階での投票所設置を願っております。

柳川庁舎1階は可能なスペースがないとのことですが、正面玄関左側の総合案内がある付近の配置を工夫されて、スペースの確保はできないでしょうか。

選挙管理委員会事務局長（松藤敏彦君）

議員御指摘の柳川庁舎の正面玄関付近に期日前投票所を設置できないかということでございますが、実際に投票所を設置するということになりますと、投票箱や記載台などを設置するスペースだけではなくて、投票時の有権者の動線部分も確保しなければなりません。さらには一時的な混雑時に有権者が滞留できるよう、十分なスペースの確保が必要にもなります。

ここ数年、期日前投票者数が増加傾向にあることから、狭いスペースでの投票は混乱を招くことになり、投票に来られた有権者のみならず、ほかの用事で庁舎に来庁をされました方々にも御迷惑をおかけすることにもつながります。そのため、現在の総合案内所がある場所付近ではスペースの確保は難しいと思っております。そのため、市民会館など庁舎以外の施設も含めて検討をしたいと思っておりますが、適切な場所が確保されるまでは現在の体制を維持しながら、事前周知の充実や誘導方法の工夫など、投票に行きやすい環境づくりについてはぜひ進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

4番（今村智子君）

高齢者の方、障害者の方の声が形となるよう、市民会館など庁舎以外の施設も含め、1階で投票ができるように、適切な場所の確保へ向けて前向きに取り組んでいただきますようよろしく願いいたします。

投票についての質問はこれで終わります。

続きまして2点目は、給食費徴収の件です。

現在、柳川市の小・中学校の学校給食費の徴収方法は各学校で決められているということですが、柳川市小学校19校、中学校6校で保護者が徴収しているのは何校でしょうか。また、口座引き落としをしている学校は何校でしょうか。

近隣の市、大川市、みやま市、筑後市、八女市の給食費徴収状況も教えてください。

学校教育課長（田中勝裕君）

今村議員の御質問にお答えをいたします。

本市の小・中学校の給食費の徴収状況につきましては、小学校19校中18校が、中学校6校全てが保護者による徴収を行っています。口座引き落としによる徴収は小学校の1校のみでございます。

近隣市の状況につきましては、大川市が12小・中学校のうち、保護者徴収が1校、担任による徴収が1校、口座引き落としが10校となっております。

みやま市は15小・中学校のうち、保護者徴収が6校、現金徴収が1校、口座引き落としが8校となっております。

筑後市は14小・中学校全てが口座引き落としでございます。

また、八女市につきましては、教育委員会が全部状況を把握していないということでござ

いますけれども、口座引き落としの学校が多いだろうといったことでございました。

以上です。

4番（今村智子君）

調べていただきまして、ありがとうございました。

それでは、要保護、準要保護の家庭につきましては、どのような支払い方法になっていまずでしょうか。

また、経済的に納められない世帯への対応はどのようにしてあるかも教えてください。

学校教育課長（田中勝裕君）

要保護、準要保護の家庭につきましても、それ以外の家庭と同様に、毎月給食費をお支払いいただき、保護者の申請により就学援助費で給食費の支給を行っています。就学援助費が後払いとなっております。

また、経済的に給食費の納入が困難な家庭につきましては、納付期限を猶予するなど、保護者からの相談に応じながら給食費を納入していただいております。

以上です。

4番（今村智子君）

ありがとうございました。

保護者徴収は各御家庭のプライバシーにかかわるときもあり、それが子供のいじめにつながることもあるので、より一層の配慮が必要かと思えます。

ある学校では給食費は地域の保護者が当番制で地区の徴収をしているようですが、共働き家族が多いため徴収時間も限られてしまい、訪問しても不在が多いときはなかなか集めるのが大変との声をお聞きしました。納金期日中に会えないときは、立てかえて入金されたこともあるということです。

給食費を口座引き落としにしてもらうととても助かるとの声がありましたが、それについてはどのような考えをお持ちでしょうか。

学校教育課長（田中勝裕君）

保護者の方が給食費を徴収し、管理するのは大変なことだと思います。また、支払いを行う保護者も毎月お釣りのないように現金を用意しておくといった必要がございます。これも大変なことだろうと思います。ただ、学校、PTAが知恵を出しながら給食費の未納がないように長年工夫を重ねてこられた結果が今のやり方であろうというふうに思っております。こういったことから、給食費を口座引き落としに変更すると未納が生じやすくなるのではないかと懸念がございます。

しかし、今村議員おっしゃるとおり、夫婦共働きの家庭がふえ、今までのやり方が難しくなっている状況もあるかと思えます。今後、徴収方法につきましては、各学校の実情に応じ、学校とPTAで十分に協議をしていただいた上で、適切に対応していただきたいと考

えております。

以上です。

4番（今村智子君）

市が御心配をしてある未納の件ですが、現在、ゼロ歳から中学生までは児童手当が国から支給されています。児童手当は小学生の第1子、第2子は月に10千円、第3子は15千円、中学生は10千円が口座に振り込まれています。もし保護者の方にお子さんの入学時、新年度のときに学校からの説明で児童手当が振り込まれる口座を給食費の引き落とし口座にさせていただくよう学校よりお願いし、了解されるのであれば、回収の御負担は軽減されると思います。その件についての御意見をお聞かせください。

学校教育課長（田中勝裕君）

児童手当が振り込まれる口座を引き落とし口座にさせていただく、そういったことも一つの案だとは思いますが、ただ、引き落とし口座は保護者が任意に指定するものでございますので、それだけでは未納対策は不十分であるだろうと思っております。

未納対策をしっかりと講じた上での導入が必要不可欠であると考えております。

以上です。

4番（今村智子君）

口座引き落としにすると未納が発生する懸念があると言われましたが、筑後市は小・中学校全校が引き落としを導入してありますので、未納問題については他市の事例を調査研究し、今後の参考にしていただきたいと思います。

給食費徴収については以上です。

では、最後の質問です。

私は新人議員として、一日も早く市民の皆様のお役に立てるよう、各庁舎を訪問し、職員の方からいろいろと教えていただいています。庁舎内を回中、気づいたことがありました。1つ目は、庁舎内の椅子などの備品が傷んでいるようですので、備品の総点検をされ、備品の交換や改修などされたらいかがでしょうか。

財政課長（島添守男君）

今村議員の御質問にお答えいたします。

庁舎内の職員用の椅子につきましては、平成25年度と平成26年度に不具合のあるものに関する調査を行い、合計で100脚の入れかえを行いました。また、その後も不具合のあるものについては随時交換をしているところです。

このたび改めて備品の破損状況調査を行いましたところ、座面の破れなど、軽微なものを含めまして40脚に不具合が見つかりましたので、修理や交換をしていきたいと考えております。

また、机やキャビネットなどにつきましても、予算的な制約はありますけれども、業務に

支障が生じないよう、必要なものは交換していきたいと考えております。

以上です。

4 番（今村智子君）

2 つ目ですが、柳川庁舎 1 階のカウンターが座って手続きがしやすいように改修されております。そのほかに今後改修の計画がありますでしょうか。

財政課長（島添守男君）

柳川庁舎の 1 階のカウンターにつきましては、平成 28 年度に福祉課と子育て支援課、平成 29 年度に健康づくり課においてローカウンターへの改修を行いました。これらの窓口は高齢者やお子様連れの方、障害のあるお客様が多いことや対応時間が比較的長くなることなどから、座って手続きができるようローカウンターを採用したものです。

一方、市民課や税務課につきましては短時間での手続きが多いことから、現在のところ改修の予定はしておりませんが、今後、その必要性が生じた場合は対応する必要があるというふうに考えています。

なお、柳川庁舎は昭和 52 年の建築以来、本格的な改修が行われておりませんでしたので、昨年度に耐震改修工事を実施し、建物の安全性を確保しております。

また、現在は照明の LED 化を進めておりますし、今年度から来年度にかけて外壁の改修工事を、来年度以降は空調改修工事や屋上の防水工事を予定しております。

以上です。

4 番（今村智子君）

ありがとうございました。

お客様が赤ちゃんを連れて相談に来られた場合、赤ちゃんを座らせたり寝かせたりする場所が余りないため、困られているようです。庁舎の入り口にベビーカーを設置してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

財政課長（島添守男君）

現在、柳川庁舎の 1 階には、子育て支援課の前と西側のトイレの前の 2 カ所にベビーベッドを設置しています。

しかしながら、議員御指摘のように、受け付け窓口によってはベビーベッドが遠い場所もあるかと思えます。そのため、お客様が気軽に市役所に訪れていただけるよう、御提案のとおりベビーカーを設置したいと考えております。

以上です。

4 番（今村智子君）

ベビーカーの設置を御検討していただけるとのことで、ありがとうございます。

最後に、柳川庁舎正面玄関は、外国人の方を初め、たくさんのお客様をお迎えする場であり、観光都市柳川をアピールする絶好の場所ですので、外国語表記や入れかえなどをすると

いったような思い切ったディスプレイの工夫をされたらと思いますが、いかがでしょうか。

財政課長（島添守男君）

柳川庁舎正面玄関の右側の柳川特産品コーナーにつきましては、商工・ブランド振興課が展示品の管理をしております。このコーナーは来庁されるお客様が最初に目に触れられる場所であり、柳川市を御紹介するのに最適な場所と捉えているところでございます。

コーナーの右側には柳川ブランド認定品58品を展示しています。これは柳川ブランド認定品を市民や来庁者に広くPRしようとするもので、年に1回、認定品の移動に伴う入れかえを行っております。また、コーナーの左側には柳川の伝統工芸品を常設展示しています。

御提案の内容につきましては、より積極的に柳川市をPRすることができるような展示となるよう前向きに検討したいと思っております。

以上です。

4番（今村智子君）

ありがとうございました。庁舎を訪れた方に喜んでいただけるようなディスプレイを期待しております。

以上、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

議長（樽見哲也君）

これもちまして、今村智子議員の質問を終了いたします。

第3順位、8番立花純議員の発言を許します。

8番（立花 純君）（登壇）

皆様こんにちは。8番、自由民主党柳誠クラブ、立花純です。通告に基づき一般質問をさせていただきます。

冒頭に去る9月30日に行われました柳川市議会議員一般選挙では再び信任をいただき、栄光の柳川市議会議員の一員になり、この場所に立てることに感謝を申し上げます。これからも常に市民の声、地域の意見等を拝聴し、市民の福利向上を目指し、活動を行ってまいります。

また、今回の選挙では多くの市民の方々と対話をさせていただきました。その中で、本市も合併し、13年の月日がたちましたが、合併に対する効果が見えない。人口減による社会情勢が厳しくなる昨今、コミュニティの維持すら厳しく、懸念する声を多く聞きました。本市が将来に向けた進むべき方向性や思い切った施策のかじ取りなど、柳川市の行く末についての要望や御意見を多くいただきました。

柳川市は合併して人口や面積はふえました。それぞれの地域には伝統や文化が脈々と受け継がれ、将来を担う人たちがいらっしゃいます。その一人一人が交流を深め、将来の柳川市を担う大きなうねりができればと思います。私はそのためにもまちづくりは人づくりを理念に、ひたむきに頑張る所存です。

さて、今回の一般質問では大きく3つの項について質問をさせていただきます。第1項は今後の選挙制度のあり方について、第2項は柳川市の観光振興について、第3項は職員向け研修についてです。

質問は自席にて一問一答方式で行います。議長におかれまして、お取り計らいをよろしくお願い申し上げます。

8番（立花 純君）続

それでは、最初の項です。今後の選挙制度のあり方についてお尋ねをします。

さて、今回の柳川市議会議員選挙での有権者は、前回の平成26年に比べ728人減、率にして1.28%減の5万6,279人でした。18歳、19歳の有権者がふえたため、有権者数自体はわずかな減少でありました。しかし、投票率では57.5%と、前回の選挙の約9%ダウンと過去最低の投票率となり、有権者の政治離れが顕著となっている現状ではないかと思えます。また、18歳選挙権が施行されて初めての市議会議員選挙でありました。私自身、未成年層の投票動向を注視しながら投票率のアップを期待したところでもあります。しかし、結果は御案内のとおりであります。さまざまな要因はありますが、転入者や18歳以上の新しい有権者への周知徹底不足もあったのではないかと考えます。

そこで、今回の一般質問は本市における将来を見据えた選挙制度のあり方について質問と提案をさせていただきます。

最初の問いです。18歳選挙権の年齢引き下げ等を踏まえた本市における主権者教育に関する取り組みの実態をお尋ねします。

教育部長（田尻主範君）

立花議員の御質問にお答えいたします。

本市における主権者教育の実態はということでございまして、将来の有権者である児童・生徒に対しまして、政治や社会の活動に理解を深める主権者教育はとても大切なものであると認識しております。

主権者教育については、学習指導要領に基づき、具体的には小学校では主に6年生の社会科の中で、国民の権利としての参政権や選挙権、国民主権などについて、中学校では公民的分野の中で、国民の政治参加との関連において、国や地方自治体での選挙の仕組みや意義、課題などを学ぶことを通しまして主権者としての自覚と社会参画の力を育む学習を行っております。

特に、本市におきましては、この主権者教育について、現在、重要な施策と位置づけまして、教育施策の中でも社会変化に対応した教育の充実を図るための取り組みの一つといたしまして主権者教育の推進を挙げるほか、本年度の小・中学校の共通・独自実践の具体的構想にも、特別活動の重視といたしまして、小学校における代表委員会活動の充実、また、中学校における生徒会を中心としたリーダー研修の実施を挙げております。

このように、学習指導要領のほか、児童会活動や生徒会活動などの特別活動においても主権者教育の充実に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

選挙管理委員会事務局長（松藤敏彦君）

立花議員の御質問にお答えをいたします。

選挙管理委員会におきましては、主権者教育として出前講座を実施しております。本年度も市内の県立高等学校からの依頼を受けまして、6月15日に全校生徒629人を対象に、「くらしの中の選挙」の講座名で、選挙の大切さについて講義を行いました。

また、18歳の誕生日を迎え、新たに選挙人名簿に登録をされました皆様には、はがきで有権者になったことをお知らせしております。

そのほか、柳川市とみやま市で構成をしております柳川・みやま地区選挙啓発事業推進協議会で市内3つの高等学校の3年生に「明るい選挙」の印字をしました蛍光ペンを贈呈しているほか、柳川市の成人式の際にも啓発チラシをお配りして選挙啓発を行っております。

以上です。

8番（立花 純君）

ありがとうございました。

18歳選挙権となり、全有権者は全国で約1億600万人、その中で、18歳から20歳未満は全有権者における割合で2.3%の240万人というデータがあります。

制度見直し直後の28年にありました参議院選挙、そして、衆議院選挙のデータ、投票率は先ほどの今村議員の答弁でありましたので割愛しますが、私が一番懸念していることは、残念なことに20歳未満の投票率は既に減少の傾向にあるということです。今後の投票率アップは現在の制度のままでは厳しい状況が予想されます。実際、私自身も制度導入後、20歳未満の新有権者に尋ねてみました。最初だから、親から言われたから、学校で教えられたから投票に行ったというような意見がほとんどでありました。また、数字だけを見れば、この選挙権の拡大によって本市における選挙結果が大きく変化することはありませんでした。とはいえ、18歳選挙権が一つのきっかけになって政治に影響を与える可能性はあるのではないかと思います。

こういうデータがあります。国立社会保障・人口問題研究所では、5年に1度行われる国勢調査をもとに日本の地域別将来推計人口を公表しています。前回の平成27年の国勢調査では、柳川市民における総人口6万7,800人のうち3.25人に1人が高齢者です。12年後の2030年では、5万5,600人のうち2.7人に1人が高齢者となります。大切なことは、若い世代の声をいかに政治に反映させるかが喫緊の課題だと思います。18歳選挙権はそれに対して象徴的に意味を持たなければならないと思います。

私は現在、子育て世代ですけれども、社会保障費の支出が拡大することや、さまざまな負

担やリスクが若者世代に先送りがちだと感じております。このことに直面するのは、来るべき将来世代の若者であり、しかし、もっとよく考えると、現在の未成年であり、もっとただせば、これから生まれてくる子供たちだと思います。だからこそ18歳選挙権による新有権者の役割はとても大きいのではないかと考えます。

そういう意味でも、子供たちへの主権者教育は模擬授業や単に投票率を上げることだけではなく、主権者として社会の中で自立をし、世代間の人々と連携、協働しながら、地域社会の構成員の一人として地域を担うことができる力を身につけさせることが最も必要だと私は思っております。

本市の主権者教育について教育長のお考えをお聞かせください。

教育長（沖 毅君）

立花議員からの質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、未成年者の低投票率からも主権者教育の重要性はさらに今増しているというふうに考えております。

本市におきましても、社会にできることをみずから考え判断し、主体的に行動する主権者を育てるために、先ほど部長が答弁いたしましたとおり、独自の取り組みといたしまして、教育施策の下に、小・中学校がどの学校も共通して取り組む共通実践項目というのを定めております。その中に小・中学校の特別活動の充実を掲げて、取り組んでいるところでございます。

特に、小学校における代表委員会というのがございますけれども、この活動の充実、中学校における生徒会等のリーダーの継続的育成を掲げ、プロジェクトを組みながら調査研究を進めているところでございます。この主権者教育の充実に、実際、中学校では生徒会の活動も活発に現在行われておりますし、少しずつであります。成果をおさめているところでございます。

今後このような取り組みを継続していくとともに、国からの情報や他自治体の先進的取り組みを参考にしながら、より一層児童・生徒の主権者としての自覚を育む教育に努めていく所存でございます。

以上でございます。

8番（立花 純君）

教育長から今いただきました。「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。」と教育基本法第14条第1項に定めてあります。どうぞ引き続きよろしくお願い申し上げます。

次の問いです。

今回の市議会議員選挙での選挙執行経費の総額をお教えてください。

また、投票率アップに向けてどのようなPRをされたか、具体的な内容、そして、その予

算はどのくらいかけたか、参考までにお教えてください。

選挙管理委員会事務局長（松藤敏彦君）

まず、9月実施の市議会議員選挙の執行経費でございますけれども、現段階で確定をしております金額で32,973,780円でございます。

投票率アップに向けて行ったPRということでございますけれども、選挙の際に各庁舎に懸垂幕を設置しましたほか、立候補者の方から提出をされました原稿をもとに選挙公報を作成いたしまして、市内全戸に配布をしております。また、市の広報紙の9月1日号と15日号に選挙のお知らせを掲載しましたほか、選挙日当日には広報車で投票を呼びかける広報を行いました。

かかった経費でございますけれども、懸垂幕の作成と設置に264,600円、選挙公報の作成と送付に1,422,189円というふうになっております。

以上です。

8番（立花 純君）

総額で大体36,000千円ぐらいということですね。わかりました。ありがとうございます。

次の問いです。

今回、期日前投票について、かなり投票率が伸びたと聞いております。その伸びた要因についてお尋ねをします。

選挙管理委員会事務局長（松藤敏彦君）

期日前投票率が伸びた要因につきましてでございますけれども、簡単な手続で期日前投票ができるということが有権者の皆様に浸透してきたということ、それに加えまして、選挙当日に台風24号が九州の東側を通過する見込みで、選挙当日の天候が心配をされましたために早目に投票を済ませられた有権者が多かったこと、この2点が要因だというふうに考えております。

8番（立花 純君）

ありがとうございました。

次に、投票所関係について1つお尋ねをします。

近年、人口減少を背景に全国の投票所数が減っております。昨年の衆議院議員選挙ではピーク時より全国で5,000カ所以上少なくなっており、4万8,000カ所という現状です。こうした影響で自宅と投票所が遠のいたと、そういう有権者からの声を多く聞きました。

既に本市でも一部投票区の統合検討に入っていると聞きますが、今後の計画並びにその目的や効果について御答弁をお願いします。

選挙管理委員会事務局長（松藤敏彦君）

議員御案内のとおり、選挙管理委員会では、平成29年12月1日の選挙管理委員会におきまして、投票環境の向上を目的に投票区見直しの基本方針と基準を定め、それに基づき投票区

と投票所の見直しを進めております。

その第1弾といたしまして、西宮永地区の第6投票所といたしまして、地域所有の弥四郎町・吉富町公民館を使用しておりました。その施設がバリアフリーに対応しておらず、駐車場も狭いなど、投票環境が十分でなかったために、本年9月実施の市議会議員選挙から隣接いたします沖端地区の第5投票所と統合をいたしまして、投票場所を矢留うぶすな館に変更をいたしました。

次の予定といたしましては、投票所が体育館のため空調設備がないなど、投票環境が不十分な投票所として残っております第2投票所の柳河小学校体育館を第1投票所と統合をして柳河ふれあいセンターに、また、第9投票所の昭代第一小学校体育館と第10投票所の昭代第二小学校体育館につきましては、統合はせずに両方の投票所を就業改善センターに変更できないかと検討を進めております。

これらの変更等が完了をいたしますと、市内全ての投票所が空調完備の施設となり、投票者や投票従事者に優しい環境となります。しかしながら、統合に当たりましては地元の皆様の御理解を得ながら丁寧に進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

8番（立花 純君）

有権者ですね、主権者ですので、ぜひ地元の意見等を尊重して今後よろしくお願ひしたいと思ひます。

現在、全国の選挙管理委員会では、公職選挙法の一部改正を踏まえ、有権者の投票環境の向上に向けた取り組みが行われています。

そこで、本市における投票環境の改正について具体的な提案を2つさせていただきます。先ほど来、今村議員からもあった内容と少しかぶりますが、御容赦いただきたいと思ひます。

1つは、柳川市内で多くの人々が集まる商業施設や西鉄柳川駅付近で期日前投票ができる共通投票所の新たな設置です。

買い物やほかの用事で訪れた商業施設で気軽に期日前投票ができることや、通勤や通学で毎日駅を利用される有権者に対して、期日前投票率をさらに上げる施策になるのではと考えております。実際、ある県の商業施設では、この共通投票所が導入され、投票率が低い層である40歳代以下の利用者数が市役所や支所の期日前投票所より多かったとの結果も報告をされています。

特異な点は、投票権を持たない有権者の投票も数多く見られるなどの現象もあったというふうに報告があります。

2つ目は、期日前投票の投票時間の弾力化です。例としましては、大阪府の箕面市では開始時刻を6時半、閉鎖時刻を22時のいずれも最大2時間ずつ延長されました。通勤・通学者の投票の利便性をより高めることを狙い、投票時刻の繰り上げ及び投票終了時刻の繰り下げ

を行うなど、通勤や通学時に投票を済ませることができ、非常に便利との調査結果が出ております。反面、投票管理者の時間的拘束の負担や経費、先ほど来言われましたLANシステム、インターネット等、そういった整備の経費がかかるというような問題もありますが、有権者の生活様式やニーズ調査を行い、開かれた投票関係の改善は投票率アップにつながる施策と考えます。

今、私が申し上げた2つの提案についての御答弁をお願いします。

選挙管理委員会事務局長（松藤敏彦君）

先ほど来、今村議員のほうからも共通投票所、期日前投票所関係の部分で御質問がございました。選挙管理委員会といたしましては、先ほど来、駅、またはショッピングモール等への設置につきましては、まず、LAN設備の問題、そして、それぞれ駅、またはショッピングモール等の場所の問題、この2つが非常に難しいということで考えております。こういった問題を解決する必要があると、長期的視点に立って検討をしていく必要があるというふうに考えております。

また、期日前投票所の投票時間の弾力化につきましてでございますけれども、先ほど来、議員のほうから御紹介があったように、開始時間、閉鎖時間の2時間以内の繰り上げ、繰り下げも可能ということになっております。ただ、現時点でも投票管理者や投票立会人を12時間近く拘束する必要がございます。それで、この12時間お願いをしている時間を繰り下げ、繰り上げというような措置をいたしますと、最大で15時間30分というような時間になってしまうということで、投票管理者等の負担が非常に大きくなるといったようなことから、時間延長による健康上の問題も考えないといけないというふうに思います。

多くの市民の方が投票時間の延長を望んでであると、そういう意向であれば、選挙管理委員会としても検討をする必要があるという状況でありますけれども、現時点では現在のままで大丈夫ではないかというように考えておるところでございます。

以上です。

8番（立花 純君）

現状のままでいいですね。そういうことであればあれですけど、私はやっぱり息の長い選挙制度の取り組みこそがこれから大変重要だと思いますので、これからも引き続き検討をお願いします。

それでは、この項の総括として市長から具体的な御所見をお願いいたします。

市長（金子健次君）

立花議員のほうからの質問にお答えすると同時に、あわせて先ほど今村議員のほうからもこの件について質問がありましたので、私の所見を述べさせていただきたいと思います。

選挙の管理執行や選挙啓発などに関する事務は選挙管理委員会に権限がございますので、立場上、非常に難しいんですけども、個人的な感想、所見を述べさせていただきます。

確かに国政選挙及び地方選挙の投票率は全国的に低下傾向にありまして、非常に危惧を私もしております。ただ、これが投票所や投票時間などの投票環境だけの問題なのかというと、そればかりではなく、社会情勢や政治への期待など、多くの要因が絡んでいるというふうに私は思っております。私自身も含めて、投票される側も十分認識をしなければならないと思っております。

選挙管理委員会が今まで啓発事業としてさまざまな取り組みを行っていることは承知しておりますけれども、まずは現在の低い投票率の原因を分析しながら、その結果をもとに費用対効果や従事者の負担等も十分踏まえ、先ほど議員のほうから御提言いただきました部分、主権者教育の重要性、そしてまた、あわせていろんな提案をいただいたことを含めて、効果的な取り組みをこれから進めていかなければならないというふうに感じました。

以上が所見でございます。

8番（立花 純君）

ありがとうございました。

それでは、第2項に入ります。

本市における観光振興についてお尋ねをします。

柳川市における基幹産業の一つは観光業であると市長はよく言われます。今年度からは柳川庁舎内の観光課の人員配置やスペースの充実など、体制強化を図られました。市長を初め、所管課の意気込みから、今後、大いに期待をしております。

先般、国や福岡県でも人口減少、少子・高齢化が進む中、日本人の国内旅行回数や宿泊数は平成25年をピークに徐々に減少しており、長期的には大きな伸びが期待できないと言われております。その反面、近年、訪日外国人、インバウンドの需要は飛躍的に伸びており、福岡県内の観光地や柳川市観光のターゲットとしてインバウンドの重要性が増していると思います。

平成20年の観光動態調査では、本市を訪れた外国人観光客数は延べ8万2,372人、昨年、平成29年では24万5,000人と、この10年間で何と3倍と伸びています。まさにインバウンド様様の状況であると思います。

そこで、今回の質問では本市観光産業が直面する現状と課題を数字で明らかにするとともに、地方創生の視点からも観光業を本市の重要な基幹産業と位置づけ、市を挙げた観光振興の取り組みを図らなければならないと考えます。

最初の問いです。福岡県では昨年3月に福岡県総合計画を策定されました。その施策の中でも、観光振興は重要な位置づけとなっています。その施策をより一層強化するため、役割や目標を定めた福岡県観光振興指針を同年7月に策定されました。特徴としては、比較的短い期間で検証を行い、臨機応変かつ柔軟に対応していく必要があると定められ、指針対象期間は2017年度から3年間と定められています。

次に、本市の最上位計画である第2次柳川市総合計画も昨年6月に策定されましたが、福岡県同様に、本市の観光振興を進める指針などはありませんでしょうか、具体的にお示してください。

観光課長（松藤満也君）

立花議員からの御質問にお答えします。

先ほど立花議員からも御紹介があったように、福岡県の総合計画は昨年3月に策定されて、5年間の計画となっております。観光振興の指針に当たりますものにつきましては、昨年7月に31年度までの3年間の期間で策定をされております。

一方、本市におきましては、第2次総合計画を平成29年度を初年度として平成36年度を目標年次といたしております。観光振興の指針となる観光振興計画は平成21年3月に10カ年計画で策定をしております。平成30年度、今年度が最終年度となっております。現在、第2次観光振興計画の策定作業を進めているところでございます。

以上です。

8番（立花 純君）

ありがとうございました。

この柳川市観光振興計画では、観光振興計画策定委員会というのがあると思います。その計画期間ごとに検証を行い、重要と思われる提言内容を示されていると思いますが、その提言内容をお示してください。

また、その提言を受けての改善策の実施状況を具体的にお教えてください。

観光課長（松藤満也君）

柳川市の観光振興計画におきましては、10年間の取り組みとして、観光地としての魅力向上を図ること、観光客の滞在時間の延長と入り込み客数を増加させることを目標としております。観光消費額を増大させて地域の活性化を図ることにより、観光地としてのさらなる発展を目指してまいりました。

その指針となる項目は、入り込み客数、外国人観光客数、観光消費額、満足度について目標値を設定し、平成23年11月と平成26年12月に柳川市観光まちづくり推進委員会から提言をいただきながら取り組みを進めているところでございます。

平成23年度の提言では、最優先事業として、掘割をきれいにする、市民と観光客双方にとって心地よい空間づくり、プラットフォームづくり、まち歩き博覧会についての御提言をいただきました。この中で特徴的な取り組みとして、平成25年3月に第1回目となります水郷柳川ゆるり旅の開催や平成26年2月には“おもてなし柳川”市民会議を組織し、まちや掘割の清掃活動や心地よい空間づくりに取り組みました。

平成26年度の提言では、重点事業として、誘致・プロモーション事業、滞在力強化事業、ワンストップサービス事業、掘割をきれいにする事業について提言をいただきました。国の

地方創生交付金事業を活用し、観光プロモーション動画「さげもんガールズ」の制作による情報発信や、やさしい日本語ツーリズム事業に取り組んだところでございます。

以上です。

8番（立花 純君）

ありがとうございました。

本市は10年計画で策定した柳川市観光振興計画の最終年度を今迎えております。これまでの10年を振り返り、柳川市観光振興計画の総括を御答弁をお願いいたします。

市長（金子健次君）

観光振興の総括ということで、私のほうから答弁をさせていただきたいというふうに思っています。

何よりも柳川に来てよかった、そしてまた、もう一回柳川に行ってみたい、そしてまた、柳川を紹介してみたいと、そういうことが一番私は そういう意味では、「おもてなしの心日本一」ということで掲げて、今日まで取り組んできたわけでございます。おかげをもちまして、昨年は141万5,000人という形で記録を更新したところであります。これ以上を望んでいくには、もっともっと磨きをかけなければならないというふうに思っているところでもございます。

観光のキラコンテンツであります川下りは、市の財産でもある掘割をきれいにすることが重要であることから、市民、行政、市内の事業者が協働して一斉清掃活動を継続いたしました。メディアの方からなぜ川の清掃をして川下りコースをとめるかという批判もありましたけれども、柳川人の心意気を示して、川の中に入って清掃をするという気持ちを内外に訴えていきたいと。それもクリーンアップ大作戦という形で定着をしてきたというふうに思っております。

それともう一つは、やっぱり子供たちから大人まで挨拶運動、こんにちは、おはようございます、そういう形も少しずつ定着をしてきたなというふうに思っております。そして、親切な心を持つという形のおもてなしの心が少しずつ少しずつ定着してきておるというふうに私は思っております。

受け入れ環境や滞在力強化も必要でございますけれども、受け入れ環境の整備については、外国人観光客が増加したこともありまして、フリーWi-Fiの整備や、やさしい日本語ツーリズム事業においても、観光客が困らない環境づくりやコミュニケーションを通じたおもてなしに取り組まなければならないというふうに思っております。観光客のストレスを幾らかでも除いてあげるような形を今後も取り組んでいきたいというふうに思っております。

プロモーション活動におきましても、福岡県、福岡市と連携をいたしまして、国内外へのPRを行い、柳川の旬な情報を届ける事業を行ってきたところです。わかりやすい情報を届けることもおもてなしであるというふうに考えております。

次の10年計画を、現在、委員の皆様にご審議いただいているところでございますけれども、柳川に行きたい、柳川に来てよかった、再度柳川に行きたいと言っただけのワンランク上の計画をつくって目指さなければならないというふうに考えているところでございます。目標は150万人と言っていましたけど、もっと目標数値を上げたほうがいいかなというふうに考えております。

以上です。

8番（立花 純君）

「おもてなしの心日本一」ということで市長がいつも言われています。引き続きまして柳川観光振興についての御指導をお願いいたします。

次に、本市がことし6月に発表されました昨年度、平成29年度の観光動態調査について、一昨年の28年度の調査結果と比較して具体的な数字をお教えてください。

観光課長（松藤満也君）

それでは、項目ごとにお答えいたします。

まず、入り込み客数でございますが、平成28年が131万6,000人、平成29年が141万8,000人、10万2,000人の増でございます。率にして7.75%の増。

続きまして、観光消費額でございます。平成28年6,120,000千円、平成29年6,770,000千円、650,000千円の増でございます。率にして10.62%の増でございます。

宿泊客数についてでございます。平成28年5万1,000人、平成29年8万1,000人、3万人の増でございます。率にして58.8%の増でございます。これはホテルニューガイアとルートインが開業したものが大きく影響しているものと思います。

続きまして、川下りでございます。平成28年34万人、平成29年42万8,000人、8万8,000人の増でございます。率にして25.88%でございます。

以上です。

8番（立花 純君）

第2次総合計画前期基本計画では、平成31年度までの3年間で10項目のKPIと目標値を掲げてあります。これは柳川市が掲げた最重要な目標だと思いますが、昨年の観光動態調査結果をもとに達成率並びに達成状況をお聞かせください。

観光課長（松藤満也君）

項目ごとに順番にお答えをいたします。

1項目めの観光消費額でございます。目標値は67.5億円でございます。平成29年では67.7億円で、達成率が100.29%でございます。

観光入り込み客数については、目標値が150万人でございます。平成29年が141万8,000人で、達成率が94.5%でございます。

外国人観光入り込み客数については、目標値が20万人、29年が24万5,000人でありました

ので、達成率は122.5%でございます。

宿泊客数は目標値10万人で、平成29年が8万1,000人ございまして、達成率は81%でございます。

R E S A Sの外国人滞在分析ということで、1時間当たりの目標値を120人にいたしておりました。平成29年が63.7人ということで、達成率は53.1%でございます。

ちなみに、国籍別は市町村単位ではわからないようになっておりまして、県別では出ておるところでございます。

続きまして、6番目のツアー造成本数につきましては、目標値50本でございます。平成29年は236本を造成いたしております。達成率は472%で、これはバスツアー助成などを実施したためでございます。

ツーリズム参加研修者数につきましては、目標値200人ございましたが、161人の参加で、達成率は80%強でございます。これはやさしい日本語ツーリズム事業の研修参加者の累計でございます。

ツーリズム参加者満足度については、目標値を80%にいたしておりましたが、この満足度調査を失念しておりまして、実施をいたしておりません。

ゆるり旅参加率でございますが、目標値90%ございまして、平成29年の実績は68%、達成率は75.6%でございます。

ゆるり旅満足度でございます。目標値98%に対し、平成29年は97%、達成率は99%でございます。

以上、10項目でございますが、達成状況につきましては、観光消費額や外国人観光入り込み客数で目標を達成いたしておりますが、毎年増減があるために、安定した結果になるように、達成していない項目の引き上げもあわせて取り組みたいと思います。

また、総合計画の後期計画では、K P Iの数値につきましては次期観光振興計画の数値に改める予定であることを申し添えておきたいと思っております。

以上です。

8番（立花 純君）

数字を並べていただきました。よくわかりました。2つの項目については、初年度でK P I、目標値とも達成したということです。ありがとうございます。

それでは、初年度で達成したこの2項目についてお尋ねをします。

昨年度、柳川市の観光入り込み客数は141万8,000人で、うち24万5,000人が外国人の観光客になります。昨年度、柳川市に宿泊された延べ人数は8万1,000人と報告がありましたが、外国人観光客の延べ宿泊者数と国内観光客の宿泊者数の比率を教えてください。

観光課長（松藤満也君）

平成29年の観光動態調査では、外国人の宿泊者数はその8万1,000人に対して5,800人でご

ざいます。率にして7.16%となります。

以上です。

8番（立花 純君）

ホテル等も整備されました。宿泊者もふえたということですが、それでも7%ぐらいということですが。宿泊者をこれからふやす方策が必要ではないかと感じました。

観光業は裾野が広い産業のため、なかなか実態が見えづらい部分が多いと思います。今回、数字でのデータを見ながら私が感じた柳川を訪れる外国人観光客の特徴を述べさせていただきます。

本市を訪れる外国人観光客は、数こそ大幅にふえています。その実態はバスツアーなどを利用しての団体旅行客であり、日帰りを中心とした通過型観光であります。また、福岡県は国際定期航空路線がアジア中心であることから、本市を訪れる外国人客はアジア地域からの団体ツアーや個人パッケージツアーの旅行者がほとんどではないかと思えます。ツアー観光客は旅行行程が事前に決まっているため、今後はいかに本市での滞在時間を延ばす仕組みや柳川を訪れる魅力を練り上げる努力が重要ではないかと思えます。このことは、先ほど来言われました柳川市観光振興計画の短期・中期目標の提言でもなされております。この提言について、改善や人材育成、ホスピタリティーの強化などについてはスピード感を上げて、真剣に実践をしていただきたいと思えます。

それでは、来年度以降策定される新たな観光指針について、計画期間や具体的な目標値、また、趣旨などをお聞かせください。

観光課長（松藤満也君）

まず、趣旨につきましては、第1次計画と同じく観光振興を地域づくりの柱として推進していくとして、そのための目指すべき観光を明確にし、計画的、戦略的に事業を実施するための計画策定と位置づけています。

計画の期間は31年度からの10カ年です。3年から4年ごとに中期、長期の達成度の検証や取り組むべき重点事業について議論、提言をいただく予定です。目標値については、市の総合戦略、総合計画の内容や第1次観光振興計画、また、国や県などの動向などを踏まえ、観光まちづくり推進委員会で議論をいただいています。

以上です。

8番（立花 純君）

ありがとうございました。

次に、私が今回一番聞きたいことです。本市の観光消費額の推移についてお尋ねをします。

本市の観光消費額は、宿泊費、飲食費、お土産費、交通費、川下り費、入場・観覧・利用料等の合計とされています。

次に、本市の平成20年度の観光消費額は推計で46億円です。観光客1人当たりの観光消費

額は4,144円、昨年の平成29年の観光消費額は6,770,000千円で、増加した要因は約3万人ふえた宿泊者の市内での消費というふうに言われております。観光消費額1人あたりは4,774円という金額です。

平成21年度の柳川市観光振興計画をベースに、ここ9年で入り込み客数はプラス30万8,000人、128%、観光消費額は1人あたり630円、114%です。数字から見ると、入り込み客数、観光消費額ともに増加していますが、1人あたりの観光消費額の少なさは非常に気になるところであります。

次に、興味深いデータがあります。平成29年度に福岡県を日帰りで訪れた観光客1人当たりの平均観光消費額は何と13,597円です。柳川市の観光消費額と比べますと、実に8,500円以上の差額があります。この件に関して御答弁をお願いいたします。

副市長（酒見勇次君）

立花議員の質問にお答えいたします。

議員にはさまざまな視点からデータを分析していただき、新しい観光振興計画の策定に向けて貴重な御意見を賜り、まことにありがとうございます。いただきました意見を踏まえまして、しっかりと取り組んでまいります。

御質問のありました福岡県を訪れた観光客1人当たりの観光消費額13,597円につきましては、宿泊税検討のために設置をされました福岡県観光振興財源検討会議の資料に示されたものであります。確認をしましたところ、この額は平成29年の観光庁の旅行・観光消費動向調査をもとに算出されたもので、居住地から福岡県までの交通費が含まれたものでございました。一方、柳川市観光動態調査の観光消費額の4,774円は市内の事業者の方から聞き取りをもとに市内での消費額を算出したもので、このため大きな開きが生じております。

福岡県に確認しましたところ、別途県内での消費額を調査しました福岡県観光入込客推計調査がございました。この最新版の平成28年のデータによりますと、県内での1人当たりの観光消費額は6,058円となっております。この調査では、福岡、北九州、筑豊、筑後の4地区の内訳が示されており、4地区を比較しますと、宿泊者の多い福岡地区が8,747円と突出しており、県全体の消費額を押し上げているような状況でございます。

この調査結果と本市の観光動態調査の結果を比較しますと、市内での観光消費額をふやしていくためには、今後とも宿泊者の増加が重要であると考えております。

以上です。

8番（立花 純君）

副市長からずばり宿泊者をふやすと、私はそこをお尋ねしたかったんです。御答弁、直球にいただいてありがとうございました。

次に、平成29年度の福岡県全体の観光消費額は1兆627億円です。うち、柳川市の観光消費額は6,770,000千円です。率で4.16%。来年度、平成31年度の観光消費額を1兆2,407億円

という数値を掲げておられますが、本市においては、福岡県同様に次年度の観光消費額を設定されていますでしょうか。設定されているのであれば、その数値や目標を達成するための方策を御答弁お願いします。

副市長（酒見勇次君）

福岡県全体の観光消費額につきましては、昨年4月に策定されました福岡県観光振興指針の中で、目標年である3年後の平成31年の数値が示されております。この額が先ほど立花議員から御紹介いただきました1兆2,407億円でございます。この数値は指針の見直しに依りて3年ごとに設定される予定となっております。

本市の観光消費額は、昨年6月に策定しました第2次柳川市総合計画前期基本計画におきまして、平成31年度の目標値として6,750,000千円を設定しておりましたところ、先ほど観光課長が答弁しましたように、1年前倒しで目標を達成することができたところでございます。このため、現在策定に向けて検討を進めております第2次観光振興計画の中で新たな目標数値を設定する予定としております。

目標の設定に当たりましては、議員からお示しいただきました点並びに国や県のデータを参考にするとともに、最新の情勢を十分に把握しながら、観光まちづくり推進委員会において取り組んでまいりたいと考えております。

また、観光消費額の目標達成のためには、滞在時間の延長や宿泊客数の増加に向けた取り組みを行うとともに、柳川の農産物、水産物など、地元の食材や伝統工芸品など、魅力ある商品開発が重要だと考えております。また、情報発信にも積極的に取り組む必要があると考えております。このため、来年1月12日と13日の両日、東京浅草のまるごとにつぼんにおきまして柳川フェアを開催し、地元の農業、水産業、商工業、観光業の関係者の皆様とともに、柳川ブランドの認定商品を初め、柳川の魅力を大いに発信してまいりたいと考えております。

また、先日は川下りやさげもんなど、柳川の観光資源をデザインしました6台目のトラックが完成をし、鹿児島から青森まで全国各地を回り、柳川の観光をアピールしていただきます。私も4月に柳川市に参りまして、柳川ならではの観光資源とともに、「おもてなしの心日本一」を合い言葉に、市民や事業者の皆様と行政が一体となって観光によるまちづくりに取り組まれている点が柳川のすばらしさだと感じております。これからも官民が一体となって、オール柳川で観光振興、観光消費額の増加に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

8番（立花 純君）

ありがとうございました。

ちょっと時間が押していますので、飛び飛びいきます。済みません。

次に、町なか無料公衆Wi-Fiの整備状況に関してお尋ねしたいと思います。

数年前までは柳川を訪れる観光客からは、公衆無線LANの整備が悪く、不満のトップだったと私は記憶していますが、近年、外国人観光客がふえて、柳川市内も以前に比べてこの無料公衆Wi-Fiスポットがふえ、よい傾向だと感じております。

しかし、いろいろWi-Fiスポット、利便性を追求されて、お客様、観光客にはいいんですが、実はその中で、野良Wi-Fiというのがあります。この野良Wi-Fiが非常に危険という事実をちょっと申し上げたいと思います。アクセスただけでスマートフォン内の個人情報勝手に盗まれたり、全国の観光地では苦情や被害が報告されています。

せっかく観光を楽しむ目的で本市を訪れたが、無料公衆Wi-Fiにアクセスしたことが原因で被害者が出ようならば、それこそ本市の汚名につながる大きな問題になると思います。便利なツールだからこそ、常日ごろからの対策が重要と思いますが、本市のこのフリーWi-Fiスポット等についての御指導、または万全なセキュリティーということを考えたら、この方策というのは具体的に指導はされていますでしょうか、お願いします。

観光課長（松藤満也君）

柳川フリーWi-Fiの整備につきましては、NTTのDOSPOTサービスを利用しています。アクセスポイントから端末までの無線区間は暗号化されていませんが、全てが危険ということではありません。インターネット上の暗号化されているウェブサイトの閲覧であれば、特に問題なく利用できます。ウェブサイトの暗号化がなく、悪意を持って情報をとりに来る条件がそろったときに危険が発生いたします。

ことし8月、福岡県警のサイバー犯罪対策課からフリーWi-Fiを悪用した犯罪が発生しているのので、対策を検討してほしいという依頼がありました。これは悪意を持った事例の増加によるものと考えています。

柳川フリーWi-Fiは観光客を主な利用者として設置しているため、セキュリティーを強化すると利便性が低下してしまうというリスクがあります。予算が必要となるため、どの方法がいいのか、現在、NTT西日本と検討しているところでございます。

以上です。

8番（立花 純君）

引き続きよろしく申し上げます。

それでは、この項の総括として市長より御答弁をお願いいたします。

市長（金子健次君）

総括ということでございますけれども、4月から就任をいたしました酒見副市長が大体私の考えを述べてくれたようでございます。

新しく加えたところの情報としては、来年1月11日に白秋先生の作詞、山田耕筰氏の作曲の「この道」という映画が全国公開されます。これについては大変期待をするものでありますし、主役が俳優の大森南朋さん、そして、山田耕筰には、今度、紅白歌合戦が年末にあり

ますけれども、EXILEのAKIRAさんがなっていると。そして、歌のほうはEXILEのATSUSHIさんということで、私はそれに対して期待をしておるところでございます。

そのほかに情報といたしましては、先日、樽見議長とNHKの本社のほうに行きまして、改めて再度、立花宗茂、間千代の大河ドラマについて要請をいたしました。その席上で上田会長のほうがおっしゃったのは、先日、柳川に行きましたよと。ウナギ飯を食べましたよ。そして、川下りをしました。川下りをしましたコースのほうにのぼり旗がいっぱい挙がっていましたと。柳川は頑張っているんだなという気持ちと、そして言われた言葉が、一応リストに挙がっていますということと言われて大変うれしかったんですけども、またプラスアルファで、毎日毎日、2団体ずつぐらいこういう招致活動がありますよということで、私もそれ以上に頑張っていきたいというふうに思います。

全体的な総括ということで今問われましたけれども、酒見副市長が申し上げましたので、大体内容は同じ内容でございます。さらに磨きをかけて、150万人の目標をさらに上回るような形で頑張っていきたいというふうに思っています。

以上です。

8番（立花 純君）

ありがとうございました。

国では観光立国日本を目指して、2016年の訪日外国人観光客2,400万人を基点に、2年後の2020年の東京オリンピック・パラリンピックでは4,000万人を掲げています。その目標達成には本市のような地方都市の力が絶対不可欠と私は考えています。特に、福岡県はアジアに最も近い日本の玄関口であり、外国人観光客の多くは近隣諸国から来ると私は考えています。

また、今回の質問からわかったことは、本市には日帰り観光客が多いことを理解しながらも、限られた滞在時間内にそのお一人お一人の観光客へ柳川の観光資源やアクティビティーを通して最大限楽しんでいただく方策を確立しなければならないと思います。そしてまた、再び柳川においていただくことを念頭に、先ほど市長から言われました「おもてなしの心日本一」で、官民挙げて観光業の振興を図らなければならないと思います。

そして、私が市民の方によく言うのは、もし柳川に観光がなかったらどうなると思いますか。西鉄の特急がとまらなかったかもしれません。ホテルもできなかったかもしれません。柳川市民の方々にも観光業は柳川の持つポテンシャルであることを十分に御理解いただき、そして、観光業には宿泊業、飲食業、旅行業、旅行運送業、小売業など、大変裾野が広い業種が含まれていると思います。飲食業や宿泊業は地産地消を取り組むことにより、柳川市のもう一つの基幹産業である農林水産業の振興にも必ずつながると私は思います。また、必然的に雇用や強い税収基盤を確保することができるなど、柳川市全体の底上げのきっかけになり、好循環につながると私は思っております。引き続きまして関係所管の皆様には本市の観

光業についての御指導と御尽力をよろしくお願いいたします。

3 項めに行きたかったんですが、時間ですので、次回の一般質問に回させていただきたい
と思います。申しわけございません。

ありがとうございました。

議長（樽見哲也君）

これもちまして、立花純議員の質問を終了いたします。

ここで午後 1 時20分まで休憩いたします。

午後 0 時18分 休憩

午後 1 時20分 再開

議長（樽見哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第 4 順位、9 番近藤末治議員の発言を許します。

9 番（近藤末治君）（登壇）

皆さんこんにちは。9 番、自民党柳誠クラブ、近藤です。ただいま議長からの発言許可を
得ましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、私たち議員は9月の選挙で市民からの負託を受けまして、議席を得たわけですが、今
後4年間、執行部と議論を重ねながら、私も市政に携わっていきたく、この思いでござい
ますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、大相撲九州場所も先月25日に千秋楽で終わりました、柳川出身、琴奨菊も10勝5敗
という好成績で九州の相撲ファンを大いに沸かせて喜ばせてくれました。しかし、一番期待
して応援するのは、やはり地元柳川市民だと思います。

今回、私は2項目について質問をさせていただきたいと思っております。

まず、1項目めの多面的機能交付金事業についてでございますが、これは特に私の地元で
あります蒲池地区の今後の取り組みに大きく影響するのではないかと非常に心配をしており
ますので、詳しく執行部にお尋ねしたいと思っております。

また、2項目めの道路整備については、今まで質問してきた事項について、その後の進
捗状況、また今後の事業方針などを再度質問いたします。

具体的には自席において行いますので、議長のお取り計らいをよろしくお願いいたします。

9 番（近藤末治君）続

それでは、1項目めの多面的機能交付金事業と水路管理ということで御質問をさせていた
だきます。

この事業は、以前は農地・水・環境保全事業であったと私は記憶をいたしておりますが、
この事業の経緯と目的、それと補助金の基礎となるのは何を基準にするのか。また、財源の
内訳についてをお尋ねいたします。

農政課長（木下 隆君）

議員の御質問の多面的機能支払交付金でございます。平成19年度から始まった農地・水保全支払交付金を引き継ぎ、事業内容をより拡充させたものでございます。

国民生活及び経済の安定に寄与することを目的に、農業の多面的機能の維持、発揮のための地域活動や営農活動に対して支援する日本型直接支払制度で平成26年度に創設されました。

この交付金には、農業者などによる農地や水路などの基礎的保全活動として草刈りや水路の泥上げなどの農地維持支払交付金と農業者と非農業者を含め地域住民で取り組む資源向上支払交付金があります。

交付金の基準額は一概には申し上げられませんが、蒲池地区の場合、農振農用地の農地に対し、10アール当たり約4,500円が交付されております。

事業費の内訳といたしましては、事業費の2分の1を国が、4分の1を県が、残りの4分の1を市が負担して行っている事業となっております。

以上です。

9番（近藤末治君）

ありがとうございました。事業費の4分の1ということは、25%というのが市の一般財源ということで、この事業は行われておるということですね。

それでは、今、お答えの中で、農業者などによる農地や水路などの基礎的保全活動、また草刈り、水路の泥上げ、このための農地維持、いわゆる地域住民で取り組むことということになっておりますけれども、その運営方法といたしますか、柳川市 蒲池地区がやっていますけれども、これはどちらのほうの事業になりますかね。

農政課長（木下 隆君）

蒲池地区で行っていただいている事業につきましては、地域住民の方で行っていただいております保全活動と、あと地域資源の質的向上を図る資源向上支払交付金を行っていただいております。

以上です。

9番（近藤末治君）

先ほど答弁された農地維持支払交付金と資源向上支払交付金との違い、これについてどのようなことになりますかね。同じような事業ですかね。

農政課長（木下 隆君）

農地維持支払交付金のほうは、泥上げ、それから草刈り作業となっております。あと、資源向上支払交付金については、クリークの護岸工事、コンクリートで護岸工事をするというような内容となっております。

以上です。

9番（近藤末治君）

そしたら、私が今質問した以前やっておった農地・水・環境保全ですかね。これは、いわゆる維持費関係の交付金として捉えとっていいわけですよ。

それでは、蒲池地区はそれで今取り組んで、行政区といいますか、蒲池地区全体でやっておりますけれども、その後、組織として、農地・水・環境ということで行政区が今入ってきておったわけですが、こういうことを水路管理というか、そういうことになってくるんで、行政区長が入っておったと思うんですが、これは年度が例えば3年とか5年とか区切りはありますか。サイクルといいますか、サイクルは5年ですか。

農政課長（木下 隆君）

議員お尋ねの件につきましては、多面的機能支払交付金事業は5年をサイクルに考えられております。

以上です。

9番（近藤末治君）

そうした場合に、蒲池は平成30年度、これが今回のサイクルの最終年度ということになりますかね。

農政課長（木下 隆君）

議員おっしゃるとおり、5年間の事業で、蒲池地区は平成30年度の今年度で2期目が終了し、3期目の更新の年を迎えようとしております。

以上です。

9番（近藤末治君）

それではちょっとお尋ねいたしますが、蒲池地区、当初、平成26年といいましたかね。そのときの組織といいますか、それはどのような状況でございましたでしょうか。済みません、平成19年か、19年ね。

農政課長（木下 隆君）

平成19年の蒲池地区の組織ということでお答えをさせていただきます。

蒲池地区の当初の組織状況については、蒲池地域環境保全委員会規約によりますと、代表が1名、副代表33名、書記1名、会計2名、監査役が3名となっております。当時の代表には農業者の方が就任していらっしゃいました。役員構成は農業者の方を初め、行政区長さん、婦人会長さん、子供育成会長さんなどでございます。

以上です。

9番（近藤末治君）

ありがとうございます。

それでは、これの区切りがスパンとして30年度がちょうど2回目の事業が終わるということで、来年度からまた新しくなるわけですよ。ここで私が一番心配して今回質問をしてるのは、いわゆる水とか環境とか、そういうのが入っておったんで、行政区長さんがそこに

取り組まれて蒲池全体で行政区長を中心にこの事業を進めてきてあったと思うんですよ。

ところが今回お聞きしたところ、今まで行政区長の方でパソコンとか事務的に非常にたけていらした方が事務局長をやっていたとおった。しかし、行政区長さんも交代がございますので、その方が来年度は地区で交代なさるということで、当然事務局も外れるようなことをお聞きしたんで、そうすると、本当に必然的に蒲池地区全体でこの事業に取り組むというものがどうなるのかなと心配しまして、お尋ねしたんです。

いわゆる各行政区単位で行うとなってくると、地区によっては組織をつくるのがなかなか難しいという行政区が出てくると思うのですが、これを非常に私は危惧しておりますが、今までのような組織ができないか、そうなった場合の対応として、市はどのようにお考えなのかなと思ひまして、今回、質問をさせていただいておりますが。

農政課長（木下 隆君）

議員おっしゃるとおり、蒲池地区全体での取り組みを行わないということをお聞きいたしましたので、昨年から蒲池農地・水・環境保全管理協定運営委員会の役員の皆様と何度も協議を行わせていただきました。

この協議をした中で、役員の皆様より、本事業を実施するには協力体制を整えることが何よりも重要との御意見を頂戴いたしました。この後も機会あるごとに何とか存続をしていただけないか、役員の皆様をお願いしてきたところでございますが、残念ながら御承知いただけませんでした。議員が御心配してあるとおり、行政区ごとの組織づくりになると、事務的な問題などにより組織づくりができない行政区があることもお聞きしているところですが、広域組織の取り組みがかなわないのであれば、行政区単位での組織づくりで実施してもらうなど、何とか実施していただけないかと協議を継続し、努力してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

9番（近藤末治君）

大分、市のほうでも地元とお話しなされたけれども、今までみたいな組織は難しいというような御答弁ですね。

それと、今さっき財源とか補助の基準になるのは何かとお尋ねしたところ、農地面積に対して4,500円ぐらいだということでお答えありましたけれども、蒲池行政区の中でも農地がない行政区があるんですよ。例えば、京手団地とか蒲池団地とか、そういうところも今までは、30年度までは蒲池全体で考えてあったから、幾らかの補助金というのがありましたんで、水路の清掃とか、それとか草刈り、また覆いかぶさっておるやぶとかを地区で除去したり、そういう公役といいますか、そういう中に補助が入っておったんで、やっていらっしたんですが、今後そういうことに、行政区単位になるとやらない やらないというか、組織ができなくなるが出てくると思うんですよ。

そして、私の住んでおるところの地区で、今まで 平成30年度ですか、それまでの割り当ての金額と、私のところの農地面積に4,500円掛けて試算しますと、約3分の1ぐらいしか補助が入ってこない。そうしたときに、今さっき言ったなかなか難しい事務的なこととか、資料づくりとかいろんなことに対して、なかなか思い立ちが難しいということを言うわけです。それで何とか事務的なことも一緒に考えてもらって、行政というか市のほうでのお手伝い、アドバイスというのはお考えになりませんか。ちょっとできませんかね。

産業経済部長（成清博茂君）

近藤議員の御質問にお答えいたします。

多面的支払交付金につきましては、議員おっしゃるとおり農地がない行政区については交付金が出ないような形になるかと思えます。

それから、事業実施の主体の役員の方々から、この事業の事務に対して、もう少し事務量を軽減してもらえるとありがたいなという意見などもお聞きいたしております。御質問のどこかの課で事務局をという提案でございますけれども、現在、市内25の事業実施主体がございます。その組織への指導、助言、さらには国、県への事務手続などを農政課と水路課のほうで手分けをして支援を行っております。そういうことから、地域の保全委員会の事務については大変厳しいのかなというふうに思っております。

蒲池地区におきまして、これまでのエリアでの継続が厳しいようでございますけれども、来年度幾つかの行政区単位で事業を実施していただくということもお聞きをしておりますけれども、事業実施につきましては、この事業の目的であります農地、また水路の保全活動について、国土保全の観点から、国、県、市の支援を行い取り組んでいる大事な事業ですので、今後もしっかり支援をして行ってまいりたいと考えております。さらには、今までの広域の組織に向けてもさまざまな課題はありますけれども、地域の皆さんと協議を継続しながら、できるだけ努力をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

9番（近藤末治君）

ありがとうございます。何と申しますかね、今までずっと、以前は合併前ですよ。旧柳川のときは水路清掃とかということで、報償費ということで対応してありました。その後、このような事業が先ほどの答弁で平成19年ですかね、こういうのができて本当に地元も一緒になって、環境が入ってきたから区長さんあたりも取り組まれてきたと私は思います。

今回、蒲池全体的なことですとずっと運営してきておったのが、なかなか難しくなったと。それで、行政区単位でやるというようなことになると、農地面積に対しての補助金額の対応と。それで、もう随分執行部も協議をして頑張っていたらっしゃったということですが、私も実は地元から要望で、これは水路課のほうの要望でございましたけど、行きました。金額的にはわずかな金額であるから、こういうことは、以前は農地・水でされよったばってんのうと

いう意見も来たんですよ。それで、なかなか事務局が、今、部長のお答えですと、地元じゃないと、市のほうは指導するほうだけだということですけどね。何とかこら辺をもっとうまく地区と協議をしていただいで進めていってほしいなというのが私の思いです。

それでは、関連しますので、今度は水路課のほうにお聞きしますけれども、今、私が申し上げたようなちょっとした要望ですね。例えば、木柵を四、五メートルしてくれんですかとか、しゅんせつをお願いしますよとかというのが、今までは農地・水のほうで対応はできよかったと。ところが、この事業をする行政区、しない行政区になってくると、ほとんど水路課のほうが対応になると思うんですよ。それで、今まで蒲池地区で地元が要望したことに対して、水路課の予算で直接やられたのは何%ぐらいになりますか。

水路課長（松永 久君）

近藤議員の質問にお答えします。

蒲池地区で地元要望に対しまして水路課の予算で対応できたのは何%かという質問でございますけれども、平成21年度から水路課に提出されました蒲池地区からの行政区要望につきましては、平成29年度までの9年間で298カ所でございます。そのうち、整備済みと一部整備済みを合わせますと161カ所となります。進捗率といたしましては54%となります。

以上でございます。

9番（近藤末治君）

そしたら、約半分ぐらいの対応はできておったと。それとあわせながら、いわゆる農地・水というですかね、しゅんせつとか草上げとか、そういうのはそちのほうでできよかったから、結局それがなくなると、その分また水路課のほうの負担が多くなるということで考えていいんですよ。そうすると、結局行政区単位でやるということになってくると、水路というのは上流、下流つながっております。対応される、多面的交付金で対応できる行政区は水路とかも清掃される。しかし、前後、上下流はしないということになってくると、なかなか自分のところだけはきれいになるばってんがら、他の集落はいっちょんせんやっかんということに今度はなってくると思うんですよ。

そうしたときに、ほとんど水路課のほうに要望の処理といいますか、なるんですが、今後そういうことになったときには、予算的、財政課との協議になりましようけれども、31年の予算要望の状況はいかがですか。

水路課長（松永 久君）

31年度の予算要望はということでございますけれども、予算要望につきましては、例年通りの金額で行っております。執行につきましては、予算の範囲内で工夫しながらやっていきたいと思っております。

以上でございます。

9番（近藤末治君）

ありがとうございます。そうですね、なかなか農地がないところは補助金が来ない。そして、水路の管理というのはもう水路課にお願いせにゃいかんということになると思います。

それで、他地区ではこれは土地改良区事業を行ってありますので、そこが事務局として事務手続とかをやってあるとお聞きいたしておりますけれども、なかなか蒲池が圃場整備、土地改良区事業ができなかったんで、その事務局がありませんので、難しいのかなと。しかし、私も知り合いの区長さんに今までのようにできませんかということをお願いしております。

なかなか事務が、今、部長が言われているのは、ちょっと何か煩雑みたいなことで、もうちょっと使い勝手のいいようにできんかもという話もあったんですが、そこら辺は国、県あたりとの調整というのは今までどおりにしかできませんかね。もうちょっと地元地区でも事務的にできるようなことをお話はできませんか。難しいですか。

産業経済部長（成清博茂君）

先ほどの事務の簡素化につきましては県のほうにも要望をしておりますけれども、なかなか国のほうのこともありますんで、今のところは同じ状況なんですけれども、簡素化については常々要望していきたいというふうに考えております。

以上です。

9番（近藤末治君）

なかなか国も基準があろうし、難しいでしょうけれども、使い勝手のいいようなことをお考えいただいて、蒲池地区、全ての行政区がこれに取り組むことができるように、執行部の御指導のほどをよろしくお願いしたいと思います。

本当に今まで一生懸命地元の方もやっぱり水路　ほとんど農地・水のこの事業は水路管理のほうに地元の方はやってあったと私は思って、これは全ての行政区がしなくなったときに蒲池地区の水路がどうなるのかなと思ひまして御質問をさせていただきました。

それでは、次に移ります。

2項目めの道路整備についてということで、3点ほどお尋ねをいたしたいと思います。

これは私、壇上でも申し上げましたように、全て平成29年6月議会からの継続質問でありますので、執行部によってもよろしく御答弁をお願いしたいと思います。

それでは1点目、県道久留米柳川線の整備状況と都市計画道路矢加部柳河線についてお尋ねをいたします。これは関連しておりますので、このような質問形態になりました。

まず最初に、県道久留米柳川線についてですが、現在の進捗状況はどのようになっていますか。

建設部長（松永泰治君）

近藤議員の御質問にお答えをいたします。

県道久留米柳川線の道路整備につきましては、平成21年度から事業を開始し、平成23年度

までに金納交差点及び小井出橋交差点の改良工事が完了をしております。また、平成28年度には金納交差点から有明海沿岸道路までの区間960メートルが、3・4期工区として事業化され、福岡県において、鋭意事業の進捗に取り組んでいただいているところであります。平成30年度末までの進捗状況の見込みにつきましては、下田橋から金納交差点までの1・2期工区においては事業費ベースで約89%、金納交差点から有明海沿岸道路までの3・4期工区において、事業費ベースで約13%の進捗となっております。

以上です。

9番（近藤未治君）

ありがとうございました。いわゆる柳川区間、下田橋から有沿の交差点までを4区間に分けてあるようですが、下田橋から金納交差点まで、今御答弁の1・2期工区、これについて前回の答弁では事業費ベースで約82%、こう回答されております。この1年間で何%の進み具合になりますか。何かちょっとスピード感が鈍ったような感じがありますので、お尋ねをします。

建設部長（松永泰治君）

今年度事業につきましては、1・2期工区の大木町との市町境にある下田橋かけかえ工事や、金納交差点北側の寺分橋拡幅に伴います用地買収と迂回路工事に入っていく予定であります。

また、3・4期工区の本納交差点から有明海沿岸道路までは、基本的に南側から計画的に用地買収が進められていますが、買い取り請求のある箇所についても柔軟に対応をしており、本年度末までに数件の用地補償契約のめどが立っております。事業内容によって、スピード感がないように感じられるかもしれませんが、福岡県には早期完成に向けて努力していただいているところでございます。

以上です。

9番（近藤未治君）

ありがとうございます。私も久留米に行くときは、この久留米柳川線を通って行くわけですが、途中、久留米市の三瀧町、それと大木町、ここら辺は今非常に工事が行われているように私は感じるんですよ。

その一方、柳川市については平成21年度から事業を開始されて、金納交差点と小井出橋の交差点、これは平成23年度までに改良していただきました。しかし、途中区間が先ほど申し上げたようにちょっと遅くなっているんじゃないかと感じるもので、再度お答えをお願いします。

建設部長（松永泰治君）

先ほども御答弁いたしました。今年度は大木町との市町境にある下田橋の工事と、金納交差点北側の寺分橋拡幅に伴う用地買収と迂回路工事が予定をされております。現在、この

2カ所の工事では、迂回道路の設置等で多くの時間と多額の事業費を必要としておりますので、道路部の工事に着手できないこともあり、道路改良工事が遅く感じられていることと思います。下田橋のかけかえが来年度中に完成予定であり、その後、道路改良工事に移ってまいりますので、来年度以降は道路工事の進捗が見え始めるものと考えております。

以上です。

9番（近藤末治君）

そしたら、今、下田橋が31年度で終わるということですね。そしたら、あとはもう道路事業に入る。ただ、金納交差点の北側の橋は……（「寺分橋」と呼ぶ者あり）寺分橋、あれはまだ北側の物件だけは移設してありますけどね、南側はまだなんですけども、そこら辺はもう用地とか調整はやってあるんですよね。

建設部長（松永泰治君）

議員おっしゃってある寺分橋の拡幅工事につきましては、現在、迂回路道路を設置するための用地交渉も行っておりまして、順序よく進んでおります。

以上です。

9番（近藤末治君）

ありがとうございます。前回の答弁で、金納交差点から有明沿岸道路柳川東インター、この区間、3・4工区間ですね。これについて用地測量とか建物調査を行う予定となっているということでしたけれども、その後の進捗状況はいかがですか。

建設部長（松永泰治君）

近藤議員の御指摘のとおり、有明沿岸道路柳川インター付近から北側の区間は歩道もなく、通学路として危険な状況でありますので、有明海沿岸道路高架下の町矢加部交差点から北へ向かって事業を進めていきたいと考えております。

以上です。

9番（近藤末治君）

ありがとうございます。3・4工区についても順次やっていただいております。これは、今、私がお尋ねした中に、今、用地とか用地物件が3・4工区で行われている。ところが、私朝通るんですが、久留米柳川線が久留米から大牟田に行かれる、いわゆる有明沿岸道路を利用して大牟田方面に行かれる方ですね。渋滞がひどいんですよ。北矢加部地区の有沿からセブン・イレブンがありますよね。あの近くまで本当に渋滞して、時には動かないような状況も私は目にいたしました。それで、これを今、1・2工区は下田橋から金納交差点まで順次やっていただいております。3・4区間はまだ用地とか物件までを3・4工区はやるということで、事業、工事を南のほうから北に進めていくというようなことは、部長お考えになりますかね。

建設部長（松永泰治君）

近藤議員おっしゃってありますように、事業につきましては歩道等もなく、通学路としても危険な状態でございますので、南のほうから北側のほうに工事を進めていきたいと県のほうと協議をいたしているところでございます。

以上です。

9番（近藤末治君）

ありがとうございます。いずれにいたしましても、地域の安全・安心と円滑な道路利用、これを実現するためには、国、県に対して強かに陳情、要望しないといけないと思います。

そこで、市長が今、福岡県の道路協会の会長で、また全国道路利用者会議の副会長でもいらっしゃいます。いわゆる会長のお力で一生懸命頑張って、この久留米柳川線を一日も早く頑張っていたかどうかということではできませんでしょうか。これは期成会とかもありますので、なかなか一概に柳川市のことだけは言えないと思うんですが。

市長（金子健次君）

8月の総会で、福岡県の道路協会の会長に就任をいたしました。また、九州の道路協会の会長にあわせて推挙いただきまして、全国8ブロックの会長になるわけですがけれども、そのことでさきの全国大会で副会長として就任させていただいたところでございます。これも地元の前賀誠先生が会長ということで指名が入ったところでございまして、そういうことで国土交通省あたりの働きかけというのは物すごく私はできるというふうに思っていますので、そういう立場を利用するというよりも、立場なら耳を傾けていただけるんじゃないかというふうに思っております。

福岡県土地改良連合会の会長をすることによって、農業農村整備事業についても九州農政局、また本省のほうの農林水産大臣についても、また財務大臣についても会っていただけるわけですので、そういう役得と申しますか、役得をフルに活用して、ここ数年頑張っていますので、今回、8月に道路協会の会長に就任したことについては十分生かしていきたいというふうに思っております。

以上です。

9番（近藤末治君）

市長の決意と申しますか、執行部の皆さんは一生懸命頑張って、柳川に事業を考えていらっしゃいますので、政治的な力でもって頑張ってください。お願いします。

それで、今のが久留米柳川線で御質問いたしました。それでは、次に有明海沿岸道路をまたいで南のほうで、これは都市計画道路矢加部柳河線ということで都計を打っております。この進捗状況についてはいかがですか。

建設部長（松永泰治君）

平成29年6月議会でも御答弁をいたしておりますが、都市計画道路矢加部柳河線につきましては、現在のところ整備の方法や実施時期などについては決まっておりません。

以上でございます。

9番（近藤末治君）

前回はそういう御答弁でございました。しかし、これは久留米柳川線と都市計画道路、この整備の区間が同じ行政区なんです。それで、この事業主体は都計道路も県になると思うんですが、北側は道路整備で久留米柳川線でやる。南側は都市計画道路でやると。しかし、まだ何も見えていないということですが、これは事業が違うので別々に進めるということではできませんでしょうか。

建設部長（松永泰治君）

現在、本市では、福岡県に多くの道路事業や都市計画道路事業をお願いし、鋭意事業の進捗に取り組んでいただいているところでございます。このため、まずは現在実施している事業効果の早期発現を図るために、現在の事業化区間であります有明海沿岸道路から大木町境の下田橋区間の早期完成を目指し、福岡県とともに取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

9番（近藤末治君）

ありがとうございます。何度も言うようですが、1行政区内の1本の道路、この道路整備を2つの事業で進めるということで、片方は久留米柳川線で今見えてきたと。しかし、この都計道路、南側の矢加部柳河線は全然見えてこないということで、地元の方が本当にどうなっておるんだということをよくお尋ねになりますので、御質問をしておるわけです。

このことについても答弁は同じと思いますので、それでは次に、枝光交差点のほうに移らせていただきます。

これは私、何回もこれも御質問をしておりますけれども、三橋町の枝光交差点と昭代地区への道路計画についてということでお伺いをいたします。それで、まず枝光交差点、この進捗状況についてお答えをお願いします。

建設部長（松永泰治君）

国道208号の大川市との境にあります有明海沿岸道路高架下から、柳川市方面の通称高橋交差点東側信号までの延長300メートルにつきましては、平成28年度に歩道整備が事業化されておりますが、高橋交差点とその東側にある信号の交差点の2つの交差点を1つの交差点にする改良事業につきましては、事業化されておりましたので、本年5月に国土交通省福岡国道事務所へ交差点改良の要望を行いました。現在は、交差点の整備計画図を作成していただいております。今年度から来年度にかけて、路線測量と詳細設計が行われます。その後、詳細設計が確定しましたら、地元説明会を開催する予定であります。

以上です。

9番（近藤末治君）

ありがとうございました。今年度から来年度にかけて、路線測量と詳細設計が行われると

ということで、国のほうと福国のほうと協議をしていただいておりますね。

その後、詳細設計して地元説明会となると、かなりの年月を食うと思うんですが、事業計画としてはどのようなめどになっておりますか。

建設部長（松永泰治君）

近藤議員御承知のとおり、通常の一つの事業は事業開始より10年と言われております。この事業につきましては、平成28年度に事業化がされておりますので、平成で申し上げますと、平成37年度、西暦2025年が完成目標となっておりますが、一日でも早く完成するよう職員一丸となって取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

9番（近藤末治君）

ありがとうございました。いろいろ国のほうも事業ありましようけれども、今、部長の答弁では詳細設計に入れそうということですが、そうすると当然、高橋中牟田線、今、市道でやって改良していますけど、この交差点の改良とタッチいたしますので、その辺はどのようにお考えになっておりますか、高橋中牟田線のほうは。

建設部長（松永泰治君）

高橋交差点の市道のほうなんですけれども、南北の取り付け部分についてですが、国の詳細設計ができ上がりましたら細部について確定しますが、交差点北側に接続します市道の高橋中牟田線については柳川市で施工し、交差点南側の道路整備につきましてはどのような手法で事業を進めていくか、国及び県を含めて協議を行っております。

以上です。

9番（近藤末治君）

ありがとうございました。協議をしていくということは、例えば交差点から何百メートル間は取り付けの道路ということで、国とかでお考えをしていただくというようなことでも理解できますかね。

建設部長（松永泰治君）

先ほども申しましたように、国、県と協議を行っておりますので、国及び県になるかと思っておりますのでございます。

以上です。

9番（近藤末治君）

ありがとうございます。なるべく市の金は使わないように頑張ってください。

それでは、関連して、交差点から南のほう、新田西蒲池線ですね、この区間については恐らく交差点の取り付け道路だから一緒に行われると思いますけれども、その新田西蒲池線から南のほうへ西浜武まで、これについての計画、これは私も何回も質問をいたしております。1.2キロほどの区間、この区間についてですが、この路線については都市計画マスタープラ

ン、この中に外環状線として位置づけをされております。

そこで、現在の状況はいかがですか。

建設部長（松永泰治君）

近藤議員おっしゃいますように、県道新田西蒲池線から昭代地区西浜武までの1.2キロメートルの区間につきましては、都市計画マスタープランの中で、外環状線として位置づけられております。現在の状況としましては、整備手法について、関係機関と協議を進めております。以上です。

9番（近藤未治君）

ありがとうございました。前回までと同じような回答で、まず枝光交差点の事業化に取り組んで、その後、県道の読みかえか市道で進めるかなどの整備手法、これを検討していきたいということでした。しかし、このような行政区をまたぐ道路整備事業は一朝一夕には完了いたしません。市が積極的に進める必要があるのではないかと私は思っております。

そこで市は、本当にこの道路が必要だと、都市マスに乗せているだけなのか、必要なのか、御答弁ください。

建設部長（松永泰治君）

議員御指摘のとおり、道路整備事業は一朝一夕には完了しません。また、本路線は都市計画マスタープランの中においても、市内の拠点を結び、市民相互の交流を促進するとともに、広域拠点内の混雑緩和や安全確保のため、広域拠点を通過する交通の迂回路や災害時の代替ルートとなる路線として、環状道路網を形成する構想部分に位置づけている重要な道路と理解をいたしております。

以上です。

9番（近藤未治君）

ありがとうございました。また、前回もこのようにお答えしてあります。この環状線は都市マスの中でも市内の拠点を結び、市民相互の交流を促進するとともに、広域拠点内の交通緩和や安全確保などと位置づけていると、全く同じように御答弁をされておりますけれども、だったら、何かのアクションを地元を起こすと、これは必要と思うんですが、いかがですかね。

先ほどの答弁ですと、まず交差点改良を完了していきたいと。終わってから、その後に計画をするんだというようなほうに私聞こえますが、そのような先のような考えじゃなくて、交差点改良と一緒に進めるというようなお考えはありませんか。再度お答えください。

建設部長（松永泰治君）

道路整備事業を行うには、地権者の同意や周辺住民の合意形成は欠かせません。そのためには、地元の皆様にも道路の利便性や必要性の機運を高めておくことは大切だと考えており、市としましては、今後、アクションを起こしたいと考えております。

以上です。

9番（近藤末治君）

とにかく執行部が、行政をまたいでおるから、普通の道路改良だったら、その地区の区長さんあたりが中心になられて、地元の地権者さんと協議して進めて道路改良されますけれども、これはやっぱり昭代地区と蒲池地区をつなぐ重要な道路だと私は認識をいたしております。それで交差点だけに集中して、これは国、県にお願いしてやっていただく。しかし、もう南のほうは市のほうでも、いわゆる交付金事業なんかに乗せて進めていくという、そのようなことも考えていただかないと、なかなか進まないんじゃないと思って質問をさせていただいております。また機会があったら、これをずっと見ながら質問をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、最後に3点目、高橋中牟田線の進捗状況ということでお伺いをいたします。

これはまず、当初の計画からどれくらいおくれておるか。私がおくれておるかと言うのは、既に何年かおくれておりますから、そういう質問をしておりますけれども、泉橋までの完了予定は何年度ですか。

建設課長（待鳥 哲君）

近藤議員の御質問にお答えします。

高橋中牟田線道路整備事業は、社会資本整備総合交付金事業として、国の補助金を受けて実施しています。

事業期間については、当初の計画では平成24年度に事業着手し、概ね5年間の予定で平成28年度を完了予定としておりました。

事業の進捗を申し上げますと、現在、約70%の用地買収が完了しておりますが、今年度末までに全ての用地買収完了を目指し、用地交渉を行っているところであります。

道路工事につきましては、計画延長730メートルのうち、延長240メートルの区間で工事を施工しているところです。

完了予定年度につきましては、用地買収が進まず、当初計画よりおかれておりますが、平成32年度完了を目指し、鋭意取り組んでいるところでございます。

以上です。

9番（近藤末治君）

ありがとうございます。当初は24年度から28年度で完了するということですが、今は30年度で課長の答弁ですと、32年度に完了したいということですね。約4年間ですよ。地権者との関係もいろいろありましたでしょうけど。

ただ、私はちょっと残念に思ったのが、平成28年度だったと思いますけれども、決算の中で事業費を87,000千円ほど工事予算を消化しなくて、減額補正ですよ。不用決算された。これは当初は中牟田線をつくらにやいかんということで頑張ったのが、どうも道路の位

置づけが下がったんじゃないかと私は思っておりますけどね。

道路整備ということで3点ほど質問をさせていただきました。事業を進めるに当たっては、国、県の事業はもちろん、地元や地権者、またその他いろいろな難題があることはわかっておりますが、いずれにいたしましても、先手先手ということで柳川市に有利になる事業を模索して進めていっていただきたいと、こう思っております。

執行部におかれましては、今後さらなる努力をお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（樽見哲也君）

これをもちまして、近藤末治議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後2時17分 休憩

午後2時28分 再開

議長（樽見哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第5順位、1番白谷義隆議員の発言を許します。

1番（白谷義隆君）（登壇）

皆さんこんにちは、1番白谷でございます。改選後、初めての一般質問であります。執行部の皆さんには、今後ともどうぞよろしくお願いしたいと思います。

それでは、議長のお許しがありましたので、早速質問をさせていただきます。

今回は3点予定をいたしております。1点目が地域公共交通のあり方、2点が佐賀空港へのオスプレイ等の配備について、3番目が福祉避難所についてであります。

まず、地域公共交通のあり方についてお尋ねをいたします。

年配者の方から免許証を返納したが、不自由でならない。コミュニティバスもあるが、運行日が決まっている。停留所まで遠い、また、ある方からは市の福祉バスは停留所が遠くて使いづらい、何とかならないのかなどの声が多く聞かれます。もちろん、コミュニティバスについて、執行部で運行について努力されていることは理解しておりますが、年配者など多くの方が、いまだ日常生活の中で移動手段に苦慮されております。

地域における移動手段の確保は、まちのにぎわい、健康の増進、そして、交流の活性化など欠かすことはできません。そして、誰もが安心して暮らしていくためには、より一層公共交通の利便性の向上を図っていかねばならないと考えております。

そこでお尋ねします。今後の地域公共交通のあり方についてお聞かせください。

再質問等については、自席より行いますので、議長の取り計らいをよろしくお願いいたします。

企画課長（池末勇人君）

先ほどの白谷議員の質問に回答したいと思います。

地域における移動手段の確保は、街のにぎわい、健康の増進、そして交流の活性化など、欠かすことができないものです。全国的な少子・高齢化社会が進む中、本市においても高齢化が進むことが見込まれ、都市の活力を維持していくために、高齢者の方などの交通弱者の外出を支える公共交通サービスの一層の充実が求められているところです。

そこで本市では、平成22年度に柳川市地域公共交通総合連携計画を策定し、コミュニティ交通で高齢者の日常生活における移動を可能とするネットワーク形成をもとに、以前より運行していた福祉循環バス等の既存ストックを生かし、旧柳川地域にコミュニティバスを運行し、平成24年度より大和・三橋地域にエリアを広げ運行してきました。

その後、安全・安心で心豊かな暮らしと個性を生かした交流を支える公共交通という地域公共交通のあり方と4つの基本方針を定めた柳川市地域公共交通網形成計画をことしの3月に策定いたしました。

基本方針の1つ目、鉄道を軸とした市内外の円滑な移動を支える公共交通ネットワークを構築する。2つ目が、買い物や通院、健康づくり、文化活動などを支える公共交通ネットワークを構築する。3つ目が、観光客の円滑な移動を支える公共交通ネットワークを構築する。4つ目が、持続可能な公共交通といたしまして、行政や交通事業者だけでなく、市民や地域等を含めて、地域全体で連携、共同しながら、地域の将来像実現に必要な不可欠な社会基盤である公共交通の持続可能性を向上させることとしています。

柳川市地域公共交通網形成計画策定に当たり、市民及び利用者を対象にアンケート調査を実施したところ、公共交通を必要とする方々は、通勤通学を除くと、主に免許を持っていない高齢者の女性の方でした。その中で、路線バスやコミュニティバスに対する不満点、改善点の多い意見といたしまして、バス停の待ち合い環境を改善する、運行ルートを見直す、便数をふやす、ダイヤを見直すなどありまして、利用しない理由といたしましては、バス停まで遠い、バスについてよく知らないということでした。

これらの問題点を解消するために、ことし10月から市が運行いたしますコミュニティバスの利便性向上を目指し、これまで1日3台で運行していたコミュニティバスを4台にふやしました。増車したバスを利用して、大和・三橋ルートを週2日の運行から週3日にふやし、大和ルートに限っては、2ルートを3ルートにふやして運行エリアを広げ、コミュニティバスの利用しやすい環境を整備したところです。

また、ことし9月には、コミュニティバスの周知を兼ねて、コミュニティバスの時刻表やその他の公共交通に関する情報を掲載したマップを市内全世帯や病院など、主要な施設に配布したところです。今後は、利用者が高齢者であるということから、高齢者の身体能力を考慮して、バス停の設置を検討していく必要がございますが、市内全域で計画を立てておりますので、個別の事情では、今でも利用が不便というお声もいただいております。このような

利用者のお声を大切にしながら、市内の公共交通の利便性の向上に今後も努めてまいりたいと思います。

以上です。

1 番（白谷義隆君）

ありがとうございました。

今、お答えをいただきました。今後も利便性の向上に努めていきたいということですが、実は今後の地域公共交通のあり方について、まず最初はお尋ねをしているわけですが、今の答弁の中でも一部触れられはいたしましたが、実際柳川市における公共交通の主体的なのは、結局は行政によるコミュニティバスの運行だろうと思います。

そうした中で、行政で今行っているそうしたコミュニティバス等について、今後の公共交通のあり方、そのところをどういうふうと考えてあるのか、わかれば、もう少し詳しく聞かせていただきたいと思います。

企画課長（池末勇人君）

今後の公共交通のあり方ということですが、本市といたしましては、今コミュニティバスを市内9ルートで運行しておりますが、コミュニティバスで全ての市内の公共交通を賄おうということは、やはり難しいのではないかと考えておるところで、市内の路線バス、または電車等も関係しながら、連携をとって公共交通の充実を図っていききたいというふうに思っております。

以上です。

1 番（白谷義隆君）

ちょっと済みません、今少し聞き取れなかったんですが、事業者の交通体系ですか。事業者の交通と、あと1件何だったんでしょうか。さっきちょっと聞き取れなかったので、もう一度お願いします。

企画課長（池末勇人君）

本市で行っておりますコミュニティバスだけではなく、路線バスと電車等も含めて、市内を走っております公共交通、並びにつけ加えますと、タクシーなんかでも市内の公共交通の一翼を担っていただいておりますので、そういう事業者さんと一緒になって公共交通網を確立していきたいというふうに思っております。

1 番（白谷義隆君）

はい、わかりました。ただ、先ほども言いましたけど、現在の地域公共交通の大きな役割を果たしているのは、やはり行政で行っているコミュニティバスだろうと思うんですね。路線バスは、現在のところ、柳川市で運行しているのはごく一部でありまして、私がいる大和町については、路線バスは走っておりません。ですから、どうしてもコミュニティバスに頼らざるを得ない状況もあるわけですね。ですから、多くの方からコミュニティバスが使いづ

らいという声をいただいているわけですから、そのコミュニティバスについて、今、説明をされましたけど、いろんな工夫をされながら努力されていることは私自身もわかっているんですが、そうした中においても、さっき答弁の中でもありましたけど、やはり使いづらいという声はあるということは、今、企画課長が言われたように、事実あるわけですね。そうした中で、今後も公共交通の利便性について向上を図っていきたいということですが、確かにそうでしょうが、実はそのことについてお尋ねをしているわけで、具体的に今後どういうふうな方策をとっていかれるのか、もしわかれば教えてください。

企画課長（池末勇人君）

今、議員のほうから具体的な方策ということで御質問がありましたけれども、今年10月に再編をいたしまして、現在、その再編ルートでコミュニティバスを運行しているということでございます。その間、再編をしたことによって、いろんな先ほどのような使いづらいとかいう御意見、またはバス停の場所についての御意見等も皆様からいただいておりますので、そういう御意見をこちらからお伺いしていきながら、また、再度検討をしていきたい。具体的にどういうふうにするというのは、御意見等も伺いながら考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

1番（白谷義隆君）

さっき企画課長も言われましたように、コミュニティバスは全体を計画しております。ですから、なかなか個別の事情に全部対応していくというのも現実的にはやはり無理があるだろうと。コミュニティバスを運行して、例えば、3台にふやさされたのかな　そういうふうでバスもふやししながら、ルートもふやしながらかまされてはいますが、それでもなお、なかなか個別の対応はしづらいところがあるということですので、私もそうだろうと思います。そうすると、やはりこうしたコミュニティバスをしても、停留所との関係とかは、今、答弁にもありましたけど、停留所が遠いという声は実際あるんですね。私も聞いたし、今、企画課長の答弁の中でもそういうことは出ました。これは仕方のないことだろうと思うんですね。行政がする以上、コミュニティバスで全部をカバーするというのは、それはある意味仕方がないだろうと思うんですよ。ただ、こうした制度といいますが、施策の、どうしてもそういった制度の網から漏れる方は出てくるんですね。ですから、その網から漏れる人、そういう方について、どういう対策をとっていかも考えていかないと、私はいつまでもコミュニティバスで住民の全ての人を対応していくというのは、やはりなかなか無理だろうと思うんですよ。ですから、そうした制度をカバーする部分、そうしたことについてもやはり考えていかなければならないと思うんですよ。

これは私のほうから1つの提案ですが、そうした方について、やはりデマンド交通といいますが、よそではそういったことも活用されているところもあるとは聞いております。ただ、

一方でコミュニティバスがありますので、重複するのは、それは非効率な話ですから、よその例をこう見れば、例えば、対象者を何歳以上に限るとか、あるいはバスの停留所からどれくらい離れた人についてするとか、料金も今、コミュニティバスは100円ですかね。それでも料金を上げるとか、そうしたデマンド交通、それにタクシーをデマンド交通の手段とするとか、そういった工夫をしてある自治体も現にあるんですね。そのことについてどう思われますか。

企画課長（池末勇人君）

先ほどの御意見ですけれども、コミュニティバスの利用に対して厳しい方々に対するサービスですけれども、今回の見直しを機に、利用者の御意見などを踏まえながら利用環境の改善には努めてまいりたいと考えております。

なお、デマンドバス、デマンドタクシー方式ですけれども、これまで議会の中でも答弁させていただいておりますが、財政的負担も考慮して、現在のコミュニティバスの環境改善によって公共交通の環境を整えていきたいというふうには考えております。

バス停以外での乗降について、一部山間部や過疎地などではフリー乗降制などの取り組みを行われております。道路交通上の問題もあり、警察との協議が必要となってきます。過去にも検討した経緯もございますけれども、そのときはかなり厳しかったというふうに伺っております。しかしながら、当時と公共交通を取り巻く環境も変化しているということですので、再度調査を行っていききたいというふうには考えております。

以上です。

1番（白谷義隆君）

なかなか難しいということのようですが、ただ、何回も言うようですが、先ほど企画課長はいろんな改善をしてきた。それでもなお、やはり使いづらいですね。そういう停留所が遠いとかという声はあると課長自身が認めてあるわけですからね。ですから、先ほども言いますように、このコミュニティバスで全ての市民の方が納得できるようにするというのは、これはなかなか無理だろうと思うんですよ。ですから、停留所まで歩いていける人はいいでしょう。ただ、高齢者の方とかにした場合に、やはり300メートル、500メートル歩くというのは大変なことなんですね。私たちが考えている以上に大変なことだろうと思うんですよ。

そうした、要するに交通弱者と言われる人たちにどういう手を差し伸べていくのか、そういうことをもう少し真剣に考えていただかないと、自分の感覚だけでコミュニティバスがあるから利用できるだろうと。もう少しバス停をふやすとすれば　なかなかバス停もふやされないじゃないですか。今までこのコミュニティバスの議会の答弁の中で、バス停をふやせば、どうしても時間がかかるんですね。そういう話もされてきましたよね。今回、バスもふやした、ルートもふやしたですね。それで幾つか、何カ所か、それでも何カ所しかないじゃないですか。4カ所か5カ所ぐらいでしょう。その反面、廃止したところもあるんです

ね。ですから、そういうところで課長はコミュニティバスの充実を図っていきたいと言われますけど、本当に市民の皆さん全員を救うようなこのコミュニティバスで、そういった方法がとれると考えてあるのかですね。私は必ずしもそうはならないと思うんですよ。であれば、何らかの対策を考えていくというのは当然のことだろうと思いますけどね。もう一度お願いします。

企画課長（池末勇人君）

先ほどの御質問ですけれども、確かにコミュニティバスで全ての皆さんの御要望に応えるというのは、もう非常に難しいし、ちょっと無理ではないかというふうにも考えておりますので、白谷議員の御意見等も踏まえながら、今後研究していきたいというふうに思っております。

1番（白谷義隆君）

これは私も不便だという声は前からもありました。企画課長には打ち合わせのときにもそのことを話をしました。そして、今回、選挙期間中にいろんな人とお話しました。そうした中で一番多かったんですね、こういう希望が。何とかならんのかねと。ぜひこれについては検討をしていただきたいと思いますし、もちろん企画課長だけの判断でできるとも思いませんが、市長、これについてどのように考えられますか、教えてください。

市長（金子健次君）

この問題については、かなりの議論、過去にありました。そうやって視察も議員さんたちにもしていただきましたし、空白地帯について、どのくらいの投資効果をやるのかと。確かに一番いいのは、タクシーに関して助成をすればいいことですが、すごい莫大な経費が必要でありますし、デマンドバス、デマンドタクシーを運行したときに、そういういろんな問題があって、八女市については、いろんな補助金の中で運用していると、莫大な費用がかかっていましたので、それについては諦めたわけですので、空白地帯を解消する、そういう選挙戦の中で出てきたよということでございますけれども、全国的にはそういう空白地帯の分について、どうやってフォローしていくかということについては、もう少し課長が答弁いたしましたように、ちょっと時間がかかるんじゃないかというふうに私は理解をしております。

今回は、バスをせっかく寄附をしていただきまして、ふやして、停留所についても一定は市民の意見を聞きながら出した分もあるかと思っておりますので、完全なフォローができていますと私思っておりませんし、全て莫大な費用をもって足を全部確保するというにもならないだろうし、その限界を線引きをしながら、いろんな先進地を視察しながら考えていかなければならないというふうに思っているところです。

以上です。

1番（白谷義隆君）

確かにそうだろうと思いますが、こうした日常生活の中で交通手段に苦慮されている、その交通手段がどんな影響があるかというのは、冒頭申し上げましたようにですね。ですから、一番最初に聞きましたように、今後の公共交通のあり方についての考え方をお聞きしたわけで明確な答えは出なかったんですけど、あくまで今のコミュニティバスの充実を図っていきたいということでの回答でしたけど、もう少しそのことについて、確かに費用対効果の問題もあるでしょう。ただ、現実には苦慮されている方もいらっしゃるわけですから、もう少し考えていただきたいと思います。

ほかにも2点、今回予定をしておりますので、余りこのことだけに時間を費やすこともできませんけど、やはり、今私言いましたように交通弱者の方をどうやって救うのか、コミュニティバスでできなかった人、救えない人をどう対応していくのか、今後十分検討をしていくということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、佐賀空港へのオスプレイ等の配備についてお尋ねをいたします。

去る8月24日の佐賀県知事の突然のオスプレイ配備受け入れ表明を受け、私たち議会はもちろん、市民の皆さんたちの間にも驚きと不安が広がっています。そうした中で、柳川市議会がそれぞれ空港の用途変更をするとき、佐賀県は柳川市と協議するとした、佐賀空港における航空機の運用に伴う環境保全に関する合意書に違反するとして、佐賀県に抗議したことはごく当然のことだろうと思います。

そこでお尋ねをしますが、その後、佐賀県側から本市に対して、協議の申し入れはあったのでしょうか。また、本市から佐賀県に対して協議の申し入れを行ったか、あるいはその予定があるのか、お聞かせください。

生活環境課長（武田真治君）

白谷議員の御質問にお答えいたします。

8月24日、山口佐賀県知事の突然のオスプレイ等の配備受け入れ表明は、市議会や市民の皆様同様、本市といたしましても、一方的な受け入れ表明として大変に驚きました。そこで、同日夕方に記者会見を開いていただいて、市長に山口知事の突然の表明に対して、強い抗議の意を表明していただいたところです。

そして、週明け、8月27日に市議会全員協議会に山口知事のオスプレイ等の配備受け入れ表明について御報告をさせていただき、同日、市議会満場一致で佐賀空港における航空機の運行に伴う環境保全に関する合意書に基づく柳川市との協議不履行に係る抗議決議がなされたところであります。

そして、翌日、8月28日、市議会議長と市長が佐賀県庁に出向かれ、池田副知事に対して抗議決議、抗議文を直接手渡しして、山口知事宛てに抗議を行いました。

その後、佐賀県側から本市に対し、協議の申し出はあっておりませんが、9月22日に佐賀県からオスプレイ等配備計画の受け入れ表明の経緯や防衛省との合意事項、事前協議の考え

方について説明したいとの申し入れがありましたので、10月12日、佐賀県から池田副知事が本市を訪問されまして、市議会議長と市長に対して説明がっております。

説明の内容につきましては、11月30日の市議会議員全員協議会で報告もさせていただきましたが、池田副知事からは意見交換ということであれば、積極的に対応させていただきたいとの発言があったところです。

以上です。

1 番（白谷義隆君）

佐賀県側からの協議の申し入れはなかったと、それはわかりましたが、先ほどお聞きしましたが、それでは、本市から佐賀市への協議の申し入れは行われたのか。あるいは、その予定はどうなっているのか、教えてください。

生活環境課長（武田真治君）

本市からの協議の申し入れというのは行っておりませんが、池田副知事からは意見交換ということであれば、積極的に対応させていただきたいとの発言がありましたので、この意見交換を通して、本市の意向が反映できるよう、佐賀県に対し、責任ある対応を求めていきたいと考えております。

もう少し具体的に言いますと、防衛省との合意事項等の事実確認を行うための質問書等を佐賀県に提出しまして、その回答を踏まえて意見交換をしたいと考えております。

以上です。

1 番（白谷義隆君）

少し違うというか、意見交換会はしたいということのようですが、議会も市も協議をしないままに受け入れ表明をしたことに対して抗議をしたわけでしょう。別に意見交換会をしてくれということで抗議したわけじゃないんでしょう。協議、要するに用途変更をする場合は、佐賀県は柳川市に誠意を持って協議するということですから、現に佐賀県は受け入れの表明をしたわけですからね。ですから、用途を変更しますと言ったわけでしょう。そしたら、これは明らかに合意書で言う用途の変更に当たると私は思うんですよ。ですから、確かに一義的には佐賀県側が柳川市に協議の申し入れをすることを、合意書ではするでしょう。しかし、そういうふうに用途の変更をすると表明をしたにもかかわらず、佐賀県側から協議の申し入れがなかったなら、明らかに合意書に違反しているわけですから、柳川市から協議の申し入れは当然私はすべきだろうと思うんですよ。そのために抗議をしたわけですからね。そこら辺はちょっと私は違うように思いますけれどもね、どうですか。

生活環境課長（武田真治君）

合意書に基づく事前協議の考え方につきましては、佐賀県は佐賀県有明海漁協と交わした公害防止協定覚書附属資料の見直し後の協議が事前協議という認識を持ってあります。本市としましては、事前協議は受け入れ表明前にさせるべきと認識をしておりました。現在もこ

の認識の違いについては、そのままでございます。それで、池田副知事が説明に来られた折には、そのことについて、市長からも改めて抗議をされたところでもあります。しかしながら、市としましては、今後意見交換というところで市の意向を反映できるようにしていきたいと思っております。

以上です。

1 番（白谷義隆君）

ちょっとばっかしおかしいと思いますよ。さっき課長は、受け入れ表明する前に事前協議を、合意書は受け入れ表明の前に事前協議をする。それが合意書の趣旨だと今言われたじゃないですか。そういう事前協議をしないままに表明をしてしまった。繰り返しますけど、そのことが明らかに合意書に違反しているわけですからね、そのことで協議の申し入れもしないで、何で意見交換会がそれに変わるんですか。意見交換会で要求を出していくと。そして、最初から協議はしなくてもいいんじゃないですか、今課長が言うように。意見交換会で意向を反映していきたいと。そうしたとき、そんなら例えば、意見交換会の中で言ったことは全部公開をするんですか、市民の皆さんたちに。違うんでしょう。あくまで事務の打ち合わせなんですよ。

ですから、協議をしてくださいというか、協議をしなかったことについて、抗議をしているわけですから、向こうから協議の申し入れがなければ、柳川市から協議の申し入れをするのは、ごく当然のことじゃないんですか。それをなぜ協議の申し入れも行わなかったんですか。行わなかったんでしょう、柳川市のほうから協議の申し入れは。なぜされなかったのか、教えてください。

市長（金子健次君）

経緯については課長が答弁しましたけれども、事前協議に入りたい。柳川市としては、受け入れについては白紙撤回を望むところでもありますけれども、そういうことについては、佐賀県側は佐賀県の池田知事は事前協議については、漁協との協議が成立した後でないとしないうという考え方に立ってありますので、それはできなかったということです。

1 番（白谷義隆君）

佐賀県の意向はそうでしょう。ただ、それでも市として協議の意向は意向ですからね、市として協議の申し入れはなぜされなかったんですかと聞いているんですよ。佐賀県側の意向はそうでしょう。

市長（金子健次君）

それで柳川市の意向というのを、考え方を申し上げて、テーブルに着かないというわけですから、それについては。事前協議のテーブルには着きませんと、漁協の話し合いの成立後ではないと着きませんよということで、あの表明になったというふうに私も理解しているし、着かないという理解で、その当時は私は理解をしております。

1 番（白谷義隆君）

要するに佐賀県側があくまで佐賀県の有明漁協組合ですか、そっちの協議が先だと、その前には柳川市とは協議はしませんということを言われたんですか、（「はい」と呼ぶ者あり）はっきり、ちょっと済みません、言ってください。

市長（金子健次君）

その後に言われました。

1 番（白谷義隆君）

ただ、その佐賀県の、佐賀県有明漁連ですか、そっちのほうとの協議を終えた後じゃないとしない。そうすると、例えば、後から協議をしても、恐らく 恐らくじゃない。当然、配備の是非についても、もちろん配備の是非についての協議ですからね、そういうことでしょう。そうしたときに、漁連側が納得したときに、果たして柳川市が、例えば、配備受け入れについて反対をしたときにどうなる そうしたときに、私は全く意味は持たないと思うんですよ。

漁連がもう受け入れを承諾した、その後に柳川市が、いやだめですよと、1回ちゃんと話をしてくださいと言うても、もう佐賀県の方針は決まっているわけですからね。ですから、それは私はおかしいと思いますよ。やはり事前に柳川市の意向は伝えていくべきだろうし、前にも柳川市から佐賀県知事に対して、佐賀空港へのオスプレイ等の配備については、誠意をもって柳川市と協議をする。そして、配備計画の是非を判断するに当たっては、柳川市の意向を十分に踏まえてもらいたいという要請書もされているじゃないですか。佐賀県側が是非を判断する前に出してくださいよと。それについて山口佐賀県知事は、真摯に受けとめ、しっかり対応していきたいと言ってあるんですね。もちろん、そのことについて、そういったことがあったからということで、今回、市のほうとしても抗議を出されておるわけですね。

ですから、漁協組合と話ができた後に柳川市がどんなに言っても、現実にはなかなか無理であると思うんですよ。であるなら、漁協との結論が出る前に、柳川市としての意向は、私は明らかにすべきだと思うんですが、そのことについてはどうですか。

市長（金子健次君）

佐賀県側が、あのときに、山口知事が金曜日に表明されて、月曜日に柳川市議会のほうで抗議の声明があって、そして翌日に前議長と私とで抗議に行ったわけです。そのとき、本来ならば、もうきちんとそのことについて20年前に当時の井本佐賀県知事と小宮前市長との間に交わされた内容、そしてまた、その後、古川知事と市長、私と、そしてまた、山口知事と交わしたことについては遵守してもらいたいということで抗議をした。しかしながら、もう表明をされていたということで、かなりの抗議になったと思います。

その後、向こうのほう、佐賀県側のほうは、事前協議をしてくださいということの意向については、もう佐賀漁協との話し合いがつかない間はしないという考え方なんですね、実際

言って。それで、意見交換ではいいでしょうということで、こちら側には非常に厳しい状況になっていることはたしかです。

1番（白谷義隆君）

いや、だから、柳川市としても配備計画についての考え方をやはり明らかにすべきじゃないですかと言っているんですよ。もう配備を受け入れは表明されたわけですよ、佐賀県知事は。そして、もう佐賀県の有明海漁協と協議をします。そして、協議が整ってからじゃないと柳川市とはしないとあってあるわけですからですね。

ところが、それはさっき言いましたように、もう佐賀県の有明漁協と佐賀県の中で、もう合意ができてしまえば、その後で柳川市が言っても、私はなかなか柳川市の意向を伝えても、もうそのときは遅いだろうと。ですから、県知事が佐賀県と佐賀県の漁協と協議をする前に、柳川市の意向は、もう今しかないと思うんですよ。柳川市の意向、配備に対する柳川市の考え方を、私はもう表明しておかなければ、今表明しなければ手おくれになってしまうんじゃないですかと言っているんですよ。

市長（金子健次君）

20年前に書簡を交わした佐賀県と柳川市との間の書簡についての契約の中身について、合意の中身について効力の問題ですね、法的効力の問題ですね。あとはそれに不履行であることについての訴訟を持っていった場合、勝つ云々、勝訴の問題ができるかどうかという問題も含めて、論議しなければならないという問題が出てくると思うんですね。

今の状況では、山口知事は今、選挙期間中でありましてけれども、今度の日曜日、恐らく当選されるであろうと思います。そういうことで、佐賀県漁協とまた話し合いが、今期、漁期が過ぎたら、3月か4月ぐらいには再度して、そのときに、佐賀県側の池田副知事の話によりますと、そのときに協議が整わなかった場合には、配備体制の受け入れはしないということを書いてありますので、そこら辺について、意向が成立しない場合には受け入れをしないということを書いてありましたので、それについて柳川が今どう言っても、そのテーブルには着かないという以上は、あとは法的措置をとる以外にないわけでありまして、そこをどうしたものじゃろうかというふうに私は考えているんですね。向こうがテーブルには着かないと、その間は佐賀との漁協と話し合いがつかないからテーブルに着かないといった法的な対抗措置、法的対抗措置ができるかどうかという問題だと私は理解しておりますけれども。

1番（白谷義隆君）

いや、法的とか、そういうことじゃなくても、協議をしない、協議のテーブルに着かないと言われれば、それはそれで抗議はしていくべきだろうと思うんですけども、ただ、それ以上は進まないでしょうね、市長が言われるように着かないと言っているんですからね。ただ、そういう中においても、柳川市の意向は明らかにすべきじゃないですかと言っているんですよ。協議をなささいと言っているんじゃない。協議は協議でも仕方ないじゃないです

か、テーブルに着かないというなら。

ただ、有明の漁協と協議をする前に、柳川市としての意向は表明をしておかなければ、全く手おくれになってしまうんじゃないですかということをお尋ねしよるわけですよ。ですから、漁協と協議をする前に、いや、柳川市としては、この配備問題についてはこう考えておりますということをお尋ねしよるんですよ。

市長（金子健次君）

今回のオスプレイの配備について、慎重に私は考えているわけでございまして、それについては、さきの議会の中でも藤丸議員から質問がありました。あなたはどうか考えているのか、賛成なのか反対なのかということについて聞かれました。そのときもっと慎重に、今、結論を出すべき時期ではないというふうに私は思っております。今、柳川市がオスプレイ配備について、賛成、反対という立場にはまだ熟していないと、その時期には来ていないというふうに私は理解しておりますので、なら、協議をするあたりについては、白谷議員は柳川市の考え方を反対しますよ、賛成しますと言えるかどうかと、まだこちらのほうははっきりしていない、私の考え方はまだ声明を出す段階ではないというふうに思っておりますので、そこまでの動きがとれないということです。

以上です。

1番（白谷義隆君）

今、その時期じゃないですね。確かに今まで市長は、それを再三繰り返してこられました。であるなら、そんなら市長が考えられる時期とはいつなんですか。抗議を送ったときに協議をしてくださいよと、合意書違反じゃないですかと、早急に協議をしてくださいよということで送ったわけですね、抗議を。そしたら、協議をしてくださいよということで送ったわけですから、当然その内容についてもあるわけでしょうから、どうした協議をしていこうとされていたのか、そのこともちょっと私はおかしいと思います。

それと、今はその時期じゃないと言われますけれども、それなら、柳川市がどうなったときにその時期が来たと考えられるのかですね。もう既にこの問題が起きて、もう何年もたっているんですよ。この問題に対して、市のほうでパブリックコメントもされました。多くの方がこの議会の場でも紹介がされましたけど、90%、結局36のうち35ぐらいでしたかね。その方が不安を感じていると回答されておったわけでしょう。市民のほとんどの方が配備について不安を感じていると回答をされているわけですよ、もう既に。そして、それからもう何年もたっているんですよ。

その間、市長は、やはり住民の皆さんたちにもいろんなことを聞かれたと思いますよ。もちろん議会でも今まで何回も話がありました。なぜ、その協議の申し入れをしながら、協議の内容について、例えば、協議は幾つあるのかわかりませんが、一番大事な配備の是非についても当然協議の対象なんだろうから、そのことについて協議をすれば、柳川市の

態度は表明せざるを得ないわけですね。ですから、そういう状況にありながら、なぜそういう、一方では協議の申し入れをしながら、一方ではそういう時期じゃないと、どうも私は理解に苦しみますけど、もう少しわかりやすく教えてください。

市長（金子健次君）

もう時間がありませんけれども、私は国の防衛問題については、国の専権事項であるというふうに思っています。そして、あえて自衛隊の存続そのものも認めていいし、私はやっぱりその中で、自治体がどういう役割を果たしていくのかということも考えなければならないというふうに常に思っています。それは議員の中でもそれぞれ意見があると思いますけれども、その中において、果たして柳川市が今の段階でオスプレイに対して配備についてはどういたしましょうと、反対をいたしますと言える立場のところには、まだ私は域には達していないというふうに思っております。この短い期間の合い中に、例えば2年あったじゃないかと言われるけれども、私は簡単に結論を出すべきじゃないというふうに思っています。

以上です。

1番（白谷義隆君）

ほかにもちょっと予定しておりますので。ただ、短い間と言われますが、もう期限は、さっきも言われましたけれども、佐賀県の有明漁連と協議をすると、先だと。ところが、ノリの時期が終われば、当然協議はすぐ入るんですね、佐賀県は。そう言っていますからね。そしたら、もう今までに何年かあって、その何年かの間ではなかなか無理だと言われます。ただ、ノリの時期が終わる。あと、3カ月、4カ月ぐらいでは、いやが応でも柳川市の態度を表明せざるを得ないんですよ。ですから、私は、佐賀県が佐賀県の有明漁連と結論を出す前に、柳川市の態度を明らかにして、そして、佐賀県と漁連の協議の場に、ある意味のプレッシャーをかけていく、そのことも私は非常に必要なことだろうと思うし、そういうことをしなければ、柳川市の意向は、全く私は反映させることができないと思っております。

市長（金子健次君）

白谷さんの考え方というのは、オスプレイに対して、市長よ、反対せよという形の考え方でいって、話を聞けば、何かそういうような感じがいたしますので、そういうことで前表明したらどうだろうかというような感じがするんですけども、今の段階では、そういうことを私はするべきじゃないというふうに考えていますので。

1番（白谷義隆君）

もう今まで再三その話はしてきました。私は、私が反対だから市長に反対せよと言っているんじゃないですよ。市長は、柳川市のトップとして、受け入れの是非について、決断する意向を出す責任があるから言っているんですよ。（「議長」と呼ぶ者あり）ほかのことならいいですけど、また同じ話ならもう時間ありませんので。（「あなたが言うなら、私も言わにゃいかんやんね」と呼ぶ者あり）どうぞ、どうぞ。

市長（金子健次君）

とりあえず、堂々めぐりなんですけれども、慎重に柳川市としての結論を出さないと、もうこの問題については、賛成か反対か、今この何分かの間に言えないと思います。それは私は慎重に考えて、慎重に議会のほうにお話をしたいと思っておりますので。

それは今後の議員さん、あと2人、新谷さんとか藤丸さんもいますけれども、同じような答弁をしたいと思います。

以上です。

1番（白谷義隆君）

一言だけ言わせてもらっていいですか。市長は、この短い時間の中で判断するのはと言われてましたけれども、もう長い間時間があつたんですよ。その中でどういう判断をされてきたかを言っているわけで、今、この場の話だけを言っているんじゃないですよ。過去にもあつたわけです。（発言する者あり）もう次に行きます。（「答弁をお願いします」と呼ぶ者あり）

市長（金子健次君）

この短い時間じゃなくて、今までの期間そのものが本当に短い期間だと。オスプレイの佐賀県山口知事が表明をしてから、8月でしょう。8月末でしょう。いきなり唐突に言われたわけでしょう。私も青天のへきれきだったんですよ。もう少し考えて、漁期を過ぎてからじゃないかというふうに見ていて思ったんです。ただ、選挙戦の関係で佐賀県議会、佐賀市議会の議決を受けてされたというふうに私は思っているわけですから、その短い何分間と私は言っているわけじゃないわけです。もう少し慎重に私は考えていきたい。それは考え方の相違だというふうに理解してもらいたいと思います。

以上です。

1番（白谷義隆君）

もう言いたいことはいっぱいありますけれども、ちょっと私が一通り（発言する者あり）、いや、もうほかの質問もありますのでね、（発言する者あり）ぜひほかの分もしておきたいので、この問題については、またこの後、新谷議員、藤丸議員も予定されておりますので、（発言する者あり）あとはそっこのほうにお任せするとして、あと時間が少ししかありませんが、次に、福祉避難所についてお尋ねをしたいと思います。

実は最近、選挙期間中ですが、市民の方から手紙をいただきました。その中にはこんなことが書いてありました。「災害が発生し、差し迫ったとき、避難勧告などが発令されますが、体に障害を持っているとベッドなどが必要で、簡単に避難することができません。病院などと避難連携ができれば、万が一の場合、医療も受けられ、安心して避難することができます」という内容の手紙を選挙期間中にいただきました。

そこでお尋ねしますが、現在、本市における高齢者や障害者など、特別な配慮を要する

方々の災害時の避難はどのようになっているのか、お聞かせください。

総務課長（松藤敏彦君）

白谷議員の御質問にお答えいたします。

災害が発生したとき、発生するおそれがあるときに、ひとり暮らしの高齢者や、障害をお持ちの方など、自分ひとりで安全に避難することが困難で、他の人の支援を必要とする方を、避難行動要支援者といいます。そういった方々につきましては、個人ごとの個別支援計画の策定が必要となっております、その個別支援計画で避難を支援する方との結びつけを行い、避難をスムーズに行うようにしております。また、第一次避難所では、障害をお持ちの方などを優先的に畳の部屋を使用させていただくこととしております。

手紙の方のように体に障害をお持ちで、ベッドなどが必要である方につきましては、コミュニティセンターなどの第1避難所にはベッドが現在ございませんので、対応が難しいという状況でございます。

また、水の郷のように福祉避難所においても、ベッドは数台しかございませんので、受け入れが難しい場合も多いと思われれます。そのため市では、市内6つの特別養護老人ホーム及び3つの介護老人保健施設と、大規模災害時における福祉避難施設としての要支援者受け入れに関する協定を締結しております。そのため、大規模な災害が発生し、避難勧告や避難指示の発令となった場合には、これらの施設の御協力を仰ぐこととしております。ベッドが必要な場合につきましては、避難する際に、まず市役所にお問い合わせをいただきたいというふうに思います。

市では、これらの施設に受け入れの照会を行い、その後にお問い合わせをいただいた方に避難先を御案内するというような対応をすることになります。

以上です。

1番（白谷義隆君）

施設と高齢者施設等との連携を今されているということですが、まず、避難を、そうした特別な配慮を要する方が避難を希望される場合は、まず一旦、市役所のほうに連絡をしていただいて、そして、市役所のほうから施設を探されて、そしてどこどこにいいですよという連絡をされるという理解でよろしいですか。

総務課長（松藤敏彦君）

ベッドが必要な方については、移動のほうも大変困難な場合も考えられますので、まずは市役所のほうにお問い合わせをいただいて、こちらのほうから状況をお伺いして、こういった施設でないと受け入れられないかということ把握した上で、協定を結んでおります施設のほうにお問い合わせをしてから、それから、その返事をいただいて、そちらの問い合わせをいただいた障害をお持ちの方に御連絡をしたいというふうに考えております。

1番（白谷義隆君）

よそのそうした福祉避難のところの実情を見れば、やはりどうしてもそういった施設と一緒に合わせて、マンパワーの確保が非常に問題だと言われているんですね。マンパワーの確保をどうしていくのか、そのことについてどのように考えてやるか教えてください。

総務課長（松藤敏彦君）

現在、協定を結んでおります施設につきましては、老人介護施設でございます。そういった施設には、専門の職員さんもいらっしゃるの、そういったところと協定を結んで、マンパワーのほうも受け入れ体制が整っている状況で受け入れていただくという形を考えております。

ただ、柳川市で福祉避難所として、総合福祉センター大和、三橋、柳川にございますけれども、その部分については、やはりマンパワーが不足をしております、その受け入れは非常に難しいという状況になっております。そういった部分については、他の先進市の状況を研究させていただいて、運用については考えていきたい。そして、福祉避難所が現在、高齢者施設だけとしか協定が結ばれておりませんので、障害者施設等についても、来年の梅雨前ぐらいにはぜひ御協力をいただいて、協定を締結させていただけないかというふうに考えております。

以上です。

議長（樽見哲也君）

白谷議員、もう時間がありません。

1番（白谷義隆君）

ぜひ検討をしていただいて、こうした高齢者、障害者の方が安心して避難をできるような体制をとっていただきたいと思います。そのことをお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（樽見哲也君）

これもちまして、白谷義隆議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りをいたします。本日はこれにて延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会いたします。

午後3時30分 延会

柳川市議会第6回定例会会議録

平成30年12月11日柳川市議会議場に第6回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	白谷義隆	2番	橋本憲之
3番	佐藤勝広	4番	今村智子
5番	新谷信次郎	6番	江口義明
7番	菊次太丸	8番	立花純
9番	近藤未治	10番	佐々木創主
11番	河村好浩	13番	高田千壽輝
14番	諸藤哲男	15番	矢ヶ部広巳
16番	緒方寿光	17番	藤丸正勝
18番	田中雅美	19番	伊藤法博
20番	三小田一美	21番	樽見哲也

2.欠席議員

12番	荒木憲
-----	-----

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	酒	見	勇	次
教	育	沖			毅
総	務	石	橋	正	次
会	計	大	淵	洋	祐
市	民	椛	島	謙	治
保	健	原		忠	昭
建	設	松	永	泰	治
産	業	成	清	博	茂
経	済	田	尻	主	範
部	長	木	下	隆	行
兼	大	高	田	啓	介
和	庁	松	藤	敏	彦
庁	舎	池	末	勇	人
舎	長	島	添	守	男
教	育	川	口	俊	幸
部	長	田	島	雅	彦
兼	三	平	田	敬	介
橋	庁	田	中	勝	裕
庁	舎	袖	崎	朋	洋
舎	長	待	鳥		哲
長		木	下		隆
消	防	松	永		久
人	事	乗	富	由	美
秘	書	武	田	真	子
課	長	松	藤	満	治
総	務	目	野	隆	也
課	長	田	中	安	広
企	画	古	賀	和	幸
課	長				明
財	政				
課	長				
税	務				
課	長				
健	康				
づ	く				
り	課				
課	長				
福	祉				
課	長				
学	校				
教	育				
課	長				
生	涯				
学	習				
課	長				
建	設				
課	長				
農	政				
課	長				
水	路				
課	長				
子	育				
て	支				
援	課				
課	長				
生	活				
環	境				
課	長				
観	光				
課	長				
下	水				
道	課				
課	長				
水	道				
課	長				
商	工				
・	ブ				
ラ	ン				
ド	振				
興	課				
長					

4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	樽	見	孝	則
議	会	事	務	局	次	内	田		猛
長	兼	庶	務	係	長				

5 . 議 事 日 程

日 程 (1) 一 般 質 問 に つ い て

順 位	質 問 者	質 問 事 項
1	16 番 緒 方 寿 光	1 . 本 市 の 「 人 口 減 少 」 の 原 因 と 対 策 は 2 . 「 行 財 政 改 革 」 の 取 組 み と そ の 成 果 、 今 後 の 施 策 は 3 . 塩 塚 川 の 「 浚 渫 」 と 「 堤 防 強 化 」 の 必 要 性 と 市 の 方 針 は
2	7 番 菊 次 太 丸	1 . 要 支 援 者 、 障 が い 者 等 の 避 難 所 に つ い て 2 . 観 光 客 の 滞 在 時 間 延 長 の 為 の 施 策 に つ い て 3 . ギ ャ ン プ ル 依 存 症 対 策 に つ い て 4 . 市 内 中 学 校 特 別 教 室 の エ ア コ ン 設 置 計 画 に つ い て 5 . 「 置 き 勉 」 に つ い て
3	5 番 新 谷 信 次 郎	1 . 教 員 の 長 時 間 労 働 に つ い て 2 . 柳 川 市 立 小 中 学 校 35 人 以 下 学 級 の 実 現 を 3 . 柳 川 市 立 小 中 学 校 特 別 教 室 に エ ア コ ン の 設 置 を 4 . 「 山 口 祥 義 佐 賀 県 知 事 の オ ス プ レ イ 受 け 入 れ 表 明 」 に 対 す る 柳 川 市 の 今 後 の 態 度 に つ い て
4	17 番 藤 丸 正 勝	1 . 佐 賀 空 港 へ の オ ス プ レ イ 等 の 配 備 計 画 に つ い て (1) 佐 賀 県 知 事 オ ス プ レ イ 佐 賀 空 港 受 け 入 れ 表 明 に つ い て 金 子 市 長 の 考 え は (2) 柳 川 市 民 の 安 全 安 心 は ど の 様 に 考 え て あ る か
5	10 番 佐 々 木 創 主	1 . 「 柳 川 の 水 」 掘 割 と 水 道

午 前 10 時 開 議

議 長 (樽 見 哲 也 君)

お は よ う ご ざ い ま す 。 本 日 の 出 席 議 員 18 名 、 定 足 数 で あ り ま す 。 よ っ て 、 た だ い ま か ら 本 日 の 会 議 を 開 き ま す 。

日 程 第 1 一 般 質 問 に つ い て

議 長 (樽 見 哲 也 君)

日 程 1 . 一 般 質 問 に つ い て 。

一 般 質 問 を お 手 元 に 配 付 い た し て お り ま す 日 程 表 の 記 載 順 に 行 い ま す 。

第 1 順 位 、 16 番 緒 方 寿 光 議 員 の 発 言 を 許 し ま す 。

16番（緒方寿光君）（登壇）

皆さんおはようございます。緒方寿光です。質問に入ります前に一言申し述べさせていただきます。

改めまして、今回は、市民の皆様方よりこの市議会に御推挙をいただきました。私自身新たな気持ちで市勢発展のために真剣に働いていく所存であります。市民の皆さん、そして、議員並びに執行部の皆さん、何とぞよろしく願いいたします。

早速、市民の皆様からいただきました多くの貴重な意見、また提案をもとに一般質問をさせていただきます。60分間の限られた時間ですので、内容ある議論を望みます。執行部におかれましては、簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。また、議長の取り計らいをお願いいたします。よろしく願いいたします。

今回の私の質問は、大きく3つです。

まず、質問の1つは、柳川市の人口減少の原因とその対策をお聞きします。

皆さん御存じのように、柳川市の人口は毎年毎年およそ700人ずつ減少をしております、歯どめがかかっておりません。ことしの3月31日現在での人口は6万6,829人となりました。平成25年度の3月で6万9,846人であった人口が、この4年間で3,000人の減少となったわけでございます。さらには、少子・高齢化が年々進みまして、15歳未満の人口割合は12.1%となっております。年々低下しております。65歳以上の人口割合は32.2%となっております、年々上昇をしております。人口流出も進んでいるわけでございます。

そこで、改めて質問いたしますが、柳川市の人口減少の原因は何か、これまで議論をしてみりましたが、改めてお聞きしたいと思えます。また、市として今後の対策を具体的にどのように進めるのか、私自身の提案を含めまして質問をさせていただきます。

2つ目の質問は、柳川市の行財政改革の取り組みとその成果、今後の方針についてお聞きします。

市は、平成27年12月に行財政改革大綱を示され、さらには、平成29年6月には柳川市総合計画をまとめられ、示されました。特に行財政改革につきましては、大綱を出され3年が経過しようとしております。そこで、その実施計画、実施内容とその成果が具体的に全くわかりませんので、質問をいたします。

また、このたび、平成31年度から平成35年度までの中期財政計画を説明されましたが、柳川市がこれまでに経験したことのない厳しい財政計画となっております。そこで、市民目線での行財政改革をこれまでしっかりうたってこられた市長に対しまして、これまでの行財政改革の総括並びに今後の具体的方針をお聞きいたします。

3点目に、塩塚川のしゅんせつと河川堤防の強化の早期の必要性と、また、市、県の今後の具体的方針をお聞きします。

特に御仮橋付近におきましては、ことしの夏、有明海の満潮時において堤防ぎりぎりまで

水位が上昇し、仮に台風や高潮が重なっておれば越水の可能性があったとっております。特に番所橋上流から御飯橋の間での早期の泥土の堆積の対策、そしてこのしゅんせつ、そして堤防強化が必要だと考えております。これまで危機管理の充実、そして、災害のないまち柳川を公約に掲げてこられました金子市長に対しまして、この点での見解と今後の方針をお聞きいたします。

これから先の具体的な質問は、私、自席から一問一答方式でさせていただきます。執行部におかれましては、簡潔明瞭な答弁をよろしく申し上げます。

壇上からの質問は以上です。引き続きまして、自席から質問をさせていただきます。

16番（緒方寿光君）続

まず初めに、柳川市の人口減少の原因は何か。これについてお尋ねをしたいと思います。

特に少子化、未婚化、晩婚化、これが進んでおりまして、なかなか対策も厳しいところでございますが、特に柳川市におきましては、毎回私も質問させていただいておりますが、やっぱり働き場ですね、これを雇用の確保と申しましょうか、これがないということではやはり市外に出ていく若者が多いと、そして大学がない、当然市外に流出をしていくと、これが最大の私は柳川市の人口減少の原因ではないかと考えております。

特に婚姻数、ちょっと前後しますけれども、少子化につきましては、婚姻数、平成25年度300あったものが29年度282と、当然年々減少しているわけでございます。出生数についても、平成25年度500人だったものが29年度422人と、どんどん減少しておるわけでございます。特に最近では、若者については結婚意欲がないわけではございませんが、特に非正規雇用がどんどん広がっておりまして、年収2,000千円、3,000千円の賃金をいただいてある方々も結構多くなりまして、このお金ではなかなか結婚もできないと、将来設計が立てられないというような声も聞くわけでございますが、特にこの柳川市におきまして、地元、この市内で雇用、そして、これから働く場の確保をどのようにされようとしているのか、この点につきまして、まずは質問をさせていただきたいと思っております。

では、私のほうから。

要は、私がちょっと柱を立てておりますが、執行部の皆さんとも議論もさせていただきましたが、特に企業立地用地選定の13カ所ですね、どうなったかということでお聞きをしたいと思います。特にセールスの取り組みですね。この辺と、現在の現況と成果、ここについて質問をさせていただきたいと思っておりますが、具体的にお願いたします。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

それでは、緒方議員の御質問にお答えをいたします。

企業立地用地選定13カ所はどうなっているのかということについてお尋ねがございました。

企業誘致を推進していくためには、用地の確保が必要でございまして、市内における企業立地用地としての適地を把握するために、平成27年度において企業立地用地適地選定事業を

実施いたしまして、その中で企業立地用地としての適地として、農振農用地を含む13カ所を選定したところでございます。

13カ所の内容につきましては、準工業地域でありますピアス跡地周辺、既に企業集積がされている旧NECの北側周辺、高速道路柳川みやまインターチェンジを利用しやすい国道443号線バイパス沿い、高速道路東脊振インターチェンジを利用しやすい国道385号線沿い、有明海沿岸道路インター沿いなど、企業の多様なニーズに応えられるような用地を選定したところでございます。

企業立地用地選定後の動きについて御説明を申し上げますと、企業のほうからは、ピアス跡地周辺に6件、国道443号線バイパス沿いに3件、国道385号線沿いに1件、計10件の問い合わせがぁっているところでございます。

今後は、具体的かつ的確な企業誘致の情報の把握をするために、福岡県や商工会議所、商工会、また金融機関、開発業者等と連携しながら、企業誘致に向けて取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

16番（緒方寿光君）

答弁いただきました。ありがとうございました。再度突っ込んで質問させていただきますが、問い合わせがあったということでございますが、その問い合わせ後の対応はどうされたのか、例えば現地を見てくださいということで案内されたのか、そして、そうでなければ、仮にアポイントをこちらのほうからとって、説明に行きますので、ぜひお会いしてくださいというようなことで折衝がなされたのか、そこについて、まずは質問をさせていただきます。

多分企業誘致、税収を上げないといけないということについては、皆さん思いは一緒だと思うんですよ。しかしながら、その思いを形にするために、問い合わせ後の対応が私は大事だと思っておりますので、再度答弁をお願いします。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

10件の問い合わせがあったということで先ほど答弁をさせていただきましたけれども、じゃ、その後どういうふうな対応をしたのかということでございます。

今、緒方議員が言われますように、それは当然現地を見ながら交渉をしてまいったところでございます。また、迅速にこれを対応していくために、庁内関係部署で構成をいたします企業立地検討委員会というものを平成27年度から設置いたしております、適宜そういう開催をいたしております、具体的に、例えば民間開発の中で農振農用地の転用、そういったものの手続が進んでいる、そういった案件が1つあるということでございます。

以上でございます。

16番（緒方寿光君）

ぜひ誘致実現に向けまして、これからも努力を続けていただきたいと思いますし、

特に検討委員会ですか、これにつきましても、やはり私は市、商工会議所、商工会、さまざまな有識者を含みまして、誘致推進検討委員会を本格的にどんどん、その中でどうするのかと、これから先誘致をどうやっていこうかという具体的なところまで、ぜひ委員会なら委員会の中で議論をしていただいて、思いを形に、誘致を形にさせていただくことが大事だと思っておりますので、これ以上質問しませんけど、ぜひそういう形で進めていただきたいと思います。

特に13カ所の選定に含めまして、ピアス跡地、いまだに塩漬けになっているわけですが、このピアス跡地について、市として今後解体、そして用地の整備、これからセールスの予定があると思いますけれども、ここについて現況と今後の方針を、ピアス跡地につきまして聞かせていただきたいと思います。

財政課長（島添守男君）

緒方議員の御質問にお答えいたします。

ピアス跡地につきましては、これまでも申し上げてきましたように、企業誘致など市の活性化に寄与する用途に活用するという方針で取り組んでおります。

現在、市が責任を持って提供できる状態とするために、法律に基づいた手続を行い、ピアス跡地に残る建物の解体工事を実施することとしております。

解体工事の工期は、来年の6月28日までとしておりまして、解体後に更地となる用地の具体的な活用方法につきましては、建物の解体と並行して検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

ぜひ、このピアス跡地についてもどういう企業を選定しながら、どういう形で誘致をしていくのか、ここについても、やはり庁舎内だけで議論するのではなくて、先ほど申しましたように、委員会の中で、さまざまな有識者も含めまして、地元の商工会も、さまざまな団体もありますので、そういう中で議論をされて、そして、早期の誘致実現にこぎつけていただきたいと思います。

思いは一緒だと思いますので、これから先は具体的にそういう流れをつくっていただきたいと思います。何か答弁がありましたらお願いいたします。

財政課長（島添守男君）

緒方議員おっしゃいますとおり、我々もそういう思いで現在取り組みを進めておりますので、緒方議員の御意見につきましては御参考にさせていただきたいと思います。

以上です。

16番（緒方寿光君）

ぜひ実現に向けてスピード上げて頑張ってくださいと思います。

これが市の最大の企業誘致課題だと思っておりますので、雇用の場を確保するためにも、なかなか今現在企業も簡単に誘致ということは、ここに来ます、あそこに来ます、全国そういう流れがあるわけですので、やはりもっとさまざまな方策をとって企業誘致の実現にこぎつけていただきたいと思いますと考えております。

次に、起業・創業の状況、起業というのは起こす業のほうですけども、起業・創業の進捗状況についてお聞きします。

特に、ことしの4月から新制度となりまして、空き店舗だけではなくて、市内さまざまな起こす業、そして、創業の制度を立てられて進められてきたと思いますが、ことしの4月からその制度がスタートしたと思えますけれども、スタートして現在の実績ですね、そして、新しい制度、4月にやる前までの実績と申しましょうか、そこを比較検討しながら、ぜひ教えていただきたいと思います。特にどういう業種が伸びているのかも含めまして教えていただければと思います。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

それでは、起こす業の起業・創業の進捗状況についてお答えをいたします。

緒方議員が言われますとおり、起業・創業につきましては、市外への転出抑制、また市外からの転入促進と、そういったことについて、本当に重要な施策であろうと、このように思っております。

現在、市が行っております起業・創業支援策につきましては、まず年3回の起業・創業セミナーを開催いたしております。また、中小企業診断士等の専門家に個別相談を受けられるアドバイザー派遣事業、また、新規創業者向けの融資を行っているところでございます。

議員お尋ねでございますけれども、平成30年、ことしから新たな新規起業支援事業補助金というものを要綱を設けて実施してきたところでございますけれども、昨年度までは市内商店街の空き店舗事業、市内の商店街の空き店舗を活用した起業・創業者に補助金を出しておりましたけれども、平成30年度からは市のどの場所で起業・創業しても補助金を受けることができるという、そういう新しい新規創業者支援事業補助金と、そういう制度を創設いたしました。

この進捗状況につきましては、11月末現在で10件の新規起業の方がいらっしゃるということでございます。

平成28年度の新規創業者は3件でございました。29年度は10件ということで、現在、平成30年度、新制度になりまして、11月末現在で10件というところでございます。

以上でございます。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。この起こす業の起業支援につきましては、柳川市の総合計画の中でもうたっておりますが、31年度の目標としましては、累計60件という総数も上げてあ

りますので、やはりPR含めてもっと市民の中にぐっと溶け込まれて、どんどんこちらのほうから、市のほうから働きかけと申しませうか、こういう制度がありますよという啓蒙を含めまして、ぜひ、若い人でも制度がありますので立ち上がっていただける方は立ち上がってほしいというぐらいのPRと申しませうか、そういうことが徹底されなければ60件の到達にはなかなかならないと私は考えております。

特に仕事が少ないと、働く場が少ないと、雇用の場が少ないという現況の中で、やはり真剣にこの点でも取り組んでいかなければならないと思いますが、今回のこの制度についての周知徹底と申しませうか、PRと申しませうか、この点についてはどんなふうにされてあるのか、再度御質問をさせていただきます。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

緒方議員のほうからは、新制度をどのような形でPRしているのかというお尋ねであったかと思えます。

この新規起業・創業者につきましては、やはり新たに起業・創業を志す人をいかに掘り起こしていくのかということが重要なことであろうと、このように思っております。

年3回起業・創業セミナーというものを行っております、この起業・創業セミナーにつきましては、市、柳川商工会議所、柳川市商工会の3者による共同開催ということで行っておりまして、PRの仕方といたしましては、それぞれのホームページを活用して、そういうセミナーの告知をいたしておりますし、また、チラシ、ポスターにつきましては、市の公共施設、あるいは柳川駅の自由通路、また金融機関と、そういったところに設置をして、また、学校とかにも御案内しながら、このセミナーを開催いたしておりますところまでございまして、先ほども申しましたように、新たに起業・創業を志す人をしっかり掘り起こしていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

16番（緒方寿光君）

しっかり掘り起こしをよろしく願います。

次に、短大、大学の誘致について御質問させていただきます。

私の記憶によりますと、9月議会にこの質問があつておりまして、執行部としては、しっかり取り組んでいきたいというような答弁がなされておつたと思いますが、この短大、大学の誘致について現況はどのようになっているのか、新年度に向けて何を、どうされようとしているのか、お聞きしたいと思います。

なぜかといいますと、やはり柳川市内の人口減少に対する問題というのは、やはり若い世代、特に高校卒業、大学卒業、この方々がなかなか定着しないと、当然のことだと思います。卒業して大学に行きます、そしたら、なかなか大学卒業してこちらに戻ってこられることはないわけですね。ないと言ったら失礼ですけども、少ないわけでございます。特に

ちょっと私もデータをかいま見ましたけれども、大体20歳から29歳のこの若い年齢層が流出が激しいんですよね。200人、260人ぐらいの転出超過があったと思いますけれども、この世代が一番多いんですよね。ここの世代をどうするのか、どう引きとめるのか、そういった意味では、短大、大学の誘致は当然のことながら大事なことでありまして、経済部長、答弁をよろしく願いいたします。

産業経済部長（成清博茂君）

短大、大学の誘致についてお答えをさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、人口減少の一つの要因につきましては、大学、短大の進学、就職を契機に若年層の流出があるかというふうを考えております。

議員御指摘のように、短大・大学を誘致することができれば、若年層の人口の増加や経済波及効果が見込まれ、市内企業への就職へとつながり若者の転出抑制にもつながると考えております。

しかしながら一方で、少子・高齢化の時代の中で、短大・大学の誘致につきましては、厳しい面もあるかというふうを考えております。

若者の定住につきまして、専門学校、短大、大学の誘致も大事なことでありまして、現在、連携をしております九州産業大学を初め、九州大学、東京都の跡見学園女子大学などと連携をしながら、若者や外部の新たな視点も活用しながらまちづくりを今後進めていかなければならないというふうには思っております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

やっぱり具体的に進めていくには、私の考えですけれども、先ほどから推進委員会、そういった大学を誘致することに対してしっかり取り組んでいきたいということであれば、やはり庁舎内だけで議論するのではなくて、やはりさまざまな検討委員会を設けて誘致をどうやってやるのかというところまで踏み込まなければ思いは形にならないと思うわけでございます。そこについて何か意見が、見解がありましたら教えていただければと思いますが、なければいいです。

産業経済部長（成清博茂君）

短大・大学の誘致につきまして検討委員会を設けてはどうかという質問ですけれども、やはり情報収集をしながら対応をしていかなければいけないというふうには思っておりますので、今後そういう推進委員会については調査研究をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

16番（緒方寿光君）

ありがとうございます。具体的にぜひ誘致に向けて取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

次に、柳川の第1次産業ですね、ここの担い手がどんどん少なくなっていると思います。特に農業に関しましては、生産組合で一生懸命頑張っていたいただいておりますが、24団体頑張っていたいただいておりますが、やはり農業につきましては、農業所得が向上しないと、なかなか上がっていかないという課題があると思います。

そこで、柳川市につきましては、特産と申しましょうか、農業で稼げるというような作物をしっかり構築して、所得が上がれば若手も、自分もやりたいという方も出てきますし、当然のことながら、親が今そういう形で農業をされて所得が上がってきたということであれば後継者も出てくるわけですので、柳川に必要なのはこういった特産をしっかりつくっていくことだと私は考えております。これも一つ仕事場、雇用が生まれるということにつながりますので、この基幹産業、特に農業について、今リーフレタスだとか、さまざまな研究もしていただいております。私も現場も見させていただいておりますが、少しずつではありますけれども、研究作物をつくっていただいている方が結構多くなっているようにございますけれども、早く一つの特産をつくっていく必要があると思いますが、このことについて、特に農業に関しまして何か答弁がありましたら、ぜひ聞かせていただきたいと思います。

農政課長（木下 隆君）

緒方議員の御質問にお答えをしたいと思います。

まず、第1次産業の担い手確保というところでの答弁をさせていただきたいと思います。

本市といたしましては、後継者や新規就農者、認定農業者などの担い手を確保するため、農協や県など関係機関と連携して経営支援や各種営農類型メニューの周知、就農相談を図り、新規就農者の確保や後継者の育成を促進しております。

具体的には、平成25年に新規就農者や女性の農業経営参画の推進を目的に、就農相談や営農支援を実施する柳川市新規就農者等支援会議を設置し、チャレンジファーマー事業と称して、毎月第2水曜日の就農相談会の開催や就農トレーナー制度の設置、農業基礎講座などを実施しております。

また、国の事業で、平成24年度から青年就農給付金事業、平成29年度からは農業次世代人材投資事業に名称と内容が一部変更されましたが、この事業は、就農初期の経営が不安定な時期を経済的に補う給付金事業であります。

給付金額は、条件にもよりますが、年間1,500千円以内で、期間は5年間、最大7,500千円の給付を受けることができます。

これらの事業の効果もあり、新規就農者は、平成21年度から24年度の4カ年では12人でしたが、25年度から29年度までの5カ年で57人となっており、新規就農者の数はかなり増加をしているものと考えております。

また、新規作物等研究協議会のほうで、議員御承知のとおり、平成30年度産より主食用米

の生産調整が国主導から地域主導へ移行し、あわせて国の水田農業に対する支援策が変動する中において、高収益な園芸作物をさらに振興し、高水準な農家収入の確保が求められています。

そこで、農業関係者が集まり、安定した農業所得向上を目的に新規作物の導入及び拡大の検討、調査、研究を行っております。

平成30年度で協議をいたしました内容としまして、5回の会議を行いました。年度計画、試験栽培品目の選定や栽培方法を協議し、JA全農ふくれん福岡事務所長、福岡大同青果野菜部長など流通の専門家を招いての研修会と意見交換会、そして、11月には、リーフレタスの先進地でありますJAふくおか八女の視察を行いました。

以上です。

16番（緒方寿光君）

視察を行って研究、検討をぜひしていただきたいと思いますが、多少スピードを上げて、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

そして、今のリーフレタスに限らず、さまざま柳川の土壤に合うもの、この作物についてまだまだ研究の余地が多いのではないかと考えておりますので、積極的に前向きに取り組んでいただければと考えております。よろしく願いいたします。

これは通告をしていませんでしたけど、きょうの西日本新聞に載っております、西鉄が天神大牟田線駅、平日午後7時から10時ごろまでに出発して帰宅する通勤通学向けの有料座席指定電車を導入する方針であることと、2019年初頭にも発表し、20年春にも運行を始めると、そして、西鉄福岡から大牟田まで運行し、停車駅は利用者の多い西鉄久留米、西鉄柳川などを想定すると、こういう新聞記事がきょう出されておりましたが、やはり柳川市につきましても、私自身さまざまな意見もいただいておりますけれども、やはり福岡市に通勤通学をされる方々が結構多いと、これは市の調査でももう既に上がっていることだと思っております、通勤者も結構、二十何%でしたでしょうか、福岡市に通勤しているという方は結構多いんですよ。そのような意味からも、きょうの西鉄さんの方針も含めて、柳川に定住していただいて通勤をしていただくという人口もふやさなければならないと私は考えるところであります。

そのような意味からも、私自身は特に思いますのは、これ1回提案しましたけれども、検討しますで終わっているんですけども、特に西鉄さん、これは利用される、通勤される方に通勤定期の利用支援金などを3年間期限を決めて交付するだとか、そういう助成もすべきではないかと思っております。

特に助成額については、いろいろ議論の余地があると思っておりますけれども、会社から出ております、いろいろあると思っておりますけれども、会社から出ている方については、それは差し引いて何ぼのものにしていくだとか、そういう助成が必要ではないかと考えております。

特に今、西鉄柳川駅の周辺を見ていますと、マンションも立って結構住んでいる方が多くなったなど、そして、人口の推移を見ても、三橋町については減少している、なかなか転出超過がないというぐらいの数字だったと思いますが、この西鉄柳川駅、立派な柳川駅があるわけですので、やはり柳川に定住して福岡、久留米に通勤をしていただく方を、柳川に定住していただくような施策が何か今必要ではないかと、当然若い方々が多いと思いますのでですね。そういう施策が必要だと思いますが、執行部のほうで何か具体的に検討されているのであれば、ぜひお聞かせをいただきたいと思います。

企画課長（池末勇人君）

転入者への通勤定期の補助ということで御提案をいただいておりますけれども、近隣では、みやま市のみが実施をしております。概要といたしましては、市内に転入し、新幹線もしくは鹿児島本線、西鉄を利用し通勤する方に、新幹線であれば月額上限10千円、鹿児島本線もしくは西鉄であれば月額上限5千円を最大3年間補助するというものです。昨年度につきましては、6件の利用があったということをお聞きしております。

本市におきましては、昨年度から来年度までの3年間でU-45マイホーム取得支援事業を実施しております。費用対効果を見きわめながら継続するのか、新たな事業を実施するのか判断をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

これ以上質問しませんけど、私が先ほど提案させていただいたことも検討されながら、調査されながら、これが果たして財源がどれだけ要するのか、そして、どれだけの定住が見込めるのか、それを含めまして、ぜひ検討していただきたいと考えております。

何か市長、考えがもしありましたら教えていただきたいと思います。なければ結構です。

市長（金子健次君）

そういう提言というのは、過去、駐車料金の無料化とか、いろんな提言がございました。西鉄柳川駅周辺についても、駐車場はかなり確保されまして駐車できるような状態に今なりつつあると、利便性もよくなってきておると、福岡まで46分で行けると、そういう利便性については、例えば久留米の高良台に在住されている人にも柳川のほうが便利だということを知っておりますし、そういう面では、そういう定期券の助成等をしなくても、私は柳川はこれからふえてくるんじゃないかという理解をしておるところでございます。

高層マンションが建築をされまして、幾らか空き部屋もありますけれども、そこには全戸集中してくるということも、今後もマンションの誘致についても取り組んでまいりたいというふうに考えているところでもございます。

今のところ、定期券の助成については考えておりません。

以上です。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございました。ぜひ今後とも若者が定住しやすいような施策が必要だと思
いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、子育て支援、この充実のための施策についてお聞きします。

特に国におきましては、今回、保育料の無償化ということで進んでおりますが、この国の
保育料無償化に対する柳川市の見解、支援の見解、これまでとこれから無償化になってどう
するのか、ここについて教えていただきたいと思ひます。

子育て支援課長（乗富由美子君）

緒方議員の御質問にお答えいたします。

国の保育料の無償化について緒方議員の御質問に回答をさせていただきます。

来年10月には、消費税率引き上げに伴う幼児教育・保育の無償化が予定をされているとこ
ろでございます。これによりまして、3歳から5歳の全ての子供とゼロ歳から2歳の住民税
非課税世帯の保育料が無償化されます。しかし、それ以外の子供の保育料は無償化の対象外
となるために、来年度についても引き続き130,000千円程度の超過負担を実施し、子育て世
代の負担軽減に取り組んでまいります。

以上です。

16番（緒方寿光君）

そしたら、次に子育て支援についての質問ですが、不妊治療、これについて柳川市独自の
今施策を打ってあると思ひますが、これまでの現況、そしてこれからの方針、簡単に結構で
すので、教えていただきたいと思ひます。

健康づくり課長（田島雅彦君）

緒方議員の御質問にお答えいたします。

本市は、柳川市特定不妊治療助成金交付要綱に基づき、福岡県の不妊治療の助成対象に
なった方に上乘せする形で、上限1回50千円、男性不妊治療に対しても1回上限50千円の助
成を行っております。

県の不妊治療助成事業では、妻の年齢が40歳未満の場合、43歳になるまでの通算6回の助
成が行われております。また、妻の年齢が40歳以上の場合は、43歳になるまで通算3回の助
成が行われております。

助成額につきましては、1回150千円から75千円で、初回治療に対しましては、さらに150
千円の追加助成がございます。これに加え、特定不妊治療の一環として行う男性不妊治療に
対しても1回150千円の助成が行われております。

本市では、県内に先駆けて、平成22年度から不妊治療に対する助成を行ってきており、こ
の制度を始める前の不妊治療に取り組む御夫婦の数は把握できておりませんが、助成の交付

実績についてお答えいたします。

助成を始めた平成22年度から平成29年度までで、延べ219組の御夫婦に対し17,165,500円を助成しております。この8年間での出産人数は83人となっており、事業の効果があらわれたものと考えております。

議員御承知のとおり、不妊治療にかかる費用は大変高額となっております。子供を産んで育てたいという希望を持ちながら、不妊治療を受けている御夫婦に対しまして、さらなる経済的負担の軽減を図ることができますよう、助成額の増額を前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思います。

この人口減少対策につきましては、まだまださまざまな質問をさせていただきたいところでございます。そして、執行部のほうからいろいろな資料もいただいておりますが、大変申しわけございませんが、時間の都合上、人口減少の質問についてはこれで終了させていただきます。大変申しわけございません。

次に、行財政改革の推進につきまして質問をさせていただきます。

先般、先ほど冒頭でも述べましたが、中期財政計画が説明されました。そして、この見直しの説明、この理由について3点ほど説明があったわけですが、1つは、市民文化会館建設の事業費4,988,000千円、そして広域葬斎施設建設、この本市の負担分が1,341,000千円、そして、新クリーンセンターによる本市の負担分6,929,000千円ということで、見直しは大型建設事業によるものという御説明がありました。さらには、新たな事業計画として、第2のエンジン創出事業、そして道路整備事業、沖端水天宮周辺整備事業等々、都市計画街路事業ですか、この新たな事業が必要になると。

私は、この見直しの案を見る中で、ちょっと驚いているわけですが。それはなぜかと申しますと、歳入については、30年度見込み6,289,000千円ですけれども、5年後、35年度推計では5,924,000千円に減少すると、要は生産年齢人口の減収によって約365,000千円が5年後減少するという推定になっております。

そして、普通交付税についても、30年見込み、これが7,562,000千円あったものが、5年後7,219,000千円と減少して、要は343,000千円の減少となるという推計でございます。

そして、これに加えて、市税、借入金の合計、これについては、今回の見直しで26億円増加していると、見直し案、合併特例債4億円増と、そして、一般廃棄物処理事業債が22億円増と、合計26億円増、321億円となっていると、私はちょっと驚いたわけですが、そして、地方債残高についても、30年見込み32,554,000千円のもので5年後1,884,000千円増加してトータル34,438,000千円と大幅に増加するというところであります。逆に積立金です

ね、基金につきましては、残高、30年見込み12,209,000千円あったものが5年後6,043,000千円となると、要は61億円前後減少するわけでございます。

これまでになく柳川市が経験したことのない財政運営が推測されるわけでございます。この内容を見まして、私が一番考えますのは、やはり柳川市において義務的経費、特に人件費含めて縮減する努力をすべきではないかと思えます。そして、その縮減したものについて、税収が見込めるような投資事業、先ほどから人口減少対策ということである述べてさせていただきましたが、やはり個々の投資事業に税収を生む投資事業に幾らか、ちゃんと財源を捻出しながら、そっち回して税収をふやすという政策転換すべきじゃないかと私は思います。国家百年の計じゃありませんけど、柳川市として、今の時期にこのことを踏み出さなければ、財政について多分5年後大変な市になると思います。

このことについて、これから先の行財政改革をどうされようとするのか、義務的経費をどれくらい落とそうとされるか、要は第三次行革大綱を私もいただいておりますけど、27年からこの大綱を出されて、実施計画もわからない。そして、何をどうされて、どういう成果が出ているのかもわからない。やはり私は抽象的な大綱の書き方だけで置いておくのではなくて、やはり何%削減しますというふうな目標数字を掲げて、事務事業をどうするんだと、補助金、委託料をどうするんだと、洗い直す、そういうところまで踏み込んだ行財政改革の実施が必要ではないのかと思っておりますが、この件について何か答弁がありましたら聞かせていただきたいと思えます。

企画課長（池末勇人君）

行財政改革の実施ということで、市として具体的に、いつ、どういうふうなことをしていくかということでお答えをしたいと思います。

行財政改革の着実な実行といたしまして、第3次行財政改革大綱が終了する平成31年度までの取り組みスケジュールを定めておりまして、第三者機関であります行財政改革推進委員会に毎年度進捗状況を報告し、助言、指導をいただいております。また、内部組織といたしまして、副市長をトップとした行財政改革推進本部も設置しておりまして、先ほど申し上げました行財政改革推進委員会での指摘事項や庁内全体で情報共有化を図るなど、市全体で推進を図る体制をつくっております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

答弁いただいておりますけど、大変失礼ですけれども、内容がわかったようでわからないんですよ。

私が先ほど質問している内容をもう少し具体的に言いますと、要は義務的経費、これは人件費、賃金、これが膨れ上がっているんじゃないかということでございます。要は人件費、平成30年度当初予算、総額4,970,000千円、実は平成26年度決算は4,810,000千円だったんで

す。4年間で160,000千円増加しております。そして、特に職員、再任用職員の人件費、平成30年度、総額3,940,000千円、26年度では3,910,000千円だったのに30,000千円増加しております。特に嘱託の職員なんかの人件費についても、平成30年度予算790,000千円、26年度決算650,000千円だったのが4年間で140,000千円も増加しております。

議会側は努力をしております。議員の人件費は、言いますと、26年度190,000千円だったものが、人を削減したりしまして、30年度当初予算170,000千円、約20,000千円議員のほうは減額をしているんですね。こういう状況を見ると、やはり膨れ上がる中で何を削っていくのか、そういうことを考えたときに、財政は厳しくなる、税収は厳しくなる、何を削るのか、それは義務的経費を削るしかないと思うわけですね。特に委託料についても毎年毎年増加をしているんですよ。平成29年では総額22億円です。平成25年では17億円だったんですよ。4年間で5億円増加しているんですね、委託料だけでも、総額。

そして、時代にそぐわない補助金の見直し、洗い直しをどうするのかと、やはりきちんとした目標設定、指数を決めて全体的な縮減を図るとというのが今のこの時期ではないかと私はそう思うんですけれどもですね。

そして、特に市民目線で行革ということでこれまで言われてこられました市長として、今後どう考えて、何をどうされるようとするのか、そこにつきまして答弁をいただきたいと思えます。

人事秘書課長（高田啓介君）

先ほど議員から御質問がありました人件費、賃金並びに職員数が膨れ上がっているようだがということで御答弁をさせていただきたいと思えます。

まず、正規職員につきましては、中期財政計画で、平成32年度480人を具体的な目標数値として掲げさせていただき、業務委託や嘱託化、または職員の人材育成を図りながら削減を進めてまいったところでございます。結果といたしまして、2年前倒しの今年度、その数値を下回る478人となり、一定の成果は出ているものと考えているところでございます。

また、嘱託職員の増加につきましてでございますけど、正規職員の嘱託化も要因の一つですが、臨時職員から嘱託職員への移行、または子育て支援や教育の充実、高齢化対策など新たな住民サービスでの嘱託職員の配置が主な要因でございます。

今後の具体的な計画ということでございましたので、申し上げさせていただきます。

先ほど説明いたしましたように、中期財政計画では、正規職員数の目標は一定達成したものの、職員一人一人の能力の向上や意識改革とあわせて組織やチームワークの活性化が今まで以上に求められているところでございます。

そのことにつきましては、昨年7月に改定いたしました人材育成基本方針でコスト意識や経営感覚を持った職員の育成を掲げておりますので、その取り組みを着実に確実に進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

16番（緒方寿光君）

答弁いただいておりますけど、要は私が言いたいのは、当然職員一人一人の能力を上げていく、我々議員も含めてそうなんでしょうけれども、それでは抽象的過ぎるんですよ。やはり全体で1%、決算額、次の年は1%削減しますだとか、抑制するだとか、いつまでに幾らの財源を捻出するだとか、そして、維持管理費についても何%これから先どうするのかだとか、そういうことが今必要ではないんでしょうか。中期財政計画があって、その見直しをされて、厳しくなるという財政はもうわかり切っていることでございますので、この時期にやはりそういうことを具体的に落とし込んで、これから行財政改革をどう取り組むのか、何をどうしようとするのか、ここについてやっぱり数字で管理しながらやらなければなかなか実行できないと思いますよ。市長、何か答弁がありましたら、よろしく願いいたします。

市長（金子健次君）

緒方議員のほうから多岐にわたって、いろんな形で質問が前もってあっておりますので、その担当職員も一生懸命答弁する予定をして、数字も具体的に答弁する準備をしておりました。しかしながら、もう質問が6分でございます。もう一つ大きな質問もされるかと思っておりますので、全体的なまとめとしてお話をさせていただきたいと思っております。

確かに今、本市の状況というのは県平均を下回る自主財源という形になっているのも御理解をさせていただいておると思いますが、これから先、今後の中期財政計画を立てるにおいて、基金の繰り入れによって収支を保つというような現状について、今御指摘のとおりだというふうに思います。

そのため、公共施設の統合再編や事業の選択と集中、受益者負担の適正化など、さらに踏み込んだ見直しに着手をいたしまして、持続可能な財政基盤を確立させるため、行財政改革は絶えず推進していく必要があるというふうに感じております。

特に現在、市民文化会館、クリーンセンター、また新火葬場の建設等進行中でございます。不用になった事業はやめ、必要な事業は重点的に、メリハリのある行政運営を一層進めていく必要があると思っております。

私も市長になって10年近くなりますけれども、必要な分については合併特例債を活用しながらやってきました。合併特例債の中で、そういう資金を活用することによって実際の国からのお金が返ってくる、実際330億円の借金、起債がありますけれども、それについては80%近くが国が長期的にわたって見てくれるということでございますので、確かに基金、貯金については減っていくんですけれども、その後、いろいろな形で今後の努力を、目標を立ててやっていければ、厳しい状況は確かにありますけれども、私はやっていけるという自信を持っているところでございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

行財政改革、ぜひ具体的にこれから一つ一つ数字を上げて計画をしていただきたいと思いますと考えておりますので、よろしく願いいたします。

最後の質問になります。塩塚川のしゅんせつ、堤防強化について質問いたします。

先ほど冒頭でも述べましたけれども、要は、ことしの夏の7月に御仮橋付近の方から、「いや、緒方さん見に来てくださいよ。越水するかもしれん。堤防ぎりぎりまでに水位上がっておりますよ」ということを言われて、私は見に行ったんです。そのような中で、じつといろんな現況を見ますと、泥土は物すごく堆積している。そして、番所橋から特に御仮橋の間は土なんですよ、堤防が。土堤なんですよ、まだ。いつどうなるかわからないような状況なんですよ。これについて、いや、もしこれが高潮、台風が重なって、満潮が重なって高潮でも起きればどうなるんでしょうかという不安な意見を物すごく周辺の方からいただきましたので、特に高潮対策を今進めていただいていると思いますが、多少スピードを上げてやらなければ大変危険だと思っております。

塩塚川は特に上流からの水は、流れてくる分は少ないんですけれども、河口からどっと押し寄せるわけですよ、特に満潮時、見ていただくとわかると思っておりますけれども。もしこれが、今、自然災害もどんどん、台風も強度化していますし、温暖化で水位も20センチぐらい上がっている、海面水位も20センチぐらい上がっているということをお聞きしますし、これから豪雨、強雨、そして夏ですね、この災害が物すごく発生する可能性が高いんじゃないかと私は思いましたので、ぜひ緒方さん、これ言ってほしいということで今回質問をさせていただいておりますので、特にさまざまな資料もいただいておりますが、大変申しわけございませんが、高潮対策につきまして、特に番所橋から御仮橋のこの間の土の土堤の分を今後どうされるのか、どう強化をされるのか、しゅんせつについてどうされるのか、ここについて答弁をよろしくお願いいたします。残り1分となっておりますので、よろしくお願いいたします。

建設課長（待鳥 哲君）

緒方議員の質問にお答えします。

高潮対策事業は、ここ数年は番所地区の整備を集中的に進められてきました。番所橋の掛けかえが完了し、川幅が25メートルから39メートル、約1.5倍広がりましたので、上流域の河川水の上昇も緩和されると考えております。

今後の高潮対策事業は、平成31年度に左岸の大和町側に位置する番所樋管の改修が行われます。

また、番所橋上流から御仮橋下流までの高潮対策事業区間約1.5キロメートルが暫定堤防区間として設定されており、早期に高潮被害の軽減を図るため、31年度から盛り土による一部区間の堤防のかさ上げを実施していただくようになっております。

暫定堤防区間の整備が完了したら、コンクリートによる堤防整備を進められる予定であり

ます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

時間になりましたので、ぜひ早期の整備をよろしくお願ひしたいと思っておりますし、期成会での要望もぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。ありがとうございました。

議長（樽見哲也君）

これをもちまして、緒方寿光議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩をいたします。

午前11時1分 休憩

午前11時12分 再開

議長（樽見哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、7番菊次太丸議員の発言を許します。

7番（菊次太丸君）（登壇）

皆様おはようございます。7番、公明党の菊次太丸でございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従って順次質問をいたします。

さて、今回が柳川市議会改選後の初めての一般質問となります。再び市民の皆様より負託をいただき、その皆様方の御期待にお応えできるよう、誠心誠意努力を重ねてまいる決意でございます。執行部の皆様方におかれましては、これまで同様、お互いに知恵を出し合いながら、柳川市勢発展のために建設的な議論をしてみたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

今回の質問は大きく5点であります。1点目に、要支援者、障害者等の避難所について、2点目に、市内中学校の特別教室のエアコン設置計画について、3点目に、宿題に使わない教科書を学校に置いて帰る、通称置き勉について、4点目に、観光客の滞在時間を延ばすための施策について、5点目に、キャンセル依存症対策についてであります。

さて、国会では2018年度第1次補正予算が11月7日に成立をいたしました。地球温暖化を背景に、我が国は近年、想定を超える自然災害が激甚化、頻発化しております。さらに、ことしの夏は災害とも言えるような尋常ではない猛暑に見舞われただけでなく、大阪府北部地震や西日本豪雨、台風21号、北海道胆振東部地震といった自然災害が相次いで猛威を振りました。改めて犠牲になられた方の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被害に遭われた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

今回の補正予算は、大きくは本年発生した災害の復旧・復興を迅速に進めるための復興予算と学校の安全対策予算が目玉になっておるようであります。学校の安全対策では、ことし

の夏の記録的な猛暑を受けて、熱中症対策として公立小・中学校などの普通教室のうち、エアコン未設置の約17万教室全てにエアコンを設置するために800億円を超える予算措置がされており、これは事業集中が見込まれるために、来年度に繰り越しも可能になるように準備がされているところでございます。また、エアコン設置後の光熱費やメンテナンスなどのランニングコストについても、2019年度より普通交付税での検討がされているようであります。そして、災害時には避難所となる体育館のエアコン設置については、総務省所管の緊急防災・減災事業債の活用を総務省から積極的に取り組めるよう周知がされます。本市でも活用ができるよう議論をしてみたいと考えております。

本市は近くは平成24年7月九州北部豪雨を経験し、また、平成3年の17号、19号の台風被害を受けました。そのため、災害に対する関心、恐怖感を市民の皆様は強く持っておられるようであります。そのことは大雨、台風などの際に自主避難をされる人の数が近隣市町村に比べて数段多いところでもわかることとでございます。

今回は高齢者、自宅療養の傷病者、障害者の皆さんが抱える課題を今後どのように解決すればいいのか、その議論をしてみたいと思っております。

壇上からは以上でございます。

質問は自席にて行いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

7番（菊次太丸君）続

きのうの白谷議員の質問と重なりますけれども、質問をさせていただきます。

壇上で申し上げましたとおりに、避難をするのに支援が必要な高齢者、障害者、自宅療養の傷病者の方々の多くが言われる御意見でございますが、避難所にベッドがなければ避難することができないというものであります。一般の避難者の方々に迷惑がかかるのではないかとのお気持ちを強く持っておられます。それはスペースの問題であったり、トイレの問題であったり、介助をするときの問題であったり、人材の確保、こういった問題があったりするわけでございますが、実際に一般の避難者とのトラブルもまた発生をしておるようでございます。このような理由から、仮に避難をしてもそこに居づらいという現状があるようです。

そこで、いわゆる福祉避難所の必要性を言われていると、このように思っておりますが、実際の対応について、高齢者、障害者、自宅療養の傷病者の把握、そして、避難するまでの現状をお伺いいたします。

総務課長（松藤敏彦君）

菊次議員の御質問にお答えをいたします。

災害が発生したときや発生するおそれがあるときに、ひとり暮らしの高齢者や障害をお持ちの方など、自分一人で安全に避難することが困難で、ほかの方の支援を必要とする方を避難行動要支援者と言います。市ではそういった方々の安否確認や避難支援に活用するため、高齢者の方につきましては、民生児童委員の皆様のお協力を受け、避難行動要支援者名簿へ

の登録の呼びかけを行い、名簿を作成しております。また、市ではこの名簿登録者個人ごとに個別の支援計画を策定するようになっておりまして、その個別支援計画の中で避難を支援する方との結びつけを行い、スムーズな避難につなげるようになっております。

コミュニティセンター等の第1次避難所では、障害をお持ちの方などに優先的に畳の部屋を使用していただくようにしておりますが、ベッドなどの設備が今のところございません。また、柳川・大和・三橋総合保健福祉センターを福祉避難所に指定しておりますけれども、ベッドの数が数台しかないというような状況でございます。

以上です。

7番（菊次太丸君）

御答弁ありがとうございます。

ことし10月の市報には、高齢者や障害者の皆さんに対して避難行動要支援者名簿に登録をしていただくよう、その記事が掲載をされておりました。これは昨年11月に教育民生常任委員会の議会報告会を開催したときに、地区の社協の皆さん方から挙げられていた御意見を反映されているものと、このように思っております。やはり課題になっておりました避難行動要支援者の把握と、その方を支援する人とのマッチングが今後の課題でございます。誰がその地域の要支援者であるのか、平常時から全ての要支援者の名簿の開示がなければ、いざというときのスムーズな避難には結びついていきません。災害時には要支援者の合意の有無にかかわらず、名簿の提供がされます。避難のための課題解決を図るためには名簿の開示をしていただいて、平常時から要支援者やその家族が地域の皆さんと触れ合っって人間関係をつくっていただくことがやはり重要であります。

災害時に急に助けを求めても、平常時からの準備がなければ避難行動におくれが生じるのは必然のことでございます。そこで、避難行動要支援者の申請の際には、皆さんに個人情報提供に同意をしていただけるように、理由をちゃんと説明した上で取り組んでいく必要があるのではないかと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

そして、ベッドの台数が少ない現状も改善をしていかなければなりません。ベッドを必要とする高齢者、障害者、傷病者、そして、その家族が一般の避難者に対して気兼ねすることなく避難できて、適切な措置が行える環境の整備が求められておるわけでございます。いわゆる福祉避難所の充実であります。内閣府発行の福祉避難所の確保・運営ガイドラインによりますと、平時における取り組みとして、福祉避難所の対象となる者の数、現状等の把握をすることとしております。そして、福祉避難所としての利用可能な施設の把握、福祉避難所の指定、福祉避難所の周知、社会福祉施設、医療機関との連携を図ることとしております。特に、社会福祉施設、医療機関に受け入れていただかなければ問題の解決を図ることはできません。

受け入れ施設との連携についてお伺いをいたします。現状どのようになっておりますで

しょうか。

総務課長（松藤敏彦君）

市では、平成26年に市内6つの特別養護老人ホームと、また、平成28年には3つの介護老人保健施設と大規模災害時における福祉避難施設としての要支援者受入に関する協定を締結しております。大規模な災害が発生をいたしまして、避難勧告や避難指示の発令となったような場合は、これらの施設の御協力を仰ぎ、受け入れていただくことにしております。

一方、福祉施設関係では、市内の障害者福祉施設との協定がまだできておりません。

医療機関につきましては、水害等における一時避難施設としての使用に関する協定を平成25年に金子病院、長田病院、柳川病院、大城医院、星子医院と締結しておりますけれども、福祉避難所としての協定締結というふうにはなっておりません。

以上でございます。

7番（菊次太丸君）

ありがとうございます。

高齢者の対応としては、市内6つの特別養護老人ホームと3つの介護老人保健施設との提携をされてあるということでした。

残るところは障害者、そして、傷病者の対応ということになりますけれども、いつまでに関係施設との連携を行って、実際に避難ができるようになるのか、そのタイムスケジュールについてお伺いをいたします。

総務課長（松藤敏彦君）

大規模な災害が発生をしまして、避難勧告や避難指示の発令となった場合に、先ほど述べました9つの老人関係施設での高齢者の方々への対応は現在可能という状況でございますけれども、先ほど言いましたように、障害者福祉施設とはまだ協定の締結に至っていない状況でございます。そのため、来年の梅雨期前までには締結をできないかというふうに考えているところでございますので、施設の協力をいただきまして締結にこぎつけたいというふうに考えております。

また、医療機関との提携につきましては、幾つかの課題等が現在あるというふうに考えております。先進地の提携を参考にするなど、研究しながら今後取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

7番（菊次太丸君）

よその自治体の先進的な取り組み、これをさらに研究していただいて、進めていただきたいというふうに思います。

障害者福祉施設との連携ということは、来年の梅雨前には提携をしたいというふうなことでございましたので、具体的な数とかそういうのが後でわかたら、また御報告をいただき

たいなというふうに思っております。残すところ、先ほど御答弁ありましたように、傷病者の対応ということになるわけですが、その方が高齢者であれば、ショートステイなどのサービスで避難ができる可能性はあります。これは自己負担金が生じてきますし、御自身、その家族が契約をする形になろうかと思えます。仮に障害者手帳をお持ちの方でも、障害者福祉施設での対応というのでは医療行為ができませんので、かかりつけの医療機関と提携をしていただかなければならないことになります。

行政はこれから医療機関との提携も進めつつ、要支援者やその家族に対して災害時に現状どこに受け入れ態勢が整っているのか、平常時からどのように準備をしていくのか、その周知の徹底が必要ではないかというふうに思っております。今回、避難行動要支援者登録を進めていく中で、個人が準備していかなければならないこと、行政ができることを明確に周知して理解をしていただくことが重要ではないかというふうに思っております。そうしなければ、避難所に受け入れ態勢がないことを理由に、死ぬことを覚悟して自宅にとどまろうという方が現実にはいらっしゃる。そのような方の相談を受けて、今回、質問をさせていただいております。そのことを御認識いただいて、今後の取り組みをよろしく願いいたします。

この件はこれで終わります。

次の質問をいたします。

特別教室のエアコン設置について質問をいたします。

昨年9月定例会におきまして、市内小・中学校のエアコン導入の現状についての質問をさせていただきました。その中で、特に、中学校の特別教室のエアコン設置に学校間で格差が生じてきている現状がありました。今回はその格差是正に向けた具体的な取り組みについて質問をいたします。

壇上で申し上げましたとおり、国の補正予算では公立小・中学校のエアコン設置に対して800億円超を盛り込んでおります。前回、すぐにでも補助金を活用できるように準備をしていただきたいと、そのようにお願いを申し上げておりました。その後、教育民生常任委員会に対して学校教育課のほうから、小学校も含めた上で特別教室のエアコン設置を考えていただきたいという御意見もいただいております。

今回の国の措置に対して、本市では補助の申請をしていただいておりますが、採択の状況をお伺いいたします。

学校教育課長（田中勝裕君）

菊次議員の御質問にお答えをいたします。

今年度の国の補正予算に計上されましたブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金につきましては、従来の国の補助制度と比較し、自治体にとって有利な財政措置がなされております。

この交付金における国の方針は、普通教室への設置を最優先するとなっておりますが、本

市では普通教室へのエアコン設置は完了しているため、特別教室へのエアコン設置の申請を行いました。具体的には使用頻度や防音の必要性を考慮し、小・中学校の音楽室、理科室、多目的室等について申請を行い、12月5日に申請した特別教室全てを補助対象とする内定の通知を受けております。

以上です。

7番（菊次太丸君）

ありがとうございます。

今回、申請をした特別教室全てに補助の採択があったということでございました。今回、国のほうでは、先ほども答弁で言われましたように、普通教室がその対象となっておったため、採択を受けられるかどうか、ちょっと心配をしておりましたけれども、今回、受けることができたということで一つは安心をいたしました。

本来、来年の夏の暑さと熱中症対策として、それぞれの自治体がそれに間に合うように補正が組まれたわけでありますが、設計、入札、実際の工事、これを考えた場合、来年の夏までに全ての教室に設置というのは少し無理があるような感じがいたしております。

そこで、今後の設置計画についてお伺いをいたします。

本市が考えるエアコン設置が必要な全ての特別教室にエアコンを設置した場合の事業総額と今回採択になった事業費及び補助率とエアコン設置までの一連の流れである設計、入札、施工期間など、タイムスケジュールをお伺いいたします。

学校教育課長（田中勝裕君）

お答えいたします。

まず、事業費でございますが、全ての特別教室にエアコンを設置する前提で、小学校では多目的室、理科室、音楽室、図画工作室、家庭科室、中学校では多目的室、理科室、音楽室、美術室、技術科室、家庭科室に設置するための概算事業費を算定しております。その結果、事業費総額を約356,000千円と見込んでおります。

その上で、今年度は小学校、中学校ともに多目的室、理科室及び音楽室にエアコンを設置する方針を立て、あわせて特に早急な対応が必要な特別教室を含めて補助申請を行いました。事業費ベースで申し上げますと、事業費総額の約2分の1に相当する183,000千円を補助申請したところでございます。その補助の内定は、先ほど答弁しましたように、申請どおりとなっております。

なお、国庫補助金の補助率は3分の1でございます。

来年度以降に予定している残り2分の1の特別教室のエアコン整備につきましては、市の財政負担軽減のため、引き続き国の補助事業を活用し、効率的に整備をしまいたいと考えております。

次に、設計の予算についてでございますけれども、今回の補助採択に伴い、必要となる設

計委託料は、エアコン設置工事費と合わせまして補正予算による措置を予定いたしております。

また、今年度の工事等のスケジュールでございますが、児童・生徒の健康を考えると、夏前に工事が完了するのが望ましいと思います。しかしながら、標準的な発注のスケジュールでいけば、設計の完了が5月ごろ、工事の発注が8月ごろということになります。このため、工事の完了は11月ごろになるのではないかと考えております。

なお、全国的に一斉にエアコン工事が発注されることとなります。新聞報道等もされておりますけれども、エアコン機器の供給が間に合わないことも危惧されますので、そうなりますと工事の完成がさらにおくれることともなりかねません。来年夏にエアコンの利用ができない可能性が高いことを大変心苦しく思いますけれども、12月に入ってから補助の内示がなされたといった関係で、このようなスケジュールになるものでございます。御理解をよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

7番（菊次太丸君）

11月ぐらいにしか工事の完了ができないと。事情もよくよくわかりました。設置の時期については、なるべく早くなるように複数の業者さんにこの工事をしていただけるような、そういう入札もちょっと考えていただければというふうに思っております。

そして、今回、試算をしていただいております事業総額356,000千円のうち、来年度中に183,000千円分の事業が完了すると見込まれるということでございます。約半分の事業について、32年度以降の事業についてどのようなお考えを持っておられるのか、お伺いをしたいと思います。

そして、今回も含めて、特別教室のエアコン設置に当たって設置する順番、これを決めてあるのか。私は教育環境の格差を問題視しておりましたので、それはやはり一律であることが望ましいというふうに思っておりますけれども、どうでしょうか。

学校教育課長（田中勝裕君）

まず最初に、工事の発注の方法についてでございますけれども、工事完了したところから随時使用できるようにといったことで、発注の方法は工夫をしまいたいというふうに思っております。少しでも2学期早々から使用できるようにというふうに考えているところでございます。

次に、柳川市の子供たちが同じ環境のもとで日々学習を進めることができるようにすることは教育委員会の務めだというふうに思っております。

このことを踏まえまして、本年度のエアコン整備は使用頻度、防音の必要性を考慮して、全ての小・中学校について、ひとしく同じ教室を対象としたところでございます。残る特別教室のエアコン整備に当たりまして、今回と同様に、学校間のバランスに配慮をしながら

進めてまいります。

具体的な時期等についてでございますけれども、今回、補助内定を受けたエアコンの設置工事は、予算を繰り越して平成31年度に実施をします。このため、残るエアコンの整備開始は32年度を考えております。国の補助採択の状況にもよりまして、児童・生徒の身体を守るため、担当課としましては、できるだけ早く一括して実施するのが望ましいと考えているところでございます。

以上です。

7番（菊次太丸君）

ありがとうございます。

今回、設置をしていただくところに格差が生じないように努力をいただいていることをよくよくわかりました。そして、32年度以降、これは一括でやりたいということをおっしゃっていただきましたので、その32年度以降、予算をしっかりととっていただいて、ぜひ実施していただいて、今ある格差の是正を早急に行っていただきたいというふうに思っております。

この質問はこれで終わります。

次の質問に移ります。

置き勉について質問をいたします。

全国では既に宿題に使わない教科書を学校に置いて帰る置き勉を認めたり、特定の日に持ち物が偏らないように数日に分けて持ってくるように指導している学校もあるようです。これには子供たちの荷物が重くなっている現状があるようです。

某ランドセルメーカーの調査では、小学校の荷物の重さはランドセルを含めて平均で6キロほどで、10キロ以上になることもあったそうです。教書自体のページ数も10年前より1.3倍ふえており、私が小学生だった約40年前と比べて、約1.8倍ふえております。

このように、重い荷物を背負って通学することによって、体に痛みを感じる小学生は3割にも上ったそうです。各学校で通学の距離も違ってありますし、特に、重たいものを運ぶことによって健康を害する可能性の高い低学年の数というのもそれぞれの地域で違いますので、この置き勉について同じ認識を持つのは難しいことなのかもしれませんが、文部科学省が置き勉を認める通知を出している今、本市はどのような認識でしょうか。各学校の取り組みについてお伺いをいたします。

学校教育課長（田中勝裕君）

置き勉についての本市の認識はということでございますけれども、授業で用いる教科書、教材、学用品や体育用品等が過重になることで、身体の健やかな発達に影響が生じかねないことなどの懸念や保護者等からの配慮を求める声が寄せられたことから、本年9月6日に国が「児童生徒の携行品に係る配慮について」と題する通知文書を発出し、その中で、各学校

における児童・生徒の携行品に係る工夫例を示しております。

本市では、全国的にも児童・生徒の身体の健やかな発達に影響が生じる事例が発生していたことから、この児童・生徒の携行品に関する配慮について、国からの通知を受け、各学校宛てにその内容を文書で周知するとともに、10月に開催しました定例の校長会において、児童・生徒の携行品に関する配慮をするように求めたところでございます。

各学校におきましては、このことを受けまして、国が示した工夫例をもとに取り組みを進めているところでございます。

以上です。

7番（菊次太丸君）

実際に多くの保護者の皆さん方からの御要望があって質問をさせていただいておるんですけれども、それは学校で浸透していないというか、そういう学校もあるようですけれども、その認識はどうでしょうか。

学校教育課長（田中勝裕君）

取り組みが浸透していない学校もあるようだがということでございますけれども、この置き勉につきましては、先ほど申し上げましたように、9月に国からの通知が出され、10月の定例の校長会で説明をしたところでございます。取り組みの期間がまだ短いといったことから、まだまだ内容が学校間でばらつきがあるものだというふうに思っております。

このことから、まずは早急に取り組み状況について調査を行いたいと思います。その上で、今後も継続して各学校において児童・生徒の携行品に対する適切な配慮がなされるよう努めていきたいと考えております。

7番（菊次太丸君）

ありがとうございます。まず、調査をしっかりとさせていただきたいというふうに思っております。

この置き勉については、保護者によって考え方が違います。子供たちの健康被害を心配されて、推進を早めるべきだと、すぐにでもしてくれという保護者と、体を鍛えるためには多少の重たいものを背負って通学させるのがいいと、そういう考え方の保護者さんもいらっしゃるわけであります。

保護者にアンケートなどをもって推進をしていただけるようお願いをしたいと思っておりますけれども、その方針はどうでしょうか。

学校教育課長（田中勝裕君）

議員おっしゃるとおり、この置き勉については、児童・生徒の身体に配慮し、取り組むべきという保護者と、反対に、児童・生徒の体力向上のために取り組むことに消極的な保護者と、それぞれの考えをお持ちの保護者がいらっしゃいます。現在、各学校においては、児童・生徒の成長段階に応じて携行品について配慮をするように取り組んでおり、特に、小学

校の低学年にはできるだけ重くならないような配慮を行っているところでございます。

各学校、教室環境も違うことから、一律に同じように取り扱うのは難しいところですが、基本的な考え方としましては、家庭での予習、復習に使う教科書や学習道具につきましては持ち帰る必要がございますけれども、それ以外は工夫例に掲げられているとおり、教室に置いて帰っても構わないと考えております。

なお、一人一人保護者に置き勉をさせていいか確認したらどうかといったことではございますが、まずは国が示しております工夫例をもとに、各学校でそれぞれの学年に応じた取り組みを実施してまいりたいと考えております。

以上です。

7番（菊次太丸君）

そしたら、通達どおりに粛々とやっていただきたいというふうに思っております。そして、健康被害が出ないような形で早急に進めていっていただきたいというふうに思っております。

また、先ほど教室環境が違うとおっしゃっておられましたけれども、これはロッカーとか棚のことかと思えますけれども、教室の施設ができれば、置き勉を推進する上では何ら問題のないことかと思えますので、一律にこれが進めていかれるようによろしく願いをいたします。

この件はこれで終わります。

次の質問に移ります。

観光客滞在時間延長のための施策について質問をいたします。

これまで観光課の皆様とは一般質問等々で議論を交わしてきたところでございます。観光課に関連をする質問は、平成28年9月議会では観光客の公共交通の現状を議論させていただいたときに、新たな観光スポットの発掘と今あるものをブラッシュアップさせ、公共交通でつないでいく必要性を訴えさせていただきました。

平成28年12月議会では、柳川版DMOについて、地方創生の理念を踏まえた上で、いかにして地域が稼いでいくのか、そのために地域の理解を深め、団結を強めていくことができるのかを議論させていただきました。行政の役割としては、子育てをする親のような思いで支援をしていただくようお願いいたしました。

平成29年3月議会では、柳川のブランド力の源である掘割の管理手法として、観光税を導入することで恒久財源を確保し、水質の浄化、水辺の管理を適正に行うことで、さらにブランド力を上げていくことができることを申し上げました。そうすることで全ての産業に付加価値をつけることができるとの思いで、主張をさせていただきました。

平成29年9月議会では、障害者の就労支援の取り組みを進めていただくために、柳川むつごろう会が行っているブドウ農園で農福連携が実現できないか、提案をさせていただきました。

また、平成30年6月議会では、むつごろうランドの公園事業の充実を図ることで、若い子育て世代の定住促進を図る取り組みとして質問をさせていただきました。その中で、子育て支援、教育支援をほかの自治体に負けないくらいに行うためには、新たな財源を確保する必要があり、そのためにはモーターボートの舟券場の建設も考えていいのではないかと提案をいたしました。

今現在、柳川むつごろう会を中心にして行われている柳川観光第2のエンジンとしての事業が今後自立をしていって成功することを強く願っております。今行われている全ての事業に共通して言えることは、季節限定であったり、体験型の観光であったりするわけですが、集客をする力はあっても、観光客にお金を落としていただく事業としては力が弱いように感じております。あえて悪い言い方をすれば、観光のメインになっている市街地を潤わせるためだけの滞在時間を延ばす場所になっているような気がいたします。そうならないためには、現段階でこの地域ならではの海を体感できる飲食まで楽しむことができるのであれば、この地域にさらにお金を落としていただけるわけであります。例えば、ビニールハウスを活用したカキ小屋なんかがあれば、私は家族を連れていきたい、このように思います。これもまた季節限定ではあるんですが、人の流れを少しでもこの地域に向かわせるきっかけになればいいというふうに思っておりますし、この地域でお金を稼いでいこうという機運の醸成につながればとも思っております。

とはいうものの、常に人の流れがこの地域に向かっていかなければ商売は成り立っていかないわけでありますから、季節に左右されない通年型の観光資源の発掘が必要になってくると思います。前回、子育て支援、教育支援の財源確保のために舟券場の建設もあっていいのではないかと、このように申し上げました。一年通しての人の流れをつくって、インバウンド誘客を図っていく地域資源としての舟券場建設についてどのようにお考えになりますでしょうか。観光客の皆さんに柳川の新しい楽しみ方を提案ができると、このように思いますが、いかがでしょうか。

観光課長（松藤満也君）

菊次議員の御質問にお答えします。

まず、一年を通した観光資源の発掘が必要ではということでございますけれども、一年を通してのたくさんの観光客を楽しませている観光資源は限られております。その代表的な観光資源は川下りでございます。川下りは四季折々の顔を見せ、冬場のシーズンは、先日もたくさんのメディアで取り上げていただいたこたつ舟は多くのお客様を楽しませています。

一方で、議員御指摘のとおり、季節限定でしか楽しめない観光資源やイベントも多くございますが、これも本市にとっては大切な資源であり、今後も地域の皆さんと一緒に磨き上げ、一年を通してたくさんの観光客においでいただき、消費につながるよう取り組みが必要であろうというふうに考えております。

平成29年度から平成31年度の3カ年をかけて、柳川観光第2のエンジン事業として、日本の干満の差を誇る有明海と広大な干拓地を観光資源と位置づけ、むつごろうランドを拠点にハード整備を進めていくと同時に、ソフト事業として地域の皆様と一緒に一年を通して楽しめる体験型のプログラムの開発を進めております。本市を訪れた観光客の滞在時間を1時間でも2時間でも延ばし、消費拡大につなげていくことを目標に展開しているところでございます。この事業につきましては、議員からもぜひ成功してほしいというお言葉もいただいたところでございます。

また、議員から御提案いただいたカキ小屋につきましては、地元のワークショップの中でもぜひやってみたいという多くの声が聞かれたこともあり、現在、視察等も行きながら研究、検討をしているところでございます。

次に、教育費無償化などに関する財源確保のために、地域資源の一つとして舟券場を建設したらどうかという御質問でございます。

本市には全国で唯一、ボートレーサー養成所があり、生徒がプロを目指して日々努力をしている姿を身近に見ることができ、本市ならではの観光資源になり得る魅力は十分でございます。現在、水郷柳川ゆるり旅の中でも御協力いただき、ボートレーサー養成所の訓練見学は人気のプログラムの一つになっております。ただ、あくまでも養成所であり、年間を通した受け入れは厳しく、年数回の実施になっているのも事実でございます。

まず、本市にボートレーサー養成所があることで、税収として法人税、固定資産税、また、従業員の皆さんは柳川に住んでいただいております、市県民税も納めていただいております。このように多額の納税をいただいていることを御報告させていただきたいと思っております。

その上で、舟券場を建設することにつきましては慎重に検討すべきことだと考えておりました、現時点での舟券場建設は考えておりません。

以上でございます。

7番（菊次太丸君）

ありがとうございます。

舟券場建設を進めるためには、たくさんの条件があろうかと思っております。認可がおりるかどうかの話は別として、私個人としては、先ほども申し上げましたけれども、1つ目には、舟券場から上がった収益を子育て支援、教育支援関連予算とすること、2つ目には、周辺住民の理解が必要であること、3つ目には、ギャンブル依存症対策をしっかりとしていくことが必須条件だと考えております。新たな通年型の観光を創出して、今後、充実させていかなければならないということは皆さんと共有できる思いだと、そのように思っております。そして、新たな財源をつくり出して若い世代の支援策を充実させることは、今後の柳川市にとって大変重要なことだというふうに思っております。目的を持って財源をつくり出すという考え方が今後必要になってくると私は確信をしております。

そのことについては、以前、柳川の掘割を守っていくための財源として提案をさせていただいておりました観光税についてもそうであります。今後、皆様方に考えていただきたいのは、財源をつくり出していくという作業と、先ほどもありましたが、中期財政計画にもあるように、事業の取捨選択をしていくという作業は同時進行で進めていかなければならないということでございます。今現在、両開地域で行われている事業も、それ単体ではまだまだ弱い。しかし、近隣の地域に通年型の観光という第3の矢が突き刺されれば、その相乗効果ははかり知れないものとなります。舟券場の建設、この議論は別として、ボートレーサー養成所にしても、全国にスター選手を輩出しているわけであります。その中には女性選手もおります。スター選手やアイドル選手とコラボすることによって、柳川観光にプラスに働くこともあると思います。今後、いろんな角度から検討していただくようよろしくお願いをいたします。

そして、今、頑張っている地域が潤っていくように願っておりますので、今後ともよろしくお願いをいたします。

この件はこれで終わります。

次の質問に移ります。

ギャンブル依存症対策について質問をいたします。

このほど、国のほうでもギャンブル等依存症対策基本法が成立をいたしました。基本法では、同依存症を公営ギャンブルやパチンコなどにのめり込み、日常生活、社会生活に支障が生じている状態と定義し、国や地方団体、ギャンブルなどの関係事業者の責務を規定しております。同依存症やそれに伴う多重債務、貧困、虐待などの問題に苦しむ本人と家族が相当数存在する状況を踏まえ、対策の総合的、計画的な推進を目指しております。都道府県には対策推進計画策定の努力義務が課せられ、関係事業者には依存症の予防などに配慮するよう努めなければならないと定められました。国や自治体が行う基本的な施策は、1に同依存症問題に関する教育の振興、2に予防に向けた事業の実施、3に医療提供体制の整備、4に相談支援、5に社会復帰支援、6に民間団体の活動に対する支援、7に3年ごとの実態調査などがあります。さらに、同法では多重債務、貧困、虐待などに関する施策との有機的な連携が挙げられております。依存症対策全般の深化に向けて、アルコールや薬物などへの依存に関する施策と有機的に連携することも明記されております。

静岡市ではギャンブル依存症回復支援策として、無料の回復プログラムを始めております。静岡市では競輪場を運営していることもあり、特に、このギャンブル依存症対策が進んでいるのかもしれませんが。

本市は公営ギャンブルはありませんが、ボートレーサー養成所はあります。ここから全国に競艇選手を輩出しているわけであります。基本法が施行された今、公営ギャンブルを直接運営している自治体同様の対策と支援をしていく義務のようなものがあるのではないかと考

えておりますが、いかがでしょうか。

福祉課長（平田敬介君）

菊次議員の質問にお答えします。

少し長くなりますが、まず、ギャンブル依存症についてお話をしたいと思います。

ギャンブル依存症とは、ギャンブル等にのめり込んでコントロールがきかなくなる精神疾患の一つで、一旦のめり込むと気合いや根性では抜け出すことができないと。そして、日常生活や社会生活に支障が生じてくるというふうに言われています。

慶応大学大学院の研究グループの調査では、自宅から3キロ以内にパチンコ店ができると、男性ではギャンブル依存症を疑われる確率が高まると、そういった結果も報じられております。この調査結果は舟券売り場やレース場など、ギャンブルを行える施設が近くにあるほど依存症になるおそれが高まるということを示していますので、公営ギャンブルを運営している自治体は、より依存症対策も求められると思います。

しかしながら、本市にあるボートレーサー養成所は将来の競艇選手を養成するのであって、そこでギャンブルとしてのレースが実際に行われたり、舟券が購入できるというものでは今のところありませんので、公営ギャンブルを直接運営している自治体と同様の対策の義務があるとはまでは考えてはおりません。ただし、厚生労働省がことし9月末に発表したギャンブル依存症実態調査では、生涯でギャンブル依存症の疑いのある人は成人の3.6%、人口に換算すると全国で320万人と推定されています。また、過去1年以内にギャンブル依存症の疑いのある人は成人の0.8%で、全国で70万人と推定されています。この率を本市に当てはめてみますと、柳川市内には生涯でギャンブル依存症の疑いのある人は1,584人、過去1年以内にギャンブル依存症の疑いのある人は352人いるということになります。

ギャンブル等依存症対策基本法はことし10月5日に施行されたばかりで、これから政府によるギャンブル等依存症対策推進計画が策定されるとともに、基本法に基づき啓発活動などが展開をされます。基本法には地方公共団体の責務として、国との連携を図りつつ、施策を策定し、実施する責務を有するというふうに定められておりますので、まずは国や県、他の自治体と足並みをそろえ、来年5月が啓発週間になっておりますので、足並みをそろえて啓発活動に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上です。

7番（菊次太丸君）

まず、啓発活動からしっかりとやっていきたいということでございましたので、よろしくお願いをいたします。

公営ギャンブルを直接運営していようとまいと、この柳川市には国が認める形で、また、そうでなくてもギャンブルが存在しているのは紛れもない事実でございます。そして、依存症に苦しんでいる人も、その家族もおります。これもまた事実であります。ギャンブルに直

接的であろうと間接的であろうと関与している、そういう事実から目を背けては、観光資源として捉えることも、依存症対策に対して責任を持ってしっかりと取り組んでいくことも難しいのではないかと思います、冒頭、投げかけをしたわけでございます。ギャンブルを認めることとギャンブル依存症対策、一見、相反するものを同時に議論することは混乱しそうになるわけではありますが、それが現実の社会であります。その現実即して議論をしていくことが大事だ、そういう観点で今回質問をさせていただきました。

今回の基本法では、ほかの依存症対策と有機的に連携を図っていくことをもっともしております。冒頭、基本法の7つの施策を紹介いたしましたが、その中でも予防と教育の施策が大事ではないかなというふうに私は思っております。今後、義務教育の中においても、薬物依存などとあわせて、スマホの依存なんかもあると思います。いろんな依存と一緒に、あわせて今後事業を進めていっていただきたいというふうに思っております。

今回はまだ法律が施行されたばかりで、中身のほうがなかなかでき上がっておりませんので、再度、また次回以降に質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（樽見哲也君）

これもちまして、菊次太丸議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午後0時3分 休憩

午後1時 再開

議長（樽見哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、5番新谷信次郎議員の発言を許します。

5番（新谷信次郎君）（登壇）

5番新谷信次郎です。議長のお許しが出ましたので、一般質問を行います。

今回の選挙でいただきました1,954票は、議員としてしっかりと頑張らやんばい、つまり市民の期待に責任を持ち、真剣に議論を交える議員であってほしいという市民の声であったと受けとめています。そのことを肝に銘じ、初めての一般質問を行います。

まず、これまで柳川市の発展に日々尽力されてこられた市長を初め、市職員、柳川市議会議員の皆様には敬意を表します。また、一般質問のためにお願ひした資料や問い合わせに御協力いただいた市職員ほかの皆様にもお礼を申し上げます。

少子・高齢社会の厳しい状況において望まれる具体策は、地域づくりは人づくりです。その人づくりの出発点は、何よりも子育て、教育の安心です。

ところで、教育の安心のためには小・中学校教職員が子供のために意欲を持って元気に働

ける環境をつくり出すことが出発となります。そのために、特に、教員の働き方改革は喫緊の課題であります。

私自身、37年間、中学校の教員を勤めました。どんなときも子供の可能性を信じることをモットーに、常に生徒に寄り添ってきました。勤務時間は午前8時20分から午後4時50分まで、勤務時間中は授業だけでなく、あいた時間もさまざまな仕事をします。分刻みの勤務です。放課後は部活動をします。学校を出るのは早くて冬場は午後6時ごろ、遅ければ夏場には午後8時を過ぎます。平均して1日2時間から3時間の超過勤務です。1カ月にすると、40時間から60時間の超過勤務になります。土日の部活動月平均20時間を加えれば、月に60時間から80時間の超過勤務となります。80時間は過労死に至るデッドラインです。私の場合はごく平均的な中学校の教員の勤務状況です。教員であれば、子供のためなら時間を惜しまないのです。そういうたくさんの教職員の頑張りによって学校は支えられています。

しかし、私自身が自分の子育て、家庭生活、地域社会への貢献等を犠牲にしてきました。やはり教員の長時間労働は早急に改善されなくてはなりません。柳川市において、教職員の働き方改革がどのように進められているのかをお聞きします。

また、児童・生徒の人権、学習権を守るため、市内小・中学校35人以下学級を目指すことと市内小・中学校特別教室のエアコン設置についてお聞きします。

次に、佐賀空港へのオスプレイ等の配備計画について市長の考えをお聞きします。

きのうの白谷議員の質問があり、市長の考えが示されましたが、きょうは別の視点から質問いたします。

それに関連しまして、柳川市は「立花宗茂と闇千代」NHK大河ドラマ招致キャンペーンに取り組んでいます。葉室麟の「無双の花」にはこういう場面があります。慶長5年、1600年10月14日、佐賀の鍋島直茂が立花宗茂を現在の大木町、八院にて攻めました。西軍についていた鍋島直茂は関ヶ原合戦で豊臣方が負けるや、徳川家康についたのです。そのような鍋島直茂を同じく西軍として戦った立花宗茂は許すことができませんでした。フィクションではありますが、「無双の花」には「立花の義とは、裏切らぬ」と立花宗茂がおのれの信念を述べる場面があります。

歴史は繰り返すのでしょうか。時は平成30年8月24日、山口祥義佐賀県知事がオスプレイ受け入れを表明しました。誠意を持って協議するという合意は、実は後回しにするということでした。詭弁というより、柳川市との誠意を裏切るものと言えます。金子市長、立花宗茂をNHK大河ドラマに取り上げてもらおうということであれば、金子市長自身が裏切りを許さぬ立花宗茂の心意気を身をもって示していただきたいものです。

佐賀空港へのオスプレイ等の配備計画に対する市長自身の態度を明確にし、5日後に誕生するであろう新佐賀県知事との事前交渉に臨んでもらいたいと思います。

以降の質問は自席にて行います。

5番（新谷信次郎君）続

まず、教員の長時間労働改善についてお聞きします。

昨年12月以降の市内小・中学校の出勤・退勤時刻の記録について質問します。

平成30年6月議会において、白谷議員の本市における小・中学校の教職員の時間外勤務についての質問に対する学校教育課長答弁では、昨年12月1日から28日までの出勤・退勤時間の記録の結果を公表されました。また、教育長は4月等の繁忙期に記録すれば、もっと高い数値ではないかと答弁されています。しかし、わずか1カ月の教職員の時間外勤務の実態を把握するだけでは不十分です。教職員の長時間労働の削減は本市教育委員会にとっても大きな課題です。

その後、継続した記録をとったのでしょうか、お答えをお願いします。

学校教育課長（田中勝裕君）

新谷議員の御質問にお答えをいたします。

昨年12月以降、教職員の出退勤時間について、その後、継続した記録を行ったかということでございますけれども、本年度も昨年度と同じように、12月中を調査期間といたしまして勤務時間の調査を行っているところでございます。同じ時期に調査をすることによりまして、昨年度と比較しての問題点等を把握しやすくなるというふうに考えております。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

同じ1カ月の記録をとるとのことでの比較という点は大事だと思いますけれども、やはり年間を通した勤務時間の記録ということが必要ではないかというふうに思っているところです。

次に、同じく本年6月議会において、学校教育課長はタイムカードの導入等について、福岡県や先行自治体等の情報を得ながら検討していきたいと答弁されています。福岡県、あるいは先行自治体等の情報収集の結果について質問します。

先行自治体等の情報収集の状況はどのようなのでしょうか。

学校教育課長（田中勝裕君）

お答えいたします。

タイムカード導入に係る福岡県、あるいは先行自治体の調査の結果はということでございますけれども、まず、福岡県におきましては、今年度予算化を行い、県立学校への導入に向けた準備を行われているところでございます。

また、筑後地区では、久留米市においては10月からICレコーダー方式による出退勤時間の管理を行っているところでございます。そのほか、南筑後教育事務所管内の大牟田市、みやま市、大川市、筑後市では来年度の導入に向けて準備をされているということでございます。

以上です。

5 番（新谷信次郎君）

既に出退勤時刻の記録、あるいは来年度そういう記録を始める自治体があるということを確認したいと思います。

次に、長時間労働の改善について、学校の管理職をどう指導しているかについて質問します。

教職員の働き方改革については、各種法律に基づいて対策、指針等が相次いで打ち出されています。殊に福岡県教育委員会が出しました平成30年3月の福岡県教職員の働き方改革取組指針において、市町村教育委員会の責務として「市町村教育委員会は、市町村立学校の教職員の服務監督権者として、本指針を踏まえ、管内の教職員の働き方改革に取り組みます」とあり、「市町村教育委員会の責務」と明記しています。つまり市町村教育委員会、それを受けて学校の管理職が働き方改革をリードする責任があると言えます。

これらの対策、指針等についての管理職への指導はどのようなのでしょうか。

学校教育課長（田中勝裕君）

管理職の職員にどのような指導をされているかということでございますけれども、まずは校長先生に対しましては、毎月1回開催している定例の校長会において指導をいたしております。その内容としましては、校長は勤務時間を意識した学校運営を行うこと、また、教職員に対して勤務時間を意識して効率的な業務を行うよう指導することなどでございます。

そのほか、各学校ごとに開催をしております学校訪問におきましても、校長、教頭、主幹教諭等を交えた協議の場で、学校における業務改善を進め、所属職員の勤務状況の改善を進めるよう指導を行っております。

また、平成30年度からは学校閉庁日を夏季休業中の8月13日から16日、4日間設けて、児童・生徒を登校させず、部活動を実施しない、日直も原則置かない、完全に学校を閉庁する日を設けました。

なお、この学校閉庁日は冬季休業中の12月27日、28日、1月4日にも設定することといたしております。

そのほか、本市の中学校においては、国の指針で示す毎週1日の定時退校日の設定や部活動の週2日週休日の導入につきましても既に実施しているところですが、徹底できていない状況も見受けられますので、この制度の徹底について随時校長会等で指導をしているところでございます。

以上です。

5 番（新谷信次郎君）

このたびの学校の働き方改革については、教育委員会、そして、各学校の管理職がリードをして改革を進めていく、そういう基本方針に沿って今後もぜひ取り組んでもらいたいと思

います。

それでは次に、タイムカードの導入について質問いたします。

平成29年12月26日、文部科学大臣が決定しました働き方改革に関する緊急提言には、勤務時間の管理の徹底は、労働法制上、校長、教育委員会の責務としています。

タイムカードの導入の予定はどうなっているのでしょうか、また、記録の集計と集計した結果の検討をどこでどうするのかについてお答えをお願いいたします。

学校教育課長（田中勝裕君）

本市におけるタイムカード導入の考えはということでございますが、学校における働き方改革に係る緊急提言においても、業務改善を進めていく基礎として、適切な手段により管理職も含めた全ての教職員の勤務時間について把握することとされており、自己申告方式ではなく、ICTやタイムカードなど、勤務時間を客観的に把握し、集計するシステムが直ちに構築されるように努めることとされております。

このことから、本市におきましても、来年度の導入に向けて準備を進めているところであります。新年度での予算計上といったことを視野に入れて進めているところでございます。

なお、記録集計の結果につきましては、今後の本市における働き方改革の取り組みの基礎となるものと考えております。まずは教育委員会と校長会等を交えて、さらなる取り組みを進める際に活用をしていきたいと考えております。

5番（新谷信次郎君）

本市におきましても、やっとな学校にタイムカード、あるいはICTを利用した出勤・退勤時間の記録が始まるということなので、大きな前進ではないかというふうに思っております。

次に、労働安全衛生委員会の設置について質問いたします。

タイムカードを導入したとしても、その記録をどこにどのように集約し、超過勤務改善にどう取り組むのかが肝心の問題です。労働基準法に基づいた労働安全衛生法には、労働安全衛生委員会の設置を規定しています。労働者が安全、衛生に十分に関心を持ち、その意見が事業者の行う安全、衛生に関する措置に反映されるために委員会を設置するというように規定しています。

教育委員会のもとに出勤・退勤時間のデータを集約し、超過勤務の改善策を検討する労働安全衛生委員会を設置する必要がないでしょうか。答弁をよろしく申し上げます。

学校教育課長（田中勝裕君）

本市における安全衛生委員会の設置に関する考えはということでございますけれども、近隣でも学校における職員の安全の確保、健康の保持に関する必要な事項を定める目的で、教育委員会に総括安全衛生委員会を設置している自治体もございます。

なお、安全衛生委員会については、労働安全衛生法上は50人以上の事業場に設置する義務

がありますけれども、本市においては、今のところ設置義務に該当する学校はないところでございます。

なお、同法において10人以上49人以下の事業者には衛生推進者を置くように定められておりますので、各学校において衛生推進者を選任し、労働者の健康障害の防止や健康の保持増進などを担当していただいております。

教育委員会としましては、教職員の超過勤務については大きな課題と捉えているところでございまして、これに伴う教職員の健康障害を防止することは重要であると考えております。このため、教育委員会への総括安全衛生委員会の来年度の設置に向けまして、近隣自治体の状況等を調査してまいりたいと思っております。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

この労働安全衛生委員会の設置につきましても、前向きに今後検討していかれるということですので、ぜひそのように進めてもらいたいと思っております。

なお、この労働安全衛生委員会の件についてさらに質問いたしますと、出勤・退勤時間を把握し、勤務状況を把握した後どこをどのように改善していくかということについては、学校現場の管理職以外の教職員の意見が反映されなくてはなりません。ぜひ柳川市教育委員会のもとに、各学校の管理職を除いた職場代表も参加する労働安全衛生委員会の設置をお願いします。その件について答弁をお願いします。

学校教育課長（田中勝裕君）

総括安全衛生委員会を設置した場合の委員構成についてでございますけれども、久留米市では職員団体からの推薦の方も委員の中にいらっしゃるようでございます。

ほかにもこの委員会を設置している自治体が近隣にもございますけれども、委員構成についてはさまざまな考え方があるようでございます。本市におきましては、今後、設置に向けて検討していくところでございますけれども、委員構成につきましては、先行自治体の状況等を調査しながら、設置する段階で判断をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

これまでも答弁におきまして、教育委員会においても働き方改革についての幾つかの具体的な前向きの取り組み、検討がなされるということですので、それに期待しまして、今後も学校教職員の働き方改革について取り組んでもらいたいというふうに思います。

それでは、その学校の教職員の働き方改革について、教育長としてどのようにお考えになっているのか、そのことについてお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

教育長（沖 毅君）

新谷議員の教職員の働き方改革についての教育長の考えはということで御答弁させていた

だきます。

この問題は全国的な課題でありまして、私も本市における取り組むべき重要な課題というふうに考えております。この長時間労働を削減することにより、教職員のワーク・ライフ・バランスのとれた生活の実現、健康でやりがいを持って働くことができる環境の整備等ができるとともに、教職員が子供と向き合う時間を十分に確保することができ、学校教育の質の維持向上をさせることができるというふうに考えております。

このため、まず、できることから取り組んでいこうということで、先ほど課長から答弁がありましたように、夏季休業期間中に学校閉庁日を設け、近隣自治体が3日というところですがけれども、柳川市においては4日間設定、また、冬季休業中も1日長く設定することにしております。

このように、これまでも県の取組指針を参考にしながら取り組みを進めていっております。

今後につきましては、本市においても教職員の働き方改革取組指針というのを本年度中に策定することにしております。校長会等との議論を踏まえ、年度内の策定に向けて取り組みを進めてまいり所存でございます。

以上でございます。

5番（新谷信次郎君）

今、教育長が答弁された中で、本市においても教職員の働き方改革取組指針を策定されるということは、一番これが土台となって大きな前進の力になると思います。ぜひその指針を早急に策定されて、今後とも働き方改革に取り組んでもらいたいと思っております。ありがとうございます。

それでは次に、柳川市立小・中学校35人以下学級の実現について質問します。

まず、柳川市立小・中学校の平成30年度、今年度の1学級の児童・生徒数の最低数と最大数はどうなっていますか。資料も配付されておりますので、皆さんも配付資料を参考にしてください。答弁をよろしく願います。

学校教育課長（田中勝裕君）

お答えいたします。

小・中学校における1学級の児童・生徒数の最低数、最大数につきましては、本年5月1日現在の状況で申し上げますと、小学校が最低数が中山小6年生の5人で、最大数が城内小4年生、矢留小3年生の36人でございます。

また、中学校は最低数が蒲池中2年1組の22人、最大数が昭代中1年2学級とも40人となっております。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

今、報告がありましたけれども、小学校の今年度の学級の児童数を見ますと、1クラ

ス40名ないし36名でも2クラスに分かれている学級があります。これについてはどうしてそういうふうになっているのかということについて答弁をお願いします。

学校教育課長（田中勝裕君）

小学校において40人以下の学年であっても、36人以上の場合、2クラスを実施している学校もあるようだがといったことをごさいますけれども、これにつきましては、福岡県から少人数指導授業を行うため教員の配置基準に加えて配置されます、いわゆる加配教員でございます指導方法工夫改善担当教員を活用して2クラスに分けて授業を行っているところでございます。

なお、この指導方法工夫改善担当教員については、配置人数が限られておりますので、36人でも1クラスで授業を行っているクラスもございます。

また、中学校におきましては教科担任制であることから、1クラスふやすとなると各教科ごとに教員1人当たりの受け持ち時間がふえ、教科ごとに講師を雇用する必要が生じる場合もありまして、この指導方法工夫改善教員を活用するのが難しいといった状況もございます。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

今までの答弁を踏まえまして、柳川市立昭代中学校第1学年の学級生徒数の状況についてお伺いします。

昭代中学校の第1学年は40人の2クラスです。しかし、支援学級の生徒が一緒になる体育は41人になります。つまり学校教育法が規定している学級定数を超えるわけです。また、担任の声として、気になる生徒への声かけ、教育相談の時間が足りないといえます。

昭代中学校1年生1学級40名と蒲池中学校の1年生1学級26名の授業写真を資料としてお配りしております。比較してごらんになっていただきたいと思いますが、昭代中学校の場合には1列7人、蒲池中学校の場合には1列5人で並ぶことができます。

なお、蒲池中学校の写真の学級に空席が多いのは、支援学級の生徒がほかの教室で学習していたり、欠席の生徒がいるような場合に写真を撮っているからでございます。

さて、生徒の人権への配慮や学力向上を目指すためには、明らかに格差があるのではないのでしょうか。昭代中学校第1学年については、生徒の人権尊重、学力を保障するための学習権尊重の意味からも、来年度、1学級ふやすべきではないのでしょうか。答弁をよろしく願います。

学校教育課長（田中勝裕君）

昭代中学校1学年の状況は、教育委員会も当然把握をいたしております。確かに少人数学級につきましては、児童・生徒に対するきめ細かな指導の一層の充実等に資するものであり、学習指導上及び生徒指導上、一定の効果があると言われております。

早急に1学級ふやすべきではないかということでございますが、教員の配置基準以上に1

学級ふやすとなりますと、県費負担での職員配置ではなく、柳川市の負担で雇用することになります。また、その雇用も教科担任制のため、1人ではなく複数の雇用が必要になってまいります。このため、市に新たな多額の財政負担が生じます。また、全県的に講師が不足している状況でもありまして、人材の確保も大きな課題となります。

これらのことから、1クラスふやすことは難しいのではないかと考えているところでございます。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

今、答弁されました内容がございますけれども、昭代中学校の場合に、現在、1学年、2学年、3学年合わせて7クラスということです。来年度、1年生が2クラスのままでいきますと、2クラスの3学年6クラスということになります。ですから、もし新2年生を2クラスから3クラスにふやすとしても、全学級数としては7クラスということで、今年度と変わりありません。そういう点での教科担任の負担は今年度と変わらないのではないかとこのように思っております。

時間の関係がありますので、そういう点も御配慮いただいて、今後も検討をお願いしたいところです。

次に、福岡県下のほかの市町村における35人以下学級実施の状況はどうでしょうか。

学校教育課長（田中勝裕君）

ほかの市町村における35人以下の状況はといったことがございますけれども、把握しているところでお話をいたしますと、事務所管内ではみやま市が実施しているといったことでお聞きをいたしております。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

みやま市を初め、福岡県下でも市町村の独自の予算によって35人以下学級を実施しているところがあります。

この35人以下学級の取り組みについて教育長としてどのようにお考えなのか、お聞きしたいと思しますので、よろしくお願ひします。

教育長（沖 毅君）

35人以下学級などの少人数学級につきましては、先ほど課長が答弁しましたとおり、児童・生徒に対するきめ細かな指導の一層の充実等に資するものであり、学習指導上、生徒指導上の一定の効果があるというふうに思っております。

こういったことを踏まえ、本市としても、教育長会等を通して、国や県に対して少人数学級の推進、学級編制基準の改定と、それに必要な教職員の配置に関する要望をいたしているところでございます。

一方で、現状で35人以下学級を導入するとなりますと、先ほど課長がお答えしたとおり、新たな市の財政負担の問題がございます。また、教員の人材確保の困難さ等から現時点では実現は困難な状況であるというふうに考えております。

教育委員会といたしましては、国の制度として少人数学級を推進すべきであるという立場に立ち、国や県に対する要望を今からも続けていきたいと、そして、実現に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

5番（新谷信次郎君）

35人以下学級の実現ということについては、国の定める定数改善等、そういう根本的なところの改善がなされなくては、なかなか実現は難しいのですけれども、しかし、実際、現状として、先ほどお見せしましたように、同じ中学生でありながら学校によって1学級26人という学校があるかと思えば、一方では、40人いっぱいになっているというような状況もあります。こういう格差を早急に改善できるのは、各市町村独自での取り組みが必要になります。人材、財源等で厳しい条件はありますけれども、ぜひ子供たちの現状に沿って、保護者の願いに沿って取り組みを今後とも検討をお願いしたいところです。

それでは次に、柳川市立小・中学校特別教室にエアコンを設置してほしいということについて質問いたします。

午前中、菊次議員の質問と答弁で答えられた部分がありますけれども、補足して質問したいと思います。

現在までの柳川市立小・中学校エアコンの設置の経過、あるいは経費、そして、現状はどうかということについて説明をお願いしたいと思います。

学校教育課長（田中勝裕君）

お答えいたします。

現在までの小・中学校におけるエアコンの設置の経過でございますが、小・中学校の普通教室へのエアコン設置につきまして、財政的負担を減らすために国庫補助の申請を行い、国や県に対しても再々働きかけを行ったところですが、その当時の国の補助事業の採択が震災などによる校舎の耐震補強や大規模改修などに手厚く予算措置をされていたため、エアコン整備については国の予算では補助金の対象となりませんでした。

本市としましては、補助事業として採択されるまで整備を待つという選択肢もありましたけれども、児童・生徒の熱中症対策やPM2.5対策など、早急に対策を講じる必要性に鑑み、市の単独事業としてエアコンを整備したものでございます。

なお、普通教室へのエアコン設置の経費につきましては、27年度の小学校、28年度の中学校整備事業費合計で529,737千円となっております。なお、財源は合併特例債を活用いたしております。

また、現状でございますが、小学校、中学校の普通教室は全て整備済みでございます。そのほか、小学校では全ての学校で図書室、保健室、職員室、校長室など、80の特別教室等にエアコンを整備しており、中学校では図書室、保健室、職員室、校長室など、48の特別教室等にエアコンを整備いたしております。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

国の補助がつかます前に、柳川市の独自予算でエアコンを設置されたことについては、去年、あるいは2年前の猛暑を振り返れば、非常に高く評価できることではないかというふうに思っております。御尽力に敬意を表したいと思っております。

ところで、柳川市立三橋中学校技術科教室の状況についてお聞きしたいと思います。

2016年度の熊本地震におきましては、2回、夜間に地震が発生しました。このとき三橋中学校の技術科教室は天井パネルが落下したという事実がございます。もし昼間、授業中に地震が発生していれば、生徒に被害が生じていました。そういう技術科教室のプレハブ建ては建て直すという話があったと聞いております。しかし、現在まで建て直されていません。そういうプレハブ建ての技術科教室で授業を受けている生徒がことし1学期の終わりに、授業中、熱中症にかかっているということ聞いております。

三橋中学校技術科教室のプレハブ建てに早急にエアコンを設置してほしいと考えますが、いかがでしょうか。

学校教育課長（田中勝裕君）

お答えいたします。

三橋中学校の技術科教室の問題でございますけれども、各学校とも技術科教室につきましては、授業において大きな音がすることがあることから、他の教室の授業に影響しないよう、少し離れた教室で授業を行っております。

三橋中学校の技術科教室は、校舎北側のプレハブの建物を使用しております。私も現場に行き、状況を確認しましたが、プレハブの建物ということもあり、大変暑い状況で、早急な対応が必要であるというふうに感じました。

このため、今回のエアコン設置の補助申請は、菊次議員の一般質問でも答弁しましたとおり、小・中学校統一で音楽室、理科室、多目的室を対象に申請してはおりますけれども、特例的に三橋中学校の技術科室は前倒しして申請をいたしてありまして、補助の内定も受けているところでございます。

今後、現在のプレハブの建物を技術室として継続して活用するのか、または他の教室を技術室として活用できないかなどを検討した上で、内定を受けている国の補助を活用し、エアコン設置を行いたいと考えております。

以上です。

5 番（新谷信次郎君）

教育委員会の御尽力により、三橋中学校の技術科室にエアコンの設置が内定しているところまで努力されたという点は本当に感謝したいというふうに思っております。

なお、通告では柳川市立小・中学校特別教室エアコンの設置見通しについて質問をする予定でしたが、午前中の菊次議員の質問と答弁において既に明らかになっておりますので、この点は省略いたしたいというふうに思っております。

さて、壇上でも申し上げましたけれども、山口祥義佐賀県知事のオスプレイ受け入れ表明に対する柳川市の今後の態度についてお聞きしたいというふうに思っております。

きのうの議会の質問と答弁において通告の内容と若干変わっておりますけれども、答弁される内容の基本的なことについては変わらないと思いますので、その点を御了承いただいて質問をしていきたいと思っております。

きのう白谷議員の質問に対して金子市長は、佐賀県は佐賀県有明海漁協との協議が済むまでは柳川市との事前協議のテーブルには着かない、意見交換はしていく。市長としても意見交換をしていく予定である。ただ、今は市長としての判断の時期ではないという答弁でした。この確認でよろしいでしょうか。では、そのことを確認した上で質問を続けてまいります。

陸上自衛隊オスプレイ等配備がもたらすノリのブランド化やおもてなし観光柳川、農業への影響についての市長の見解はどうでしょうか。柳川のノリの売上高120億円から150億円、29年度の観光入り込み客数141万8,000人、観光消費額6,770,000千円、農産物の売り上げは4,880,000千円、柳川市の発展を支える3本の黒柱です。

陸上自衛隊オスプレイ等の配備計画は、ノりを初めとした有明海漁業や上昇気流に乗り始めた観光業、豊かな農産物にとってはマイナスにしかならないのではないのでしょうか。市長の答弁をお願いいたします。

副市長（酒見勇次君）

新谷議員の御質問にお答えします。

佐賀空港へのオスプレイ等の配備計画の本市への影響につきましては、昨年9月1日に佐賀空港へのオスプレイ等の配備計画に関する論点整理を取りまとめております。

その中で、漁業への影響につきましては整理としましては4点ございまして、1つ目が騒音による漁業への影響でございます。これにつきましては、本市としては、調査事例がないことから、現時点では評価をすることができない。2つ目の下降気流による漁業への影響につきましては、本市としては、自衛隊機の下降気流による漁業への影響については事例の報告がないことを確認しております。3つ目の電波等による漁業への影響につきましては、本市としては、電波法や自衛隊法の関係規則に基づく手続において、民間の無線通信等に影響を与えないことを確認した上で総務大臣の承認を得て使用していることを前提にすれば、特

に問題はないものと考えております。4つ目のオスプレイ等の自衛隊機や駐屯地からの油流出の対策につきましては、本市としては、自衛隊機や駐屯地からの油流出による漁業への被害について防衛省が適切な対策等を講じる考えであることを確認しておりますとの論点整理を行っております。

次に、農業への影響についての整理としましては2点ございまして、1つ目の騒音による農業（ここでは畜産でございます）への影響につきましては、本市としては、自衛隊機の騒音が畜産に与える影響について、航空機騒音が牛の生育や品質に及ぼす影響に関する基準がないため評価することはできないと。2つ目の下降気流、風圧による農業への影響については、本市としては、自衛隊機の下降気流による農業への影響について事例の報告がないことを確認したとの論点整理を行っております。

さらに、観光への影響についての整理としましては、観光都市としての発展への影響について、本市としては、本市や有明海の上空をオスプレイ等がどの程度飛行するかが明確ではなく、また、両開地区においては計器飛行方式で飛行した場合は最大で84デシベルの騒音が見込まれるため、観光都市としての景観、発展への影響について懸念が残るとの論点整理を行っております。

ほかにオスプレイの安全性、そして、騒音の生活環境への影響について懸念の払拭ができていないものとして整理をし、同日、佐賀県へ提出しております。

まずはこれらの懸念事項について佐賀県の考えを聞いた上で、オスプレイ等の配備計画における本市に対しての責任ある対応を求めていきたいと考えております。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

論点整理の内容について詳しく説明していただきましたけれども、私も先日、柳川市昭代地区のノリ漁業関係者の方にお話を聞いたときには、やはりノリ漁業へ与える影響についての不安は大きいものがありました。そういう地元柳川の住民の生活感覚にとっては、やはりオスプレイ等の配備計画に対する不安は拭えていない、大きいものがあるのではないかと思います。

引き続き、次に質問いたしますのは、佐賀空港のあります地元川副町には佐賀空港への自衛隊オスプレイ等配備反対地域住民の会という会が組織され、反対の主張をされております。この住民の会の主張と活動については御存じでしょうか。

市長（金子健次君）

承知しております。

5番（新谷信次郎君）

地元川副町では、2016年3月27日、1,500人、2017年4月2日、1,600人、2018年4月1日、1,400人という大規模な反対集会が行われています。地元の中ではこのように強固に反対を

しておられます。

もう一つ、佐賀空港の地元佐賀県有明海漁業協同組合南川副支所は、高品質のノリで十分生活していける、子や孫までノリ漁業でやっていける、その海を守るためにオスプレイ等の配備計画には反対と一致団結しています。そして、陸上自衛隊が設置を予定している土地は漁協の共同名義になっていますので、売却する際には漁協総代会の3分の2以上の賛成が必要であるということから、売却の可能性はありません。

ノリ漁業者にとっては死活問題です。高級ノリを生産している漁業者の誇りと気概が示されているのではないかと思います。柳川のノリ漁業者も同じ気持ちではないでしょうか。

佐賀県とこうした地元関係団体との協議の行方、特に、公害防止協定についての今後の協議についての市長の捉え方はどうでしょうか。

市長（金子健次君）

私から答弁をさせていただきます。

佐賀県が地元関係団体と結んでおります公害防止協定や、その覚書付属資料にある自衛隊との共用はしないという県の考え方については、協定締結の経緯を考えますと、非常に重いものというふうに考えております。また、そのことで地元住民の声や活動があっていることは、先ほど新谷議員のほうからおっしゃいましたけれども、新聞等でも情報収集しておりますが、このことについては私がどうこう言える立場にございません。発言を控えさせていただきます。

今後、いつ、どのような協議が地元関係団体と佐賀県とでなされるか、重大な関心を持ちながら注視をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

それでは、最終的にもう一度、陸上自衛隊オスプレイ等配備計画に対する市長の基本的態度をお聞きしたいと思いますけれども、まず、柳川市民はこれまでの佐賀県との合意書、要請書、論点整理を踏まえて、佐賀空港へのオスプレイ等の配備計画については事前協議が行われると大部分が受け取っているものと思います。市長自身もそのように受け取っておられたと思います。

ところが、昨日の市長答弁では、佐賀県側は協議のテーブルに着かないということでありますならば、佐賀県と柳川市が結んだ合意書の第8条には「本合意書の内容について佐賀県が違反したときには、柳川市は佐賀県に対し、昼間の便及び夜間貨物便の中止を申し入れるものとする。」という条文があります。今回の佐賀県側の事前協議をしないというやり方は、この条文にかかわる事態ではないでしょうか。

12月16日、佐賀県知事選挙がありますが、佐賀県新知事に対して柳川市としてオスプレイ等の配備計画反対を明らかにし、合意書の第8条に基づく申し入れ、あるいは事前協議をす

べきではないでしょうか、答弁をお願いいたします。

市長（金子健次君）

昨日も申し上げましたけれども、私は我が国の防衛や安全保障は国家存立の基本となるものでありまして、国防の重要性については十分理解をしておる立場です。一方で、安全性や騒音などに懸念がある柳川市民の皆様がいらっしゃるのも承知をしております。市民の安全や暮らしやすい環境を将来にわたって守ることが市長としての最大の責務ではなからうかと思っております。

現時点では佐賀県や国からも詳しい説明もあっておりませんので、判断できる材料に乏しく、賛否について申し上げる状況にはございません。市民に混乱を招かないように、私は十分な説明を尽くさなければならぬと考えております。

佐賀県とは今後、意見交換をしていくことになりましたので、まずは年内に事実確認を行うための質問書を提出いたしまして、その後、回答を踏まえて、意見交換という機会を捉えて佐賀県と協議をして、佐賀県の責任ある対応を求めていきたいというふうに考えております。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

私としましては、柳川市の佐賀県との今後の話し合いは、先ほど申しましたように、合意書第8条に基づく申し入れ、あるいは事前協議として進めてもらいたいと思っておりますけれども、まずはその出発点として、現在の柳川市の民間飛行航路下の住民、大和町の中島、あるいは大浜町、昭南町、崩道などの住民の方々、そして、ノリの漁業者、観光・農業関係者、一般市民、あるいは飛行航路下の学校長など、柳川市民の意見を幅広く直接聞く機会を設けたらどうかと思います。そのことを出発点にして佐賀県側との今後の交渉を進めてもらいたいというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

副市長（酒見勇次君）

新谷議員の質問にお答えいたします。

市民の意見を直接聞く機会につきましては、これまで防衛局から市民や関係団体への説明会を開催しております。平成26年11月に福岡有明海漁業協同組合連合会の組合長会への説明、同年12月に両開校区住民説明会、平成27年2月に柳川農業協同組合への説明、同年3月に昭代地区住民説明会、そして、平成28年9月に柳川市民全体の説明会を市民会館で開催いたしました。

また、本市からは別途、関係団体への説明会として、平成28年10月に福岡有明海漁業協同組合連合会組合長会へ説明、同じく10月に柳川農業協同組合役員会へ説明を行いました。

このような説明会の中で、市民や関係団体の皆様の意見を聞き、平成29年8月に佐賀空港へのオスプレイ等の配備計画に関する柳川市の論点整理の素案を取りまとめました。その後、

その素案を市民の皆様公表した上でパブリックコメントを行い、38件の意見が寄せられ、その意見を掲載し、同年9月1日に本市の論点整理を公表したところでございます。

市民の意見を直接聞く機会を設けたらどうかということではありますが、現在、市のオスプレイ対策チーム会議の中で、観光、農漁業、行政区長等、各方面から市民の意見の集約を行っておりますので、今後もこういう形で進めてまいりたいと考えております。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

それでは最後に、改めて要望ですけれども、今回の佐賀県知事のオスプレイ受け入れ表明というのは、柳川市の未来にとっても大きな岐路に立っているというふうに思います。この重要な時点において、柳川市民の声を、あるいは要望を直接市長として聞いていただいて、そのことを踏まえて、今後の佐賀県との、あるいは防衛省との交渉、あるいは今後の継続、それを最後をお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（樽見哲也君）

これをもちまして、新谷信次郎議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後1時55分 休憩

午後2時6分 再開

議長（樽見哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第4順位、17番藤丸正勝議員の発言を許します。

17番（藤丸正勝君）（登壇）

皆さんこんにちは。17番藤丸正勝でございます。佐賀空港へのオスプレイ等の配備計画について、これまでの佐賀県知事のオスプレイ受け入れ表明の報道や佐賀市への報告、また九州防衛局との今後の折衝など、その対応について金子市長に質問をいたします。

欠陥機や未亡人製造機と言われ、また空飛ぶ棺おけと近ごろは言われております。そのオスプレイの件で9月30日の柳川市議会改選の折、昭代地区や両開地区で佐賀空港オスプレイ受け入れについての街頭演説や遊説車で、また連呼で、その受け入れについての遊説連呼をいたしました。その反響は大変大きなものでございました。特に両開地区には、ぜひ柳川上空には飛来しないようにと切なる願いをされました。オスプレイやヘリコプターの騒音被害は柳川市一部の地域の問題ではありません。金子市長、筑後地区全体を考えて対応をしてもらいたいと思います。

そこで、佐賀県山口知事は、本年2月の神崎市でのヘリコプター墜落事故で11歳の女の子が負傷し、民家2軒が被害に遭い、その原因究明や再発防止策、安全対策など徹底的な調査

もほどほどに、7月23日には山口佐賀県知事は佐賀空港オスプレイ等配備計画の協議を再開され、市民の安全・安心は置き去りに、オスプレイ受け入れありきの協議再開は早くはないかとの佐賀市民の疑問の声も上がっておりましてとお聞きしております。

8月8日、山口佐賀県知事は、定例会見で小野寺防衛大臣から機体の安全性や安全対策に不合理な点はないと確信したと、また事故時など佐賀県と防衛省の相互連絡のルール化、有明海や佐賀県上空での空中給油訓練など危険を伴う訓練は行わないなど確認したと、山口佐賀県知事の報道がありました。

柳川市は、平成28年12月8日、柳川市との佐賀空港における航空機の運航に伴う環境保全に係る合意書や、平成27年11月4日の佐賀空港へのオスプレイ等の配備に関する要請書などは佐賀県山口知事との、これは約束事ではなかったのでしょうか。

そこで、私、壇上から4つの質問をいたします。

まず第1に、7月23日、8月8日の協議再開や定例会見などの報道で、金子市長は、この時点で佐賀県知事はオスプレイ受け入れを受諾するとは思わなかったか、お伺いをいたします。

8月25日朝刊には「佐賀県オスプレイ受け入れ」との見出し、もうこれは寝耳に水ということでしょうか。朝刊各紙面にはこのような見出しで、「有明海危険な海に 柳川市民に反発や不安」、また「佐賀県オスプレイ受け入れ知事表明 国が着陸料100億円」、また「漁業者押し切るのか 漁業者合意なし表明に不信」と、「漁業者「つまはじき」」、「漁への影響 懸念根強く」など大きな見出しで各紙面掲載されて、事の重大さがうかがえました。

そこで、2問目の質問をいたします。

佐賀県知事のオスプレイ受け入れ表明を市長はどのように受けとめられましたか。

また、第3問に、8月24日、オスプレイやヘリコプターの着陸料として佐賀県より国へ20年間で100億円を要請し、受諾されたことで佐賀県山口知事は佐賀空港オスプレイ等の受け入れ表明をされました。

私は以前から、柳川市はオスプレイの件に関しては、柳川市は蚊帳の外ではないですかと言っていました。まさにそのとおりになったんじゃないかと思っております。

そこで、金子市長、佐賀県のオスプレイ受け入れ判断に対してどのような行動をとられましたか、お伺いいたします。

次に、第4問に、オスプレイ佐賀空港への受け入れ、これは佐賀県だけの問題ではありません。飛行ルートというのはあってないようなものの説明がありました。離陸したらパイロット任せの飛行になるということで大川市、大木町、みやま市、柳川市など、大牟田市含め、オスプレイ佐賀空港受け入れに関して、今言いました近隣市町との協議はどのようにされたか、お伺いいたします。

この後、詳細な質問は自席のほうから質問いたします。

市長（金子健次君）

藤丸議員のほうから私のほうに4点ございましたが、そのうちの1点は部長のほうでいたして、最初の3点について私のほうからお答えをさせていただきます。

7月23日、8月8日の協議再開や定例会見などの報道でこれは山口知事のことですけれども、金子市長はこの時点で受け入れ表明とは思われなかったかということの問いに対して回答をさせていただきます。

8月8日に山口佐賀県知事は定例会見で、オスプレイの機体の安全性に関する防衛省の説明を精査した結果、不合理な点はないことを確認したと述べ、協議を進める考えを山口知事は示されました。

そのため、翌日の8月9日には柳川市のほうの副市長、部長、課長を佐賀県庁に行かせるところでもございます。オスプレイの安全性についての佐賀県の見解や今後の協議のめどなどについて確認をさせました。その報告では、佐賀県はオスプレイ等の配備受け入れのスケジュール感はないという回答を聞いておりました。

また、これまでの経緯を見ても正式受け入れの場合は、事前に本市と協議をされるものとは私は考えておりましたので、表明はまだ先だというふうには私は理解をしていたところでもございます。

2点目の佐賀県知事のオスプレイ……（「ちょっと1点ずつ行きましょうか」と呼ぶ者あり）

よろしいですか。それならこれで。（「わからんと思うけん、答えがわからんようになりますから」と呼ぶ者あり）そのほうがいいと思います。わかりました。

17番（藤丸正勝君）

済みません。4点質問いたしました、一遍に回答をもらおうとわからんようになりますので、ちょっと1点ずつ行きます。

今、先ほど7月23日、8月8日の件で受け入れ表明とは思わなかったかということで聞きましたけど、オスプレイの配備受け入れのスケジュールはないというふうなことを今言われましたけど、それだけ相手、佐賀県から事前の協議があるということを信用しておられたんじゃないかというように、ちょっと今聞き取りいたしました。

私は、この7月23日の段階で、小野寺防衛大臣と協議再開をした時点で受け入れ表明が近いかなと思っておる。なぜかということ、神埼で2月のヘリコプター事故、それから7月まで佐賀県との協議がなかったと。その間に水面下であって、7月23日の協議再開ということだったろうと思っております。

また市長は、この発表はまだ先ではないかというようなことを思われておりましたけど、やはりこれはいつかとは言いませんけど、近いうちにはこういう発表があるだろうと思っていたと私はお聞き取りをいたしました、そういうことです。

市長（金子健次君）

佐賀県とはいろんな、副知事を初め、いろんな二十数回ぐらいお話をしてきました。そういう意味でも、私は7月28日には佐賀空港開港20周年のレセプションにも出席をいたしまして、山口知事には全幅の信頼を置いていたので、そういうふうなことについては非常に何か青天のへきれきだったというふうに私も思っておりますけれども、今考えれば、そういう水面下での防衛省との動きがあったということが言えると思いますけれども、私自身は本当に信頼をしておりましたので、あんまり信頼し過ぎじゃないかと先ほど新谷議員のほうからもそういった話が出たんですけれども、本当に全幅の信頼を置いていたところも事実でございます。

そういう意味では、私はもっともっと先だというふうに、来年の春先ぐらいというふうに思っておったんですけれども。

以上です。

17番（藤丸正勝君）

わかりました。

それでは、第2問目の質問の答えをもらいたいと思いますけど。

市長（金子健次君）

2問目の質問は、佐賀県知事のオスプレイの受け入れの表明をどのように受けとめたかという問いでした。

8月24日、山口佐賀県知事の突然のオスプレイ等の受け入れ表明は、私は職員のほうからインターネット見てくださいということで、まさかという驚きと衝撃を受けたところでございます。同時に、山口知事には全幅の信頼を置いていた、先ほど申し上げましたように、本市への事前の連絡もなく自治体間の約束事をほごにされた、完全に私はその当時は裏切られたという感じでございます。

このことについては、同日の午後、当日メディア、新聞社のほうからも問い合わせがありまして、どういう考えでしょうかという問い合わせがありましたので、急遽、共同の記者会見を6時にいたしまして、うちの市としての考え方を整理して記者会見を、で、強く不満を述べたところでもございます。

以上です。

17番（藤丸正勝君）

佐賀県知事を信用しておりましたけど、柳川弁でいうと山口県知事からだまされたということで、やっぱり怒り心頭と。やっぱりこれだけ今まで柳川市とも合意書、要請書なんか出しておられたのに、こういうふうな結果になったということでございました。

そこで第3問目でございますけど、どういうふうな行動をされたかということをお聞きいたします。

市長（金子健次君）

3番目の質問は、市長は佐賀県のオスプレイ受け入れの判断に対してどのような行動をされたかと、これについてお答えをさせていただきます。

御承知のとおり、8月28日、私は市議会の議長とともに佐賀県庁に出向きました。佐賀空港における航空機の運航に伴う環境保全に係る合意書に基づく柳川市との協議不履行について、山口知事宛ての抗議文を池田副知事に直接手渡しして抗議をしたところでもございます。当日は、山口知事は不在でございました。池田副知事に当時の議長と行って抗議をしたところでもございます。

また、その後も佐賀県から、国との合意事項の内容や山口知事は受け入れ表明をした経緯等についても説明がありませんでしたので、佐賀新聞やサガテレビのメディアの取材を通して、佐賀県が誠意を持って説明責任を果たすべしではないかということをお訴えし、佐賀県だけではなく福岡県の多くの人々の声にも山口知事は耳を傾けてもらいたいということをお発信してきたところでもございます。

そのことが、10月12日の池田副知事の柳川市への来庁につながったというふうに私は理解しております。

以上です。

17番（藤丸正勝君）

どのような行動をされたかといいますと、市長と当時の議長と佐賀県のほうへ抗議文書を持っていったということで、やはり議会のほうも何らかの対応をしなければならないということで、全員協議会の中でこういう佐賀空港における航空機の運航に伴う環境保全に関する合意書に基づく柳川市との協議不履行に係る抗議、決議ということで、その内容を見てみますと、山口知事からは市長に対して真摯に重く受けとめてしっかり対応をしていきたいかということを書かれてあったのに対して、柳川市議会としては約束をほごにされ、柳川市議会としても到底看過できるものでなく、柳川市の民意を全く無視した裏切り行為であると、このたびの山口知事の独断的な受け入れ表明について、本市への事前協議もない一方的な対応として強く抗議するという柳川市議会からの抗議文を前議長と市長と持っていかれたと。

それに対して、先ほど佐賀県の池田副知事が柳川市へ来庁されたと。それはこういう抗議文に対しての説明が何かあったというわけでしょうか、お聞きいたします。

市長（金子健次君）

当日、当時の議長と一緒に行きまして、池田副知事が柳川市との協議については佐賀漁協との交渉成立後ということをおっしゃったので、私は言葉として使いたくなかった、70年になりますけど使ったことない、それは詭弁じゃないですかと、詭弁に値するというふうなことを言ったんですね。そういうことで、やりとりの平行線だったんですけども、そういうことで別れてきて、そのことをボールを投げても音沙汰なしだから、メディアの方に取材の

ときにそれを言って、新聞に大きく1面トップにまた報道されましたので、その翌週やったかな、月曜日ぐらいに電話があって、ちょっと話をしにきますということで池田副知事との日程調整をやっておいでになったということが事の真相です。

以上です。

17番（藤丸正勝君）

そういうことで、一応ボールを投げてきたけど、まだ返ってこないと、これはまた後のほうでちょっとお聞きしたいと思います。

それから、オスプレイの飛行というのは柳川市の問題だけではないということということで私言いましたけど、近隣市町の筑後地区、大牟田を含めた受け入れに關しての話し合いとか協議は市長レベルでされておりますか、お聞きいたします。

市民部長（椋島謙治君）

藤丸議員の御質問にお答えします。

4点目の質問として、近隣市町との協議は行ったかということでございます。

近隣市町との協議につきましては、今回、オスプレイ佐賀空港受け入れに關して現在も行っておりません。しかし、10月3日に大川市長が防衛局に情報提供を求める要望書を提出された件で大川市と連絡をとりまして、要望内容等を確認するなど情報交換は行っております。

また、大川市、みやま市、柳川市、久留米市とは、福岡県が主催をします情報連絡会というのがございまして、平成27年6月からこれまで7回ほど会議が開催されまして、そのときに佐賀県の動向等、情報共有が今日までなされておるところでございます。今年度の開催につきましてはまだあっておりませんので、福岡県のほうに開催時期を確認しましたところ、年度内には開催するというお返事をいただいております。

今後につきましては、佐賀県や防衛局との協議を進める上で、福岡県や近隣市町との連携は当然必要になってくると思いますので、まず事務局レベルでそういう情報交換の場を持っていきたいというふうに考えております。

以上です。

17番（藤丸正勝君）

個別の協議は近隣市町とは行っていないということでございますけど、新聞紙上なんか、インターネットも見ますと、オスプレイに關しては柳川市だけなんですよ。柳川市といろんな佐賀県との情報なんかは出てくるけど、大川市はこの前、何か文書を出したということが載りましたけど、みやま市、筑後市とか近隣市町の大牟田市とか、あんまり連携がとれていないんじゃないかと思っておりますが、これは一つ、取り組みを一緒にやはりやらなければならぬ問題ではないかと私は思いますけど、柳川市だけではちょっとやっぱり弱いんじゃないかと、佐賀県に対しても、この近隣筑後地区、福岡県南部、一緒に取り組んでいく

べきだと私は思っておりますけど、その辺をお伺いいたします。

市長（金子健次君）

大きく新聞やテレビで流れまして、いろんな形で会議などで近隣の市長とも話し、県内の市長さんたちともお話しいたしますけど、何か柳川は大変ですねという言葉で、それ以上が出ないんですね。

それはなぜかということ、やっぱりちょうど航路下に入っているのは柳川市だけと。あとは、実際は大牟田市やみやま市が関係すると思うんですけども、そこら辺についてもう少しやっぱり本腰にならないとできないような感じで、大変ですね程度で、大川市のほうは九州防衛局に行かれましたけれども、その後動きはないようでございます。

そのほかに、いろんな形で大牟田市や筑後市は議会のほうでは質問等もあっているようでございますけれども、それ以上の連携がなかなか非常に難しいことは事実でございます。

17番（藤丸正勝君）

やはり近隣市町は一体となり取り組んでいくべき問題であると思っています。なぜかということ、先ほど言いましたように、ヘリコプター、オスプレイは離陸したらパイロット任せということでございますので、飛行航路がないという、これが第一なんですよ。今現在も目達原から熊本のほうへ行っているヘリコプターが随分ありますけど、かなり、毎日毎日我々の住宅の上を飛びますけど、同じ航路じゃないわけですね。そこを考えてみたら、やっぱり近隣市町一体になって取り組んでいかなければならないと、そういうふうに思っておりますので、提言をしておきます。

それから、合意書へ、先ほどからも、もう随分前から、3年、4年ぐらい前から私はこの合意書や要請書は強制力はあるやかと心配しておりました。そういうことで、市長みずから、向こうの知事みずから、やはりこの合意書を手渡しでやっているから、やはりこれは私は強制力はあるんじゃないかなと思うんですけど、これは普通のただの紙切れじゃないかなと思うようなことも思います。佐賀県は紙切れを持ってきておるんじゃないかなという感じで私は受け取っておりますけど、この合意書というのは、強制力というのは市長としてあると思うんですか、伺いたいと思いますけど。

市民部長（椋島謙治君）

藤丸議員の御質問にお答えします。

合意書とか要請書を提出しておりますけど、強制力があるかというようなお尋ねでございます。

合意書につきましては、自治体間、行政間の重要な約束事でありまして、また、要請書につきましても、山口知事は要請書を受け取った際に「真摯に重く受けとめてしっかり対応をしていきたい」というふうに回答もされております。そういうことから、当然守られるべきものというふうに考えております。

また、この点につきましては、10月12日に池田副知事が本市に説明に来られた際にも、市長のほうから、今後、合意書を遵守されるよう要請しておりますし、また、何もかもが決まるような決定がなされる前に事前の協議を行うよう強く申し入れをいただいたところでございます。

以上です。

17番（藤丸正勝君）

真摯に受けとめるとか、重く受けとめるとか、そういうふうに対応していきたいとかという回答をなされたというけど、私が、これは平成28年6月議会の一般質問で私はこういうふうに言っておるわけですよ。何回も何回もこういうのを聞かれたと思うけど、佐賀県との環境保全の合意書の第4条、第8条、これが履行されるか私は心配であります。これは不履行でなるんじゃないでしょうかと質問いたしております。それに対して当時の副市長は、合意書第4条及び第8条についてでございますけど、今までの市長と知事の会談の内容をこれまでの経緯から考えまして、しっかり履行されると考えているところでございますと、当時の副市長はこのように答えております。

当時のチームリーダー長の成松副市長ですけど、私はそれで履行するためにはどういうふうな話をしたらいいかということもお聞きしておりますけど、なかなかその答えは返ってきません。やはりこれは柳川市から合意書、要請書というのを佐賀県へ市長がもうボールを投げているというから、それを待って注視したいということの答えぐらいで今のところ終わっております。

そのボールが返ってきたかどうかまだわからんけど、必ず履行してもらいたいと。履行してもらわなければ、市長が言っても何も意味がないでしょう。これは約束事でしょう、ただの紙切れじゃないでしょう。やっぱり約束は守ってもらわないといけないと思うんですよ。そのところをもう一回、私は聞きたいと思います。

市長（金子健次君）

抗議に行ったときに池田副知事に申し上げたのは、柳川市という6万7,000人の人口のまちと何十万人という佐賀県、そういうのがあって、お互い小さなまちの政府と大きなまちの政府の政府間の中の覚書でありますので、きちんとやっぱり遵守してもらいたいというふうに申し上げて、そのことでやっぱり当時の恐らく井本佐賀県知事、小宮市長ですね、小宮市長のところの上空を歩いていくわけですね。上空を歩いて苦渋の決断である合意書を交わされたと思うんですよ。恐らく両開地区の市民の方の説得をされている。そういう重きものでありますので、紙切れになしたらいかんわけですから、そういうことの政治の力をかりて、これも議会のことも必要でもあるだろうし、いろんな柳川市としての力で、やっぱり政府間同士の、自治体間同士の約束をほごしてもらったら、これをただの紙切れにしてもらいたくないというのは、それはやっぱり市長としても最大の努力をしなければならないというふう

に思っているところです。

以上です。

17番（藤丸正勝君）

今、私が言いますように、やはりこれは合意書というの、要請書というの紙切れにならないように、やっぱりしっかりと約束事ということを相手、佐賀県にもわかってもらって、必ず履行してもらいたいと、そういうふう思っております。

それから、前回の質問のときに、市長は池田佐賀県副知事にボールを投げてきましたというようなこともちょっと言っておられましたのでお聞きしますが、ボールというのを向こうは受け取られましたか。直球勝負やったかなと。カーブ、シンカー投げたら受けを取り損のうたというようなことで、あんまり曲げたボールを投げるからとられんやっとなと、そういうふうに言われることもあるから、しっかりと直球勝負で投げてこられて、まだそれが柳川市にはどういうふうにして返ってきたか、その点をお聞きしたいと思います。

市民部長（椛島謙治君）

藤丸議員の佐賀県にボールを投げて、その後どうなったかというお話でございます。

8月28日に議長と市長で、先ほど来ありますように、佐賀県知事に合意書に基づく事前協議がなかったということで、山口佐賀県知事に抗議していただいております。その後、9月25日に佐賀県から会談の申し出がっております。10月12日、池田副知事が本市を訪問され、池田副知事からは、これまでの受け入れの経緯、それと国との合意事項、それと合意書の事前協議の考え方、その3点につきまして説明を受けたところでございます。

その際に、事前協議の考え方について佐賀県と本市との認識のずれがあり、その点については埋まりませんでした。池田副知事からは、事前協議の前段階として、意見交換ということであれば積極的に対応させていただきたいというような発言がございました。今後、佐賀県に意見交換の申し入れを行い、協議をしていきたいというふう考えておるところでございます。

以上です。

17番（藤丸正勝君）

池田副知事からは、まだ協議その後は話し合いがなかったと。事前協議をする前には意見交換会ということですね。やっぱり意見交換会と事前協議というのは、あがっだんと仏壇ぐらいの差のあつですね、中身が。これはサークルじゃないんですよね。これはやはり柳川市がどれだけリスクをからうかですね、そういうふうなところまで来ておるわけですね。

そうする場合はやはり、先、今後のことも考えながら、メリット、デメリットも考えながら行くような話し合いの中身をしていかなければならない時期に来ているんじゃないかと私は思っております。

やっぱり柳川市がリスクをからうということは、もう大体わかっているわけですね。一

番やっぱりリスクをからう。そこをどういうふうにして佐賀県、防衛省、その辺との交渉をやるか。これは市長の見せどころと私は思っております。そこんにきを私は、市長がどういうふうを考えておるか、はっきりした答えはまだ今のところもらおうと思っていないけど、市長のこれからの態度、これからどうするかというぐらいは知っておきたいと思っております。

市長（金子健次君）

決意ですけれども、意見交換というパイプが開かれておりますので、したたかに、時には水面下でも柳川のために、柳川市民のために頑張りたいというふうに思っております。

以上です。

17番（藤丸正勝君）

私、市長、それを聞いたかったんですね。やはり柳川市のために市長は協議の前にでも、水面下でもやりたいと。やっぱりその辺の意気込みを私は聞いたかったと思っておるところでございます。

しかしながら、私は前回の9月議会で藤丸議員はこのオスプレイに対してはどう思いますかということを知りたいので、一応答えにやいかないと私は思っております。

その前に、9月定例会で私が、市長はオスプレイは安全で飛行は可能であるという間違った話をしました。それに対して、私はもう一回、よくビデオを聞き直ししまして、市長は確かに安全には懸念していると言っておられるということで、その辺を訂正しておきたいと思っております。

そこで、前回、9月議会で市長は、藤丸議員は、あなたはどう思いますかということで賛成か反対かを問われましたけど、当時はまだオスプレイの特別委員会が設置をされておりましたので、その特別委員会が設置されている中では賛成、反対の賛否は問わないという特別委員会の決め事があったものだから、その当時は言わなかったけど、新しい議会になって、ここで市長に問われたことを、9月議会、選挙運動中にいろいろ私のほうへ意見がありました。あんたどげん思うとるかんとということで、これは、やはり今までにない柳川市にとって最重要課題ではないかと、今後、孫、子のためにも最重要課題ではないかということで、第1に安全性、騒音、漁業被害、観光の衰退など柳川市にとりましてどういうふうなメリットがあるか、デメリットがあるかとか、そういうふうなことを聞かれました、私は市民の負託を受けた議員といたしまして、今のところ反対ということで一応申し上げておきます。

それで、先ほど市長が強い言葉で柳川市民のためということを言われましたので、よりよい佐賀県との交渉をしっかりと腹をくくってやっていってもらいたいと思っております。そういう強い決意をお聞きいたしましたので、私の本日の一般質問を終わらせていただきます。

議長（樽見哲也君）

これをもちまして、藤丸正勝議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2 時45分 休憩

午後 2 時56分 再開

議長（樽見哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第 5 順位、10番佐々木創主議員の発言を許します。

10番（佐々木創主君）（登壇）

佐々木創主でございます。9月30日の選挙におきまして、再度議席を与えていただきました。しっかり働いてまいりたいと思います。

本日、もう私で最後でございますので、おつき合いのほどよろしく申し上げます。

本日は、「柳川の水」掘割と水道について質問をさせていただきます。

言うに及ばず、私たちの生活にとって水は最も重要なものであり、水なしには生きていけないわけであります。また、さまざまな産業、特に農業にとって水は欠かせないものであります。その水を運んでくる河川は、時には牙をむき、私たちに災害をもたらすこともあります。この水、柳川の水にまつわる歴史は柳川の歴史そのものと言っても過言ではありません。私たちの先祖、先人の皆さんが水を確保するためどれだけ苦労してきたのか、血と汗を流してきたのか、筆舌に尽くしがたいものがあります。

柳川はその水源である矢部川の最下流に位置しており、その水をめぐる歴史は、映画「柳川掘割物語」にあるように、私たちの先祖、先人が長い年月をかけて矢部川の水を広大な筑後平野南部に配分し、そして、柳川市においては930キロメートルに及ぶ網の目のような掘割を掘り上げ、その掘割に水を配分するシステムをつくり上げたわけであります。

その掘割は独特の景観を生み、北原白秋の詩情を育み、今や柳川の観光の目玉であり、国の名勝に指定され、私たちが誇りとする歴史文化遺産であります。しかし、時代が変わっても人が生きていくために最も重要な水をいかに確保するのか、自然災害からいかに地域と人を守るのか、利水と治水、変わる事のない永遠のテーマであります。

そういう中、昨今、水を取り巻く環境が大きく変化しています。自然現象が極端化し、気象情報で観測史上最高という言葉がたびたび聞くようになりました。猛烈な雨が降ったかと思うと、猛暑どころか生命にかかわる暑さが続いたり、少雨が続き水源のダムが枯渇し、水不足がたびたび報告されるようにもなりました。

また、さきの現在行われている国会においては、水道の民営化法が成立しました。その法改正によって私たちが口にする飲料水がどうなるのか、マスコミが盛んに懸念を報じています。

本日は、そういう水を取り巻く環境、状況が変わる中であって、いかに水を確保していくのか、これからの柳川の水、市民にとっての水がどうなっていくのか議論し、明らかにして

いきたいと思います。

そこです、基本的なところからお尋ねします。柳川の掘割、クリークの水の水源、そして、私たち市民の飲料水の水源について御答弁をお願いします。

水路課長（松永 久君）

佐々木議員の御質問にお答えいたします。

掘割の水源はという質問でございますが、柳川市内の掘割の水源は矢部川に依存しております。一例を挙げますと、市内の新町水門までの経路につきましては、矢部川の松原堰から沖端川へ分岐いたしまして、その後、二ツ川堰から分岐しまして二ツ川を通過して入ってきております。

そのほかにも花宗川や太田川、塩塚川からも柳川市の掘割へ流れ込みます。水源につきましては、同じ矢部川でございます。また、少雨等で矢部川からの流入量が減った場合につきましては、筑後川を水源とします筑後導水によりまして補水をしているところでございます。

以上です。

水道課長（田中安幸君）

佐々木議員の質問にお答えします。

本市の水源である福岡県南広域水道企業団のダム等の配分水量は、1日当たり江川・寺内ダムは6万7,140立方メートル、筑後大堰1万3,500立方メートル、合所ダム1万3,140立方メートル、大山ダム6万1,080立方メートル、八女水源地2,780立方メートル、合計15万7,640立方メートルとなっております。

現在、本市の企業団からの受水量は1日当たり基本水量2万4,200立方メートルであります。また、自己水源の地下水は磯島1号井1,300立方メートル、高島3号・4号井3,700立方メートル、村矢加部1号・2号井3,000立方メートルとなっており、自己水源合計が8,000立方メートル、受水と合計で1日当たり最大3万2,200立方メートルの給水能力となっております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

ありがとうございました。水の歴史という話をしたんですが、近世以前は飲料水、掘割の水等も全て矢部川、あとは地下水に頼っておったけれども、現在掘割の水は矢部川中心であるけれども、足りないときは筑後導水と、飲料水に至っては、もうほぼ筑後川上流のダム、筑後川、それと多少の自己水源、地下水に頼っていると、時代とともに近代技術等々を活用して変わってきたということですが、それで、今、水道水に関しては具体的な数量も言っていたんですが、じゃ、柳川市の農業用水、特にですね、川下りもありますが、その需要、特に夏場ですね、水稲の時期でありますとか、非常に水が必要であります。それと水道水、柳川の水道の一番需要が高いのはノリ時期というふうに聞いておりますが、需要

と供給のバランス、どうなっていますか。

水路課長（松永 久君）

矢部川からの取水と筑後導水からの補水の需給のバランスについてお答えしたいと思います。

柳川市は、矢部川からの取水が大部分でございます。本年について申しますと、7月9日の梅雨明け以降まとまった雨がなく、水不足が心配されました。8月25日には日向神ダムの有効貯水量がゼロ%となりました。このようなことから、矢部川からの流入が少なくなってきましたので、筑後導水を活用しております。

このように、水不足が予測されると筑後導水からの取水要請を行いまして、市内の掘割に補水することとなっています。

筑後導水は平成10年に供用開始をしており、農業用水の安定確保にはなくてはならない施設となっております。

以上でございます。

水道課長（田中安幸君）

水源と配水の需要バランスにつきまして、過去3年間での1日当たり最大給水量、1日平均給水量をまずお答えし、次に企業団からの受水と自己水源の割合について、過去3年間の年当たりの総配水量とそれに対する受水量の比率をお答えします。

平成27年度の1日最大給水量は2万9,630立方メートル、1日平均給水量1万9,179立方メートル、平成28年度の1日最大は2万7,881立方メートル、1日平均は1万9,221立方メートル、平成29年度は、1日最大が2万8,035立方メートル、1日平均給水量は1万9,515立方メートルとなっております。

本市はノリの生産が盛んなことから、冬の時期に1日最大給水量を記録しておりますが、本市の水道事業の1日最大給水能力は3万2,200立方メートルですので、今のところ市内の使用水量に対して給水量が足りないという状況は発生しておりません。

次に、年間総配水量に占める受水と自己水源の割合でございますけれども、平成27年度は総配水量701万9,611立方メートルのうち受水量は587万6,822立方メートル、83.2%、平成28年度は総配水量701万5,819立方メートルのうち受水量は543万2,990立方メートル、77.4%、平成29年度は712万3,024立方メートルのうち受水量は572万9,847立方メートル、80.4%となっております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

ありがとうございました。需要と供給のバランス、供給がしっかりあるから足りておるといことですね。

ことしの夏は本当に暑うございました。矢部川の水も日向神ダムが空っぽになったと、先

ほど水路課長からの話じゃありませんが。降水量でいうと、平成6年の大渇水、あの街路樹のツツジが枯れる、田んぼに上げる水がなかけん、自分方の前の堀ば掘って深うして、そこに水集めて上げる、そしたら、翌日になったら隣の人の方がもっと深う掘って、そういう水争いまで起こった平成6年よりも降水量が少なかったにもかかわらず、ことしはそういうことは起こらなかった。非常に筑後導水のありがたさ、相当江川・寺内ダム、それよりも上流のダム、それと筑後川大堰、導水管、数百億円の事業だと思えますけれども、こういう大きい投資事業、市民の皆さんがその内容はわからないけれども、こういう困ったときに公共事業のありがたさを感じた夏でございました。その水を確保するのに費用は発生するんですかね。

水路課長（松永 久君）

農業用水確保のための費用はということでございますけれども、先ほどお答えしましたとおり、柳川市の農業用水については、その大部分を矢部川に依存しております。矢部川上流の日向神ダムからの放流と自流により矢部川の水を慣行的な農業用水として取水しております。これに関する柳川市の費用の負担はございません。

ただし、少雨等で矢部川の流況が悪化しまして、農業用水の安定的な確保が困難な場合につきましては、筑後導水を活用して農業用水の補水を行っております。筑後導水に関しましては、毎年水資源機構に対しまして施設の管理業務費負担金を支出しております。

平成29年度の沖端川左岸側の実績でございますが、1,725万トンを取水しております。また、取水費用を含めた施設の管理業務費負担金といたしまして、毎年7,000千円から9,000千円程度を負担しております。

以上でございます。

水道課長（田中安幸君）

水道用水確保のための費用はということで、水代として平成29年度実績でお答えします。

平成29年度の企業団からの受水費と、また、それを配水する動力費及び自己水源の地下水を配水するための動力費についてお答えします。

平成29年度は、企業団への受水費は税込み488,800千円、受水した水を配水するための動力費は18,330千円、また、地下水を配水するための動力費は11,340千円、合計で518,470千円となっています。

以上です。

10番（佐々木創主君）

昔から流れてくる矢部川の水にお金が必要なのは当たり前なんですけど、ただ、水道、上流、柳川も負担金を出して企業団から受水する、480,000千円ですか、かなり払っておるわけではありますが、先ほど水源という話をしましたけれども、現在、筑後川の江川・寺内ダムの上流に小石原川ダム、私も柳川みやま土木組合で昨年視察に行きましたけど、すごいやつができておりますが、あれができると柳川に恩恵があると思うんですが、その水の割り当て、

それと費用、費用が発生するのか、その辺をお願いします。

水路課長（松永 久君）

小石原川ダム完成後の農業用水の柳川市の割り当ては、また、費用はという質問でございますが、小石原川ダムは、福岡県朝倉市に位置しまして、筑後川水系の小石原川上流に現在建設中の多目的ダムでございます。独立行政法人水資源機構が施工しており、総事業費1,960億円で、平成31年度に完成予定となっております。

有効貯水量は3,900万トンでありまして、うち農業用水を含む不特定用水の貯水容量は1,170万トンでございます。不特定用水とは、河川の環境維持用水及び以前からの既得水利権でありまして、この不特定用水に関する関係市町への費用負担や水利権の割り当てはございません。この小石原川ダムが完成することによりまして、筑後川の貴重な水資源が確保されまして、筑後導水からの安定的な取水が可能となります。

以上でございます。

水道課長（田中安幸君）

現在建設中の小石原川ダムの完成に伴う企業団の配分水量は、1日当たり5万420立方メートルとなる予定です。

次に、本市の企業団からの受水量の基本水量は、現在1日当たり2万4,200立方メートルとなっておりますが、小石原川ダム完成後は1日当たり5,700立方メートルふえて2万9,900立方メートルとなる予定です。この受水量の増加は、平成17年の合併以前に小石原川ダム建設に伴い、当時の柳川市、大和町、三橋町で要望した水量を合計したものでございます。また、この増加水量に伴います受水費の増加は、現在の受水費計算方法で試算しますと、概算年に1億円程度増加することが見込まれます。

以上です。

財政課長（島添守男君）

佐々木議員の御質問で、小石原川ダム完成後の一般会計からの繰出金の増加についてお答えしたいと思います。

小石原川ダム建設事業、先ほど水路課長が申し上げましたとおり、総額1,960億円の事業で平成31年度完成予定となっております。水道用水としての負担が事業費の12%で、その2分の1が県南広域水道企業団の負担となり、負担額は126億円ということになります。

この県南広域水道企業団負担額126億円の3分の1が構成団体全体の負担となりまして、これを基本水量比で案分し、償還利率2.37%、23年元利均等償還で試算しますと、柳川市の繰出金は年額3,356万円で、平成32年度から支出増加となります。

なお、この繰出金は、平成32年度から23年間の支出となり、総額771,990千円、その2分の1は普通交付税で措置されることとなっております。また、事業費総額、償還利率は現時点での計画によるものですから、この額以上になることはないものと考えております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

ありがとうございました。

それで、先ほど大湯水、少雨傾向、ただ、水道は現在でも一応足りておるんですよね。要らんとは言えませんが。ただ、農業用水に関しては、非常にさらなる安心、そういった意味では小石原川ダムが完成するというのは非常にありがたいと。ただ、水道は余計に130,000千円払わんといかんようになるので、余分な費用ではないんでしょうが、ただ、安全をより安全に安心に担保するという意味では仕方がないのかなと。ただ、費用はふえていくということなんですが、さて、その給水を受ける、そして柳川市内に水道水が入ってくる。掘割の水が入ってくる。それを最末端までめぐらせる掘割、それと水道管、維持管理費、年間どうなっていますかね。

水路課長（松永 久君）

掘割の維持管理費と年間事業費はという御質問でございます。平成29年度の決算で答弁いたします。

掘割の維持管理費につきましては、6款のクリーク管理費と水環境推進費でいきますと、市内の水路のごみ回収業務に係る委託料で16,460千円、樋門・樋管等の修繕料や電気料等の需用費と木柵や修繕のための原材料費で7,080千円、しゅんせつや雑草除去等の機械借上料で16,500千円、行政区による水路清掃時の地元出役報償費や水路浚渫補助金で3,490千円、これらを合計しますと約43,530千円が主な維持管理費となります。

また、クリーク管理費の工事請負費は、91件の工事で164,270千円でございます。これらを合計いたしますと207,800千円が年間事業費であります。これらは主に市の単独事業となっております。

以上でございます。

水道課長（田中安幸君）

水道事業の維持管理費ということで、昨年度の施設維持管理費についてお答えします。

配水管や配水場などの維持管理費は、配水場や水源地の電気計装設備の保守点検や修繕、機械設備の点検と修繕、配水管や給水管の布設状況を把握し、総合的に情報管理するマッピングシステムの保守点検や更新費用、配水管や道路内給水管の漏水修理等が主なものであり、昨年度の費用は合計で38,850千円余りとなっております。

また、配水管の更新費用に繰越分も含めて155,729,520円、配水設備の更新として矢加部配水場配水監視局更新・新設に68,202千円、合計で223,931,520円となっております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

それで、掘割、堀のことは何度も何度もいろいろ質問してきましたが、ことし選挙でいる

いる動くことが多かったんですが、何か最近年々ですね、年々市民の皆さんから掘割の護岸とか、いろいろ崩れてきた、穴があいた、そういう要望が非常に私は多くなっているように感じるんですよ。多目的の農地・水ですか、ああいうやつも新たに、平成18年からですかね、そういうのもあるのにふえてきている。以前は、地域で、地元でどげんかしようやっかい、泥上げしようやっかいと、なかなか農業の後継者育成できておらん、就業者も減って行く、そういう中でそういうのもままならない。

先ほど言っていたのは、市の単独事業とおっしゃいましたね。だから、幹線水路であるとか、県の補助事業とか、そういうのは除いた細々したところの事業ですよ。道路、側溝だ、護岸だ、私の住んでいる地域は城内でございますが、非常にそういう要望、城内だけじゃないとですよ、ほかの地域の方からも、市はいっちょんしてくれんち、3年4年待っとるばってんいっちょんしてくれん、そういう声が年々ますます大きくなってきております。人口減少いろいろ、年齢構造違うのかもしれませんが、財政課長、来年度予算編成にこれから入っていかれると思いますので、おもてなしの心、まずは市民をおもてなし、市民の皆さんがある程度満足していただけるように、我慢するところは我慢する、ただ、ある程度のところは行政と市民の協働、そして市がやらんといかんことはやらんといかん。ぜひ来年度の予算編成、しっかりその辺のところを踏まえて編成をお願いしたいと思います。

それで、水道の維持管理220,000千円と。冒頭申し上げましたが、国会で水道の民営化法が成立して、マスコミがやたらと国民の不安をあおるといいますか、水道料金が上がる。先日、私の住んでおる地域の忘年会とほかの忘年会も、「佐々木さん、民営化になると柳川の水道もばさら民営化になって上がるとかん」と皆さん心配される。それで、果たして海外の例を出しているいろいろマスコミも説明しておりましたが、全体の中のどれだけの国がそうだったのかなと思いたくもなりますし、実際どうなのかなと。そういったところで、維持管理費、老朽化していくと、通常の電気代等も含めて230,000千円ということなんです。じゃ、柳川の水道事業の実態として、給水状況ですね、それと料金収入、人口が減れば水道を使う人も減るといことなんです。減っておるのかふえておるのか。簡単に結構ですから。簡単をお願いします。

水道課長（田中安幸君）

水道の給水人口の過去3年間の推移をお答えいたします。

平成27年度の給水人口は6万5,368人、28年度は6万4,405人、29年度は6万3,448人となっております。

以上です。（発言する者あり）

それと、水道料金の収納状況の推移についてお答えします。

水道料金については、3月31日をもって決算とする関係上、決算には3月分の水道料金は反映されませんので、一般会計と同様に5月31日現在の現年度分の収納金額と収納率をお答

えします。

平成27年度は調定額1,225,070,110円、収納金額1,198,390,030円、収納率97.8%、平成28年度は調定額1,250,538,210円、収納金額1,222,478,960円、収納率97.8%、平成29年度は調定額1,287,446,300円、収納金額1,262,012,730円、収納率98.0%となっております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

給水人口、人口は年々毎年700人ずつ減っておりますけれども、給水人口は変わっていないですね。なぜかと、そういう話をし出すと時間がないので、収納水道料金もほぼ変わらないということ、少しふえたり減ったりということなんですが、柳川市の水道料金というのは、合併以前、合併後、合併以前は1市2町でいろいろ違ったと思いますけれども、変動してきているんですかね。それと、柳川市の水道料金はほかの自治体と比べてどうなのか、ちょっとお願いします。

水道課長（田中安幸君）

水道料金の推移につきましては、平成17年の市町合併以前は、議員おっしゃられるとおり、それぞれの市町での水道料金となっております。合併と同時に統一され、それから現在まで水道料金は変わっておりません。ただ、消費税率の変動により実質的に支払っていただく料金は変わっております。

また、他市町との水道料金比較でございますけれども、水道を1カ月当たり20立方メートル使用した場合の平成30年度の料金を申し上げますと、本市は3,390円、みやま市3,489円、大川市4,065円、大牟田市3,909円、久留米市2,916円となっております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

20立方メートル、20トンですかね、使って3,390円、変わっていないと。今、みやま市、大牟田市、久留米市、大川市、私も調べてみたんですが、筑後の市ですね、市のみでいうと低いほうから3番目、大川市は4,065円、八女市が4,510円、筑後市3,520円、柳川市よりも安いのは久留米市とうきは市2,916円と2,180円と、安いほうですね。

全国の水道料金を見てみると、一番高いのが財政破綻した夕張、20トン使って六千八百幾ら、一番安いのが兵庫県の赤穂市800円台。水源の違いだと思いますけれども、それから見ると柳川市は非常に高くはないと、むちゃくちゃ安いわけではないけれども、安いほうだと私は理解をしたわけでございます。

それで、今後、水道料金はどうなっていくんですかね。安くなることはあるんですかね。

水道課長（田中安幸君）

水道料金の今後につきましては、まず、来年の消費税率の上昇に伴い上がる予定となっております。

今後は、給水人口の減少に伴う給水収益の減少、老朽化が進んでいく配水管や配水施設の維持管理費、更新費用の増加等が予想されますので、収支のバランスが厳しくなり、将来的には水道の安定供給のためには上げざるを得ないのではないかと考えております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

それで、恐らくそういうことになっていくんだと思うんですね、人口ももう5万人台、4万人台になると、このまま行くとですね。そうなってくると、当然水道料金も上げざるを得ない。水道料金の収納が減るわけですから。現在布設してある配管の延長というのは変わらないわけですから、その維持はずっと恒常的にせんといかん。ただ、水道受水人口は減って料金が減るということになると、当然ふえていかざるを得ない。

下がることはないということですがけれども、柳川市の一部地域は現在下水道事業が行われてつながれておるんですけれども、よく市民の皆さんから「佐々木さん、柳川の下水道料金ちゃ何であの水道料金と一緒になんですか」と、20トン水道を使った場合は下水道料金も自動的に3,390円請求が来ると。その理由として、蛇口からひねって、それがそのまま下水道管に流れていくけど、それを市のほうが説明したかどうかかわらんですよ。私に質問された方々はそげんかふうな説明を受けたと、じゃ、そういう理屈で言うならば、万が一水道料金が下がったら下水道料金も下がるのかと、上がったら上がるんでしょうけれども、どうなんですか、連動するんですか、下水道料金は。

下水道課長（目野隆広君）

佐々木議員の御質問にお答えいたします。

まず、下水道使用料につきましては、受益者負担金の原則に伴いまして、下水道処理施設の維持管理費用等に充てております。

また、一月に20立米使用した場合の近隣市の下水道使用料を比較いたしますと、大牟田市で4,039円、みやま市で3,635円、大川市で4,005円、本市は3,390円と一番安い料金となっております。

さらに、下水道特別会計では、一般会計から繰出金をいただいておりますことを考えますと、水道料金が下がる場合でも下水道料金については下げられないというふうに考えております。

次に、水道料金が上がる場合についてですがけれども、社会情勢等の変化によりまして、下水道の収支の状況なども変わっていくことが考えられます。ですので、事業の安定経営のためには、下水道使用料も上がる可能性が高いというふうに考えております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

ありがとうございました。ただ、現在は水道料金と下水道料金が一緒というのが、全く同

額じゃないですか。

今、説明していただいた下水道使用料、柳川市は安いですよ。ただ、柳川市だけなんです、水道料金と下水道料金が同じなのは。ほかは全部違いますよね。これ以上言うと寝た子を起こすといけませんので、もうこれ以上言いませんが、これからそういういろいろ維持管理等々出てきますし、更新もしていかないといけないでしょう。下水道事業が始まる時には、乗富市長時代に本管を接続しておって、十何年ぶりに管をあけたら、下がローム層なのでこげんなとったと、これはうわさですよ。そういう話があるので、維持管理が今後どうなっていくのか非常に心配もするんですが。

それで、先ほど水道課長のほうから水道管の老朽化と、民営化法でインターネット、マスコミサイトを見ると、40年以上たった水道管、これが危ないんだと、漏水の原因だと、金属なのでさびがしたり、そういうのが水道水に漏えいしていくとか、いろんな話があって、その辺の水道管の老朽化、耐震化の対策、それと費用のところをちょっと教えてください、進捗状況。

水道課長（田中安幸君）

水道管の、配水管の老朽化について、過去3年間の経年管の延長と、対策として3年間で更新した延長の平均と費用の平均額を申し上げます。

平成27年度の経年管延長は52.2キロメートル、平成28年度の経年管延長は57.6キロメートル、平成29年度は67.8キロメートルとなっております。

次に、この3年間で更新した延長、平均延長は2,248メートル、そのうち経年管分は平均1,153メートルです。また、年平均更新費用は213,000千円余りとなっております。

なお、更新延長が経年管更新延長よりも長いのは、ほかの事業により同時施工するところや、布設後40年未満であっても漏水多発管路については優先的に更新しているためでございます。

以上です。

10番（佐々木創主君）

それで、耐震化でまだまだ40年以上たったやつ、これからもずっとやっていかんといかん。やっていきよるげと、また次40年たつやつが出てくるので、繰り返し繰り返しずっと更新をしていかないといけないということなんです、それともう一つ、筑後南部の水道企業団から受水を受ける柳川市の水道水の窓口である矢加部配水場、あの大きなタンクがありますけれども、あそこは相当建設されてから年数たつておると思いますけれども、大丈夫なんです、あれは。崩れたりせんでしょうね。ちょっとその辺のところをお願いします。

水道課長（田中安幸君）

議員御指摘のとおり、矢加部配水場は建築後42年を迎えております。そのため、現在耐震化に向けて進めている状況です。

矢加部配水場は、本市水道事業の中核施設でありまして、ここから六合配水場、磯鳥水源などの制御を行い市内の配水を常時監視制御しております。

昨年度この矢加部配水場の更新、耐震化について基本設計を行い、概算事業費が約17億円と算定しております。

事業内容は、管理棟やポンプ室棟の耐震化のための改築、更新時期を迎える電気計装設備や機械設備の更新及び現在稼働している機器の移設、それに伴う仮設機器の設置、場内配管の耐震化、地震時の非常用水確保のための緊急遮断弁の設置などがございます。

現在、実施設計業務を委託して詳細に設計しておりますので、事業費の変動があるのではないかと考えております。

工事期間につきましては、中核施設の配水場であることから、長時間の稼働停止での作業はできません。また、本市は冬の時期に配水量が増大することから、冬の時期は短時間であっても運転停止が困難であり、そのため、年間に工事作業する期間が限定されますので、着工後完成までに5年程度要するのではないかと考えております。

また、財源につきましては、補助事業や企業債を最大限に活用し水道事業会計の安定を図りたいと考えております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

基本設計の金額、ちょっと私聞き漏らしたんですが、（「17億円」と呼ぶ者あり）17億円ですね。小石原川ダムができて年間1億円ふえる、それと老朽化水道管の更新、年間2億円、矢加部配水場、これは喫緊の課題できちっと耐震化も含めてやらんといかん。17億円。それから考えると、非常に今後先細りしていく水道事業という中で、もちろん今のうちにやることをやっておかんといかん。

ただ、水道事業というのは企業会計ですから、基本的には一般会計から金を入れることは基本はできないんですが、そうすると、受益者負担ということになって、水道料金に反映されていくのかなと。ただ、さはさりながら、合併特例債を活用して緊急時用の配管かなんか、平成18年か19年当時、約2億円ぐらい、基本的な期間であるとか、それとか財政均衡のための一般会計からの投入というのは私は可能だというふうにお聞きしておりますが、柳川市の水道事業の現在の収支、水道事業は赤字赤字でこれから大変だから民営化して、民営化すると料金がばか高になるという話なんですよ。柳川市の水道事業は赤字なんですか。一応お答えください。

水道課長（田中安幸君）

水道事業の経営状況について、赤字か黒字かということですが、過去3年間の決算での税抜きの純利益の額をお答えします。

平成27年度は92,651千円、平成28年度82,626千円、平成29年度は172,008千円の純利益と

なっております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

柳川市の水道事業は黒字だということですね。

それで、あと心配なのが水道の水質、安全性と。当然公営企業をやっているわけですから、水道の質の確保の、簡単でいいですよ、もう詳しく言わなくていいですから。お願いします。

水道課長（田中安幸君）

水質検査についてお答えします。

水道法に基づく水質検査は、毎年度水質検査計画を策定し、水質検査の検査すべき事項、項目、採水場所、検査回数とその理由を定めて実施しております。

まず、企業団からの受水と各配水場、水源地の出口での水質検査を実施しております。また、各配水管末ですね、配水場から遠いところの配水管末の蛇口から規定の回数の水質検査を実施して、これらは全て企業団の水質センターへ委託しております。

また、水道水に必要な残留塩素の測定につきましては、現地へ行きまして、毎日常時測定監視して、また配水場からは市内3カ所にある監視局で常時計器による残留塩素の数値を監視しております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

しっかりやられているということなんですが、それで、民営化云々の話があって、現在でも民営化しておるところもあるというような話もあるんですが、柳川市の水道事業は全て市が直営でやっているんですかね。

水道課長（田中安幸君）

現在、本市の水道事業で民間委託している業務は、配水場や水源地などの運転管理、水道課受付窓口や給水開始、中止に伴う現地での開閉栓作業と検針業務を民間に委託しております。これらを直営で業務を行う場合と比較して試算しますと、この民間委託により年間約32,000千円程度の節減になっていると考えております。

また、企業団に水質検査業務を委託しております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

以前は矢加部配水場に市の正規の職員が7人も8人もあって、ぶらぶらしておったというか、思わんところで勤務時間中に会うたとか、いろんな話を聞いて、今あそこの配水場、あの機能を民間に委託しておるとのことですが、ただ、一つ気をつけないといけないことは、指令系統、あそこは指令系統じゃないですか、それと、市が直でやっているのは、それから各家庭、事業所への配管ですね。受益者部分。今、水道課の職員を含めて、全てをあの配水

場の機能から運転から何から、その辺を全て把握した人は恐らくいないと思うんですよ。

あの司令塔である民間の事業者さん、じゃ、どういうふうにここをすると枝葉の、2年前に大寒波が来て水道管があっちこっちぱんぱん破裂してと、当然その連携はとられると思いますけれども、指令系統、会社に入ると一番最末端の、最前線の販売から苦情から修理から何でもかんでもさせられるんですよ。それを知らないと、幹部になったとき全体が把握できない。それと同様に、最末端で働いている現場しか知らない人が本部の大もとの、ここをどうあけるとどう行くて、どの辺が不具合が出るということがわからないと、あっちこっちから緊急時にあったときに、もうあそこの対応ができない。そういった意味で、あそこは民間事業者かもしれませんが、その辺の人事交流といいますかね、人事課長、その辺はやっぱり指令系統は最前線を知らないといけない。最前線の人間の一部の、中枢の人間はやっぱり指令系統のこともしっかり理解をして、その辺をいざというときに頭の中でぴんと浮かんで、その辺の適切な連携ができるという体制を私はとっておくべきだと思いますから、この答弁は要りませんから、その辺のところはぜひ御検討ください。

それで、緊急時という話をしましたが、緊急時、先ほど話した2年前の大寒波、今後大地震が起こるかもしれない、火災があっちこっち頻発するかもしれない、そういうときの対応、今、連携という話をしましたが、現状でどうなっているのか、簡単をお願いします。

水道課長（田中安幸君）

災害時の対応についてということでございます。

水道課では、災害時の水道水の供給をどのように確保、給水するかについて水道災害対策実施計画を定めて水道課内での職員招集や分担業務などの体制を取り決めております。また、近隣の協力体制につきましては、福岡県南広域水道企業団の構成団体による県南地域震災対策実施計画を策定しており、地震災害等の協力体制を確立しております。

昨年の朝倉市の災害では、企業団を中心に本市も含めて応急給水所設置など人員や機材の支援を行っております。

また、大規模な災害で県南では対応が難しい場合は、国、県や日本水道協会に支援依頼をすることになります。

今後とも、いつ災害が発生するかわからないため、それに対応する非常時の資材の備蓄や関係部署との連携を図っていきたいと考えております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

いずれにしても、図上のシミュレーションじゃだめですよ。やっぱりそういう人事交流とか訓練とか、いろんなことを含めて、いろんなことを想定して当たっていただきたいというふうに思います。

それで、先ほどの民営化の話に戻って、先日法案が成立する1日前だったと思います。た

またま私、家に帰ってテレビをつけたら、福岡県下全市町村にアンケートをとったと、民営化法が通ったらどうなるのかといったら、あるテレビ局で、柳川市は民営化法が成立したら検討しますと言っていたんですね。私が今実態をずっと見てきていると、赤字ではない、水道料金もほかの市町村に比べて安い、すぐ民営化法が通ったからといって民営化するとか、私に質問された方に、そんなことはあり得ませんと、将来わからんですよと、ただ、民営化法というのは、そうやって民営化、民営化といって1,700の全水道事業体を民営化しなさいという法律じゃないんですよね、実態は。それちゃんと否定というか、ちゃんと話してください。マスコミが言ったんですかね、テレビで。これはちゃんと市民の皆さんに安全・安心を与えておかんといかん。お願いします。

水道課長（田中安幸君）

議員御指摘のとおり、水道法の改正が国会で審議され、12月6日に可決成立しております。この水道法の改正は、水道事業が抱えるさまざまな課題に対し将来にわたり安全な水の安定供給を維持していくための水道の基盤強化のためであります。

その概要は、関係者の責務の明確化、広域連携の推進、適切な資産管理の推進、官民連携の推進、指定給水装置工事事業者制度の改善が上げられております。

議員御質問の本市の水道事業の民営化につきましては、現在のところ考えておりません。しかしながら、今後安全な水の安定供給のため、民営化に限らず広域連携など国や県、近隣の市町の動向を注視しながら調査研究をしていきたいと考えております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

それで、ああいうマスコミ、法が改正して、主要農作物の改正もそうでした、廃止もそうでしたけれども、あれをだあっとマスコミがやたらとああやって騒ぎ立てるんですね。実態はこうですということは、市民の皆さんにしっかり現状ではこうですという話はいろんな形で広報していただきたいと思いますし、私もいろんな形で市民の皆さんにお伝えをしていきたいと思います。

何といっても、求められるのは安全な水が安心して飲める水、それが安定して供給されると、それも安心できる、リーズナブルな料金で、適正な料金で。

きのうかおとといですか、岩手県の雫石町の民間がやっている水道事業が、水道料金が、事業者から電気料金が払えないから上げますと突然言われたと、そういう話があると。ところが、それはある別荘地、35戸の別荘に配水をする、それを請け負っている民間事業者なんですね。

今、水道料金を上げざるを得ない、民間に委託せざるを得ない、それが近い将来来るかもしれないというのは小さな町ですよ。自己水源を持たない。幸いにも柳川市は磯島、高島、矢加部、地下水を持っていますし、さらに小石原川ダムからそういう給水も受けられる、安

心できる、そういった意味でそういうレベルじゃないと。ましてや、民間はもうけがないといけなわけですから、もっと大きな、久留米であるとか、熊本であるとか、福岡であるとか、あれぐらいのスケールメリットがあるところならば民間ももうけがあるから来るでしょう。ただ、恐らく今後はそういうことも検討しないとイケない。大牟田市と荒尾市がもう既に民間委託をしております。共同で配水場をつくって、その運営から、柳川市と一緒にどうか、ちょっと違うみたいですけど、それをもう民間がやっておると。そうならざるを得ないかもしれないけれども、それはあくまでも公的な自治体がしっかり監視をして安全・安心を担保する、その上での民間委託だということをしっかり我々も理解をしないとイケないと思うんです。柳川市には水源がそれだけあるわけですから。

東京都の水道水というのは非常にうまいそうですね。ペットボトルでも売っておるち。柳川市は売られんですかね。女性の皆さん、だんだんお年を召すと非常に金気が必要になると。一部の地下水は金気が多過ぎるとい話もあるので、ちょっとそれ、柳川市の水が売られんのか研究することもいいかもしれないし、いずれにしても、将来自治体の財政運営も同様、特に我々の生命にかかわる社会生活にとって一番重要である水、この安全で安心して安定的に、そして、できるだけ安い料金で市民の皆さんに享受いただく、そのために将来にわたってどうなっていくのか、その辺のところもしっかり責任を担っていただいているということも踏まえていただいて、市長何か最後にあれば、いいですかね、よかですね。言われますか。

市長（金子健次君）

いろんな提言ありがとうございました。全国市長会でも、東京都の水がデスクの上に置いてありまして、北九州市でも北九州市の水が出ておるようでございます。

今国会で水道法が改正になりまして、先日のテレビニュースの録画のほうを見ましたとき、柳川市は検討すると書いてあるけん、えっと思って水道課長に問い合わせたら、いえ、そういうことは言っていないけどということだったんですけども、そういうことで民間委託は考えておりませんので。

以上です。（「終わります」と呼ぶ者あり）

議長（樽見哲也君）

これをもちまして、佐々木創主議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りいたします。一般質問はあす12日までの3日間といたしておりましたが、本日をもって一般質問全てが終了いたしましたので、あす12日は休会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、12日は休会とすることに決定いたしました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後 3 時56分 散会

柳川市議会第6回定例会会議録

平成30年12月19日柳川市議会議場に第6回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	白谷義隆	2番	橋本憲之
3番	佐藤勝広	4番	今村智子
5番	新谷信次郎	6番	江口義明
7番	菊次太丸	8番	立花純
9番	近藤末治	10番	佐々木創主
11番	河村好浩	12番	荒木憲
13番	高田千壽輝	14番	諸藤哲男
15番	矢ヶ部広巳	16番	緒方寿光
17番	藤丸正勝	18番	田中雅美
19番	伊藤法博	20番	三小田一美
21番	樽見哲也		

2.欠席議員

なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子健次											
副市	長	酒見勇次											
教	育	長	沖	毅									
総務	部	長	石橋正次										
会計	管	理	者	大淵洋祐									
市民	部	長	椛島謙治										
保健	福	祉	部	長	原忠昭								
建設	部	長	松永泰治										
産業	経	済	部	長	兼	大和	庁	舎	長	成	清	博	茂
教育	部	長	兼	三橋	庁	舎	長	田	尻	主	範		
消	防	長	木	下	隆	行							
人	事	秘	書	課	長	高	田	啓	介				
総	務	課	長	松	藤	敏	彦						
企	画	課	長	池	末	勇	人						
財	政	課	長	島	添	守	男						
税	務	課	長	川	口	俊	幸						
健	康	づ	く	り	課	長	田	島	雅	彦			
福	祉	課	長	平	田	敬	介						
学	校	教	育	課	長	田	中	勝	裕				
生	涯	学	習	課	長	袖	崎	朋	洋				
建	設	課	長	待	鳥	哲							
農	政	課	長	木	下	隆							
水	路	課	長	松	永	久							

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	樽	見	孝	則					
議	会	事	務	局	次	長	兼	庶	務	係	長	内	田	猛
議	会	事	務	局	議	事	係	長	徳	永	喜	美	香	

5. 議事日程

日程(1) 議会運営委員長報告について

日程(2) 各委員長報告について

総務委員長報告について

議案第77号 平成30年度柳川市一般会計補正予算（第3号）について
議案第79号 柳川市消防団条例の全部を改正する条例の制定について
議案第80号 柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

建設経済委員長報告について

議案第82号 柳川市観光案内所の指定管理者の指定について

教育民生委員長報告について

議案第78号 平成30年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第81号 柳川市民温水プールの指定管理者の指定について

議案第83号 東山老人ホーム組合規約の変更について

議案第84号 東山老人ホーム組合の解散について

議案第85号 東山老人ホーム組合の解散に伴う財産処分について

日程（3） 議案の上程について

議案第86号 平成30年度柳川市一般会計補正予算（第4号）について

議案第87号 工事請負契約の締結について

議案第88号 主要農作物種子法にかわる福岡県独自の条例制定を求める意見書について

日程（4） 特別委員会の委員定数の変更及び委員の選任について

午前10時 開議

議長（樽見哲也君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまより本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長（樽見哲也君）

日程1 議会運営委員長報告について。

本日の日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（藤丸正勝君）

皆さんおはようございます。平成30年第6回柳川市議会定例会最終日の日程について、昨日、12月18日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その結果を報告申し上げます。

日程2が各委員長報告についてであります。

各委員長の報告を受け、その後、報告に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとり、

再開後、委員長報告ごとに質疑、討論、採決といたしております。

日程3が議案の上程についてで、執行部追加提出の議案第86号と議案第87号及び議員提出の議案第88号の合わせて3議案の一括上程であります。

提案理由の説明後、3議案に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとり、再開いたしまして、質疑終了後、3議案とも即決といたしております。

日程4が特別委員会の委員定数の変更及び委員の選任についてであります。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、報告を申し上げて、終わります。

議長（樽見哲也君）

本日の日程につきましては、ただいまの報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本日の日程につきましては報告どおり決定いたしました。

日程第2 各委員長報告について

議長（樽見哲也君）

日程2．各委員長報告について。

初めに、総務委員長の報告を求めます。

総務委員長（佐々木創主君）（登壇）

皆さんおはようございます。総務常任委員会の報告を申し上げます。

12月6日の本会議において当委員会に付託を受けた議案3件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については記載のとおりであります。

4 結果

(1) 議案第77号 原案可決

本案は、平成30年度柳川市一般会計補正予算（第3号）についてであります。

既定の歳入歳出予算総額「302億4,355万6,000円」に、歳入歳出それぞれ「5億5,049万9,000円」を追加し、補正後の予算総額を「307億9,405万5,000円」としようとするものであります。

審査の過程で、歳出7款1項2目 商工振興費 柳川市商店街振興事業補助金について、

事業の目的と観光客対策、国の補助交付決定から市への補助申請の経緯、施設完成後の固定資産税や賃借料について質疑がありました。また、「後だし」とならないよう議会で審議できるための時間的余裕や資料の提出を求めることなどの意見が出ました。

特に、市の補助金交付事業については、可能な限り議会での審査、市の補助金交付決定という手順を踏み、事業着手されることを強く求める意見がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成多数で原案可決と決定いたしました。

(2)議案第79号 原案可決

本案は、柳川市消防団条例の全部を改正する条例の制定についてであります。

消防組織法の規定により、柳川市における消防団の設置、名称及び区域、消防団員の定員等必要な事項を定めるもので、現在の柳川市消防団の設置等に関する条例と柳川市消防団条例の2つの条例をまとめ、団員定数の明確化とサービス及び規律等を詳細に規定しようとするものであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(3)議案第80号 原案可決

本案は、柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

人事院勧告に基づく国家公務員給与の見直しが図られ、国に準じて職員の給料表及び勤勉手当の支給割合等について改正し、併せて議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を改正するものであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（樽見哲也君）

以上で総務委員長の報告は終わりました。

次に、建設経済委員長の報告を求めます。

建設経済委員長（河村好浩君）（登壇）

皆さんおはようございます。議長の許可を得ましたので、建設経済常任委員会の報告を申し上げます。

12月6日の本会議において当委員会に付託を受けた議案1件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により、下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件につきましては記載のとおりでございますので、省略させていただきます。

4 結果

(1)議案第82号 原案可決

本案は、柳川市観光案内所の指定管理者の指定についてであります。

現在の指定管理者の指定期間が今年度末で満了するため、平成31年度から3カ年間の指定管理者を指定しようとするものです。

審査の過程において、施設の名称や観光案内所の駐車場、観光物産館「柳川よかもん館（仮称）」における観光案内所の設置等の質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

以上、建設経済常任委員会の報告を終わります。

議長（樽見哲也君）

以上で建設経済委員長の報告は終わりました。

次に、教育民生委員長の報告を求めます。

教育民生委員長（高田千壽輝君）（登壇）

おはようございます。議長の命により教育民生常任委員会の報告を行います。

12月6日の本会議において当委員会に付託を受けた議案5件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、傍聴者、4、案件については記載のとおりであります。

5 結果

(1)議案第78号 原案可決

本案は、平成30年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

人事院勧告に準じた給与改定や人事異動等に伴う人件費及び療養給付費等負担金と高額医療費共同事業負担金の前年度精算額の確定に伴う国庫への返還金を増額補正するものです。

歳入歳出それぞれ「1億6,260万円」を追加し、補正後の予算総額を「91億11万円」とするものであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(2)議案第81号 原案可決

本案は、柳川市民温水プールの指定管理者の指定についてであります。

現在の指定管理者の指定期間が今年度末で満了するため、平成31年度から3カ年間の指定

管理者を指定しようとするものです。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(3)議案第83号 原案可決

本案は、東山老人ホーム組合規約の変更についてであります。

東山老人ホーム組合の解散に伴い事務の承継に関し、組合規約の変更を行うものです。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(4)議案第84号 原案可決

本案は、東山老人ホーム組合の解散についてであります。

東山老人ホーム組合が運営する養護老人ホーム楠寿園の民間譲渡に伴い、管理運営する事務を廃止するため、平成31年3月31日で組合を解散するものです。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(5)議案第85号 原案可決

本案は、東山老人ホーム組合の解散に伴う財産処分についてであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（樽見哲也君）

以上で教育民生委員長の報告は終わりました。

各委員長報告が終了いたしましたので、質疑通告、考案時間のため暫時休憩をいたします。

午前10時12分 休憩

午前10時13分 再開

議長（樽見哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に行われました各委員長報告に対する質疑を報告ごとに行います。

まず、総務委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第77号 平成30年度柳川市一般会計補正予算（第3号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第79号 柳川市消防団条例の全部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第80号 柳川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、建設経済委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第82号 柳川市観光案内所の指定管理者の指定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設経済委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、教育民生委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第78号 平成30年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第81号 柳川市民温水プールの指定管理者の指定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第83号 東山老人ホーム組合規約の変更については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第84号 東山老人ホーム組合の解散については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第85号 東山老人ホーム組合の解散に伴う財産処分については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第3 議案の上程について

議長（樽見哲也君）

日程3．議案の上程について。

議案第86号から議案第88号までの3議案を一括上程いたします。

議案の朗読を求めます。

議会事務局長（樽見孝則君）

〔朗読省略〕

議長（樽見哲也君）

提出者の提案理由の説明を求めます。

初めに、議案第86号及び議案第87号の2議案について市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

日程3．議案第86号 平成30年度柳川市一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

今回御提案いたしております補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に222,585千円を追加し、歳入歳出予算の総額を31,016,640千円としようとするものであります。

歳出では、10款・教育費で222,585千円を増額補正しております。

内容としましては、市内小・中学校の特別教室のうち、使用頻度や防音の必要性を考慮し、音楽室、理科室、多目的室等に国の補正予算に計上されたブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金を活用して空調設備を設置することとしたものです。

次に、歳入について御説明申し上げます。

まず、9款・地方交付税では普通交付税につきまして39,300千円を増額補正しております。

13款・国庫支出金ではブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金43,585千円を増額補正しております。

20款・市債では小中学校特別教室空調設備設置事業費として139,700千円を増額補正しております。

第2表 繰越明許費補正では、小学校特別教室空調設備設置事業費など2件につきまして、翌年度への予算繰り越しを御提案しております。

第3表 地方債補正では、小中学校特別教室空調設備設置事業費について追加を行っております。

議案第87号 工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、ピアス跡地アスベスト除去及び建物ほか解体工事について、去る11月30日、一般競争入札を行いましたところ、消費税8%を含み、208,389,240円で、コガ信・大豊特定建設工事共同企業体、代表構成員、柳川市佃町1272番地、コガ信工業有限会社代表取締役、古賀信義が落札しましたので、工事請負契約を締結しようとするものであります。

工事の概要を申し上げますと、市内大和町鷹ノ尾にありますピアス跡地の南北2つの工場棟と事務室棟、守衛室棟内のアスベストを除去するとともに、これらの建物や敷地内の外構、附属棟を解体し、基礎ぐいの引き抜きを行うものでありまして、工期は平成31年6月28日までの予定であります。

以上、御説明申し上げますが、よろしく御審議いただき、御決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（樽見哲也君）

次に、議員提出の議案第88号について提案理由の説明を求めます。

11番（河村好浩君）（登壇）

議案第88号 主要農作物種子法にかわる福岡県独自の条例制定を求める意見書について提案理由の説明を行います。

主要農作物種子法は1952年に制定され、日本の農業、食の安全を守ってきました。稲・麦・大豆の品種開発と安定供給のために、国や都道府県の公的役割が明確にされています。同法のもとで稲・麦・大豆などの主要農作物の種子の生産、普及のために施策が実施され、農業者には優良で安価な種子が、消費者には安心しておいしい米などの農作物が安定的に供給されてきました。

しかし、2018年4月1日付で国会において種子法が廃止されました。種子法の廃止によって都道府県が行ってきた種子の改良や安定供給の取り組みに法的な裏づけがなくなり、今後、稲など種子価格の高騰や地域条件等に適合した品種の生産、普及などが衰退してしまうのではないかという不安が広がっています。さらに、地域の共有財産である種子を民間に委ねた場合、長期的には外資系事業者の独占や改良された新品種に特許がかけられ、日本の種子市場を支配していく懸念も指摘されています。このことは、我が国の食の安全・安心、食料主権が脅かされることにつながり、県民にとっても大きな問題です。

以上の趣旨から、福岡県において、現行の種子生産・普及体制を生かし、本件農業の主要農作物の優良な種子の安定供給や品質確保の取り組みを後退させることなく、農業者や消費

者の不安を払拭するために意見書を提出するものでございます。

議員各位におかれましては、御賛同の上、速やかに御決定いただきますようお願い申し上げます、提案の理由とさせていただきます。

議長（樽見哲也君）

提案理由の説明が終わりましたので、3議案に対する質疑通告、考案時間のため暫時休憩をいたします。

午前10時29分 休憩

午前10時40分 再開

議長（樽見哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより3議案に対する質疑を行います。

質疑通告者の発言を許します。

1番（白谷義隆君）

私は議案第88号の意見書の件についてお尋ねをいたします。

この意見書でこういった条例を求められているのか、教えてください。

11番（河村好浩君）

先ほどの意見書の中にもお話をしましたように、2018年4月1日付で国会において種子法が廃止されたということで、この廃止に伴って都道府県が行ってきた種子の改良や安定供給の取り組みに法的な裏づけがなくなったということで、生産者や消費者の皆さんが安定して安心できるような体制づくりを、今後、県において条例を定めてほしいと。要するに今後、種子の価格の高騰や地域条件に適合した品種の生産、普及などが衰退しないような形で条例を制定してくれということで意見書を提出したところでございます。

1番（白谷義隆君）

よくわかりました。

議長（樽見哲也君）

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第86号 平成30年度柳川市一般会計補正予算（第4号）については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第87号 工事請負契約の締結については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第88号 主要農作物種子法にかわる福岡県独自の条例制定を求める意見書については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 特別委員会の委員定数の変更及び委員の選任について

議長（樽見哲也君）

日程4 特別委員会の委員定数の変更及び委員の選任についてお諮りいたします。

オスプレイ等の配備に関する調査特別委員会について、委員定数を11名から12名に変更したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、委員定数を12名に変更することに決定いたしました。

ただいま委員定数が変更されましたオスプレイ等の配備に関する調査特別委員会の委員については、委員会条例第8条第1項の規定により白谷義隆議員、伊藤法博議員、佐藤勝広議員、今村智子議員、新谷信次郎議員、菊次太丸議員、佐々木創主議員、高田千壽輝議員、矢ヶ部広巳議員、緒方寿光議員、藤丸正勝議員、三小田一美議員、以上12名を指名いたします。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、ただいま指名いたしました12名をオスプレイ等の配備に関する調査特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

これにて平成30年第6回柳川市議会定例会を閉会いたします。

午前10時46分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳川市議会議長 樽 見 哲 也

柳川市議会議員 佐 藤 勝 広

柳川市議会議員 伊 藤 法 博